

第七十六回国会 参議院大蔵委員会 會議録第五号

昭和五十年十二月十六日(火曜日) 午前十時五十七分開会

委員の異動

十二月二十一日

辞任 对馬 孝且君

補欠選任 野田 哲君

十二月二十二日

辞任 寺下 岩蔵君

補欠選任 青木 一男君

十二月四日

辞任 戸塚 進也君

補欠選任 藤田 正明君

十二月九日

辞任 上條 勝久君

補欠選任 細川 護熙君

十二月十日

野田 哲君

濱本 万三君

十二月十五日

辞任 濱本 万三君

野田 哲君

十二月十六日

辞任 細川 護熙君

上條 勝久君

柳田桃太郎君

補欠選任 青井 政美君

補欠選任 山崎 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長 松垣徳太郎君

委員長 山崎 五郎君

委員

吉田 実君 辻 一彦君 鈴木 一弘君 栗林 卓司君

青井 政美君 青木 一男君 上條 勝久君

河本嘉久蔵君 嶋崎 均君 中西 一郎君

嶋山威一郎君 藤川 一秋君 宮田 輝君

大塚 喬君 寺田 熊雄君 野田 哲君

野々山一三君 吉田忠三郎君 矢追 秀彦君

近藤 忠孝君 渡辺 武君 野末 陳平君

大平 正芳君

大蔵大臣 大平 正芳君

大蔵政務次官 梶木 又三君

大蔵大臣官房審議官 山内 宏君

大蔵省主計局次長 高橋 元君

大蔵省主税局長 大倉 貞隆君

大蔵省理財局長 松川 道哉君

大蔵省証券局長 岩瀬 義郎君

大蔵省銀行局長 田辺 博通君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

本日の会議に付した案件

○昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る十一月二十二日、寺下岩蔵君が委員を辞任され、その補欠として青木一男君が選任されました。

また去る四日、戸塚進也君が委員を辞任され、その補欠として藤田正明君が選任されました。本日、柳田桃太郎君が委員を辞任され、その補欠として青井政美君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 審査に入る前に、一言委員長として申し上げます。去る十一月二十日の大蔵委員会における事態は委員会運営の本旨にかんがみ、はなはだ遺憾なことであります。責任者としてここに陳謝の意を表します。委員長として今後委員会の審議を円滑かつ十分にを行うため、委員各位の御理解と御協力を得て公正な委員会運営を行います。

○委員長(松垣徳太郎君) 昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十年年度におきましては、景気の停滞等により、租税及び印紙収入並びに専売納付金が、当初予算に比べ大幅に減少すると見込まれる状況にあります。

現下の経済情勢にかんがみ、租税収入等の減少を補い、五十年年度予算の円滑な執行を図るためには、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、特例公債を発行できることとする等の措置を講ずる必要があります。

このため、昭和五十年年度の特例措置として、昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案を提出する次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。まず、昭和五十年年度の補正予算において見込まれる租税及び印紙収入並びに専売納付金の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることといたしております。

次に、租税収入等の減少を補うという特例公債の性格にかんがみ、租税収入の実績等により発行額の調整を図るため、この法律に基づく公債の発行は、昭和五十年年度の出納整理期限である昭和五十一年五月三十一日まで、この期間に発行することができることとし、あわせて、この期間に発行する特例公債に係る収入は、昭和五十年年度所属の歳入とする

ことといたしております。また、この法律の規定に基づき特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その償還の計画を国会に提出しなければなら

ないことといたしております。

なお、この法律に基づいて発行される公債も、少額国債の利子の非課税制度の適用を受けることができるよう措置することといたしております。以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松田徳太郎君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 まず私は、大蔵大臣に公債政策の基本的な性格について伺っておきたいと思つて、

国に必要な資金を調達する方法として、言うまでもなく第一は租税収入、それから事業収入、そして公債という三つの分野に分かれては、

格別に異なる性格を持っており、しかも、相互に非常な関連を持っており、

租税の基本的な特徴といたしましては、政府として必要な資金を調達するために個人、法人の所得や資産を公

権力によって強制的に削減をすること、こういうことにあると思つて、同時にそれは、財政年度

主義によって納付された租税がその年度において予算を通じて国民はどのような公共サービス

を受けることができるか、あるいはまた、国民としてそれを知り得ることができるわけであり、

また、議案審議を通じて間接的ではありませんけれども、租税のあり方は非

じて提供をされるか、その是非について意思表示をすることができると思つて、

これが財政民主主義の基本であると思つて、ところが公債の場合には、当該年度においては国民は何らの

資産の提供を要求されることはない。しかし、その年度に受けた公共サービスの負担が未来の納税

者の負担に転嫁をされる、後々の国民に納税として転嫁をされる、

こういう特徴を持っていると思つて、このことは非常に重要な矛盾を持つこと

になると思つて、端的に言えば、今年度の

政策に必要な金を、現在参政権も持っていない、そして将来の所得の予測もつかない、現在高等学校へ行っている生徒あるいは中学生とか小学生、

こういう人たちの将来の負担をいま課することに

なると思つて、私は、公債という政策については、租税との関係においてはそういうふう

に理解をしておるわけであり、この公債政策の基本的な性格について、

大臣の所見を伺っておきたいと思つて、

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり、租税その他普通の歳入の場合、今日の国民が今日の必要

に応じて負担する性格を持っており、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

それが、それが財政の本然の姿であると思つて、それが、それが財政の本然の姿であると思つて、

公債収入の場合には租税収入と非常に根本的に違う性格を持つておると思つて、

まず第一に、租税の場合には無償であり強制的である、

公債の場合には有償であり任意の性格を持つておる、

そのために資金の調達に非常に安易に行われる、

そういう性格を持つておると思つて、

それから第二番目には、租税の場合には、その性格から短期に巨額の収入を調達することは非

常にむずかしい。公債の場合には、任意であるがために短期に巨額の収入を調達できる。そのた

めにしばしばこれが安易に運用される傾向にあつて、

戦争中は戦費の調達にしばしばこの方法が用いられたし、

また、わが国の場合でも諸外国の場合でも、

景気刺激策にしばしばこの制度が利用されてきておると思つて、

三つ目には、公債は租税の先取り、前取りという性格を持つておるために、

国民の負担を非常に長期にわたつて分担させるという性格を持つておると思つて、

この負担を階層間の負担関係についても変化をさせるということが

できるという性格を持つておると思つて、

つまり、現在必要な資金を調達する場合に、税によって調達をしようとする場合には、

高所得者や低所得者の場合の税の負担割合、これは現行税制

によって行つていくかと思つて、

ところが、これを公債による場合には長期にわたつて国民の負担を分担させるわけであり、

現在の税制による国民の負担割合とは、これを将来変化をさせて負担をさせるということが手

段、方法として可能だと思つて、

そういう性格を持つておると思つて、

それから四つ目には、租税の場合には、民間の消費と貯蓄と両方を減少させるという性格を持つ

ておりますが、公債の場合には、民間の貯蓄だけを削減させる、

こういう性格を持つておると思つて、

そのほとんどを市中金融機関から調達をしなければならぬ。そして一年後には日銀の買いオペ

レーションということになってくると、通貨の過度の膨張という問題を当然招いてくる。インフ

レションの進行と、こういう別の要素が加わつてくると思つて、

こういうふうな公債の場合と租税の場合とは、その性格に非常な違いがあるのではな

いか、

大蔵大臣は、本来の姿ではないけれども、一定の歯止めをしながらやむを得ず

こういう方法をとらざるを得ない、

将来に必要資金を調達する場合には、これを

租税による場合と公債による場合と、国民の負担の性格も非常な違いが出てくると思つて、

そういう租税と公債の場合の性格の違い、

点について大蔵大臣はどういうふうな認識をされているか、その点を引き続いて伺いたいと思つて、

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり、公債の場合と租税の場合、納税者の気持ち、あるいは公債に応募した者の気持ちには大変な相違がございます。また、これを、この歳入を得る政府の側におきまして、

仰せのとおり租税の場合よりも公債の場合安易につきやすい傾向があると思つて、

の注意を加えてまいらなければならぬことは申すまでもないことだと思ふのでありまして、まさにあなたの言われる税との性格の相違というものを踏まえてから、公債政策の立案と遂行に当たるといふことでなければいけないと存するのでございまして、御指摘の点につきましても、全く私も同様に存じますし、そういうことを十分念頭に置きまして、公債政策の運営に当たらなければならぬと考えます。

○野田哲君 先ほど来の私の私税と公債の性格の違いということ、そして公債の場合には税の先取りという性格を持っており、それを後々に長期にわたって国民の負担に分散をさせていく、負担を分散をさせていく、こういう性格を持っているとするならば、当然この発行計画に当たって償還計画というものが具体的に明らかにされなければ妥当性を欠いてくる、国民には十分な納得を得ることができない、こういうふうになるわけでありまして。昨日の国会議での質問の中でも償還計画について全く具体的な内容が提示をされていない、お答えになっていない、こういうふうになっておりますので、この際大蔵大臣からこの償還計画についての具体策、これをどう考えておられるのか、この点をまず伺っておきたいと思ふます。

○國務大臣(大平正芳君) きこの本会議で大蔵委員を初め本院の先生方からの御質疑を受けた中で、いま野田さんが御指摘になられる償還計画といたことが今日の場合いまいである、確立してないという御指摘があったのであります。そこで、やや形式的なことにはわたって恐縮でございますが、私がお申し上げたのは、償還計画というものは今度われわれが発行しようとする、御承認を得たならば発行していただくこととしておる公債は十年満期の公債でございます。したがって、十年たてばこれは償還するわけでございます。昭和六十年に、そして一括して発行するわけでございますから、分割して償還するといふ仕組みになっていないわけでございます。一括して発行して、一括して償還するんでございますから、

償還計画というのは昭和六十年に現金償還いたしますというところが一番正確な答えになるわけなんでございます。ところが、皆さんのおっしゃる意味はそうではなくて、その場合に、償還の財源の積み立てというが、用意というか、留保というか、そういうものが年次別にどのように政府は用意されるのかという意味で償還計画という言葉を使われておるようにならぬかと、私どもも言っている償還計画と言葉の使い方がちよつと変わっていると思ふので、その点ちよつと御理解得ておきたいと思ふのでございます。それは償還財源をどのように年次別に考えるかということでございます、いまの御質問はそのように受け取ってお答えいたしましたと思ふます。

それ、私どもそれを、これは六十年に全額償還するといふ場合におきまして、まず考えられますことは、そのときに借りが返すということも可能なんでございますけれども、衆議院で私どもがお答え申し上げてまいりましたように、私どもこの公債は特例公債でございます、なるべく早く償還し尽くしたいと、そして特例公債から早く脱却したいと存じておりますので、この公債は借りがかえりたしませんというのを申し上げておるわけでございます。したがって、補正予算の説明におきましても、建設公債の場合には借りがかえりたことが書いてございませぬけれども、今度の場合は書いてございませぬ。それは借りがかえりたしないということでございますので、そういたしますと、どうしても昭和六十年までには耳をそろえてそれだけの金の償還財源を用意しなきゃならぬわけでございます。

そこで政府は、そのために、まず減債制度として現在ございする百分の一・六の定率積み立てというのがございますが、それはそれとしてまず充てます。それから第二に、剰余金の――普通建設公債の場合におきましては二分の一を国債整理基金特別会計に繰り入れるということになっておりますけれども、特例公債の償還までは剰余金の全額を繰り入れるということにいたしたいと存じて

おるのでございます。それから第三に、これが一番大きなアイテムでございますけれども、必要に応じて予算繰り入れをいたしますというところを言っているわけでございます、この三つの方法によりまして償還財源を国債整理基金特別会計に積み立てておきまして、六十年の償還に事欠かないようにいたしたいと考えております。

問題は、第一の定率繰り入れは問題ないわけでございますけれども、第二の剰余金でございますが、特例公債を出さなきゃならないようなときに剰余金が出るような財政でないわけでございますので、これを発行する、特例公債を発行している間は私は剰余金に期待はできないと考へます。だから、特例公債を出さなくなるときから、第二の全額繰り入れは働いていくべきものと考へております。

それから第二の問題は、第三に申し上げましたこの予算繰り入れでございますが、この予算繰り入れが、皆さんがおっしゃるのは、ちゃんとこのような計画で積み立てておられる、六十年には心配ないように、償還財源はちゃんとこのように積み立てられるから心配ないというのを明かに、証明しなさいという趣旨だろふと思ふのでございませぬ。そこが、政府の方で申し上げておられるのは、そういうことにはいたすために、これから先の財政の展望というよりは財政の計画が、六十年までの間の計画が立っていないければならぬわけでございます。まして、それでこれだけの償還財源を何年度に計に繰り入れますかということをお約束しなければならぬわけでございますが、そうなりますと、財政計画というものが立たなければなりません、事実のところ、両院で私が御説明申し上げておられますように、内外の状況が非常に流動的でございますので、いま来年年度の予算の案がまだはつきりつかぬような状況でございますが、十年先までの財政計画を持って繰り入れの年次表というふうなものまで用意せよと言われてもそれはちよつとかなたしを強いる、それができれば非常に幸せのこと

とでございますけれども、それは非常にむづかしゅうございするもので、それは勘弁してください、それでいまま言つた三つの繰り入れの方法によりまして、必要な資金は、償還財源は積み立てていくようにすることを財政運営のほう基本の、体を張った原則としてわれわれは当たるのでございませぬから、その点は政府を御信頼いただけますまいかということを衆議院からずつとお願ひをしてきておるのでございませぬが、いまだにまだわかつたと言つていただいでいないのでございませぬ。

そこで、私はきのう大蔵さんにお答え申し上げたのは、しかしそんな繰り言ばかり暗い表情で話してもいけませんので、これはやつぱり計画と言わなくても、展望というふうなものは政府としてもできるだけ考へてみる必要があると、で、五十一年度を起点といたしまして、政府もいろいろの長期計画を起す点を中心として考へておられるのでございませぬから、それは財政を外してそんなことは考へられないわけでございますので、かたがたそういう長期計画とその関連も考へながら、財政の計画とまでまいらなければならぬ一つの展望というふうなものをできるだけ長期計画の策案との関連も考へながらひとつ工夫してみたいと存じておられますが、これはしばらく時間をかけていただきたいと、漸次そういつたものをやらせて御審議をいただくようにしたいと思ふます。御返事をきのう申し上げたわけでございます。

大蔵長くなりましたけれども、考へ方といったしましては、償還計画と償還財源の積み立てということとはちよつと話が違つたということ、償還財源につきましても、いま申し上げましたように、三つの方法をいま考へておると、その数字的な計画はむづかしいが、展望というふうなものにつきましてもできるだけまあとつ考へてみたいと思ふますと、いふことをとりあへずのお答えとしておきたいと思ふます。

○大塚哲君 たいまの野田議員の質問に関連してお尋ねをいたします。

きのう、私も償還計画について本會議で大蔵大臣、総理にお尋ねをしたところですが、大変言葉の上で説明あったことは、おっしゃる意味のことはわかりました。しかし、具体的な内容で、この特別償還で発行するものは二兆二千九百億、これを昭和六十年に支払いをする、こういうことになっておられるわけですね。その償還のための特別会計、これにどう財源を積み立てていくかという、そのところが一つ懸念になるわけですが、(1)の年度当初の国債の一・六%の定率繰り入れ、これは必ずやると、それから二番目の剰余金の二分の一はこの特別償還を発行する期間は、それは無理だと、第三は予算繰り入れと、こういう三つの柱で償還をするんだという言葉で大臣は答弁をされておられるわけですが、二兆二千九百億の特例償還を十年間で返済しなければならぬ義務を負うわけですから、その財源の積み立て計画というものが十年間に一体どれだけの額を三つの柱でそれぞれ繰り入れていくと、特別会計に、だけれども、その一年間分の二兆二千九百億、それを昭和五十一年度もその三つの柱——当分の間は二つだけになるだろうと思うのですが、それで償還の財源を積み立てするんだと、その一年間の三つの合計が二兆二千九百億になるのかどうか、あるいはそういうのを一切、ずっと昭和五十九年までは一切積み立てしておかないで、三木総理がやっている間は後の者に責任をかぶせて、自分は一つも財源をそこへ積み立てておかない。大平さんが大蔵大臣やっている間は、大変いま窮屈だから、そういうふうなことはやらないという方針なのか。毎年その返還財源については十分の一の二兆二千九百億、三つの、ともかく合計としてずっと特別会計に積み立てていくのかどうか、そのところがひとつはつきりしないわけですね。そのところを大臣から明確に答弁をいただきたいと思うわけですね。

○國務大臣(大平正芳君) 国債は大塚先生も御案内のように、国の信用が土台になって発行されるものでございます。内国債であれ外国債であれ、

日本国の信用を背景にして発行されるものでございます。日本国の信用というのは、私から申し上げてはなんでもございませうけれども、私は相当高い信用を持っておられると思うのでございませう。たとえば、戦後初めてポンド債、ポンド建ての外債の借りがかえりまわりの市場でやったことが十年ほど前にございましてけれども、どの程度これは応募があるかと思つて、私も、私、当時外務大臣をしておつたわけでもございませうけれども、皆興味を持って推移を見ておりましたら、二十八倍の応募があつたわけでもございませう、ニューヨークの市場、フランクフルトの市場、ロンドンの市場を通じてございませう。私は、第一流のやはり信用を持った国でございませう。六十年に私も私が完済いたしましたというところ、そういう計画を狂わしたことが全然ないんです、明治、大正、昭和をわけても、日本の政府というのは、だから、そういう高い信用を享受しているわけでもございませう、わが大蔵省が、六十年には、これは耳をそろえて現金償還いたします、借りがかえを行わずに、という不返転の決意をしたことは、もう驚きも疑うこともなく御信願いただきたいと思つておられます。世界中がそれを信頼してくれたいと思つておられます。大塚さんもぼくは内心御信願をいただいております。お立派な大金でございますし、二兆二千九百億という十分の一ずつは少なくとも積み立てておかないわけにはいかないかという御注意はよくわかるわけでもございませう。ところがそれをやるためには、これはもうこの際、これだけの、ことし出した特別償還の償還財源でございませう、ことし出したいたしまして積み立てていくというところ、不可能ではございませう、従来そういうことをしないで、われわれは減債制度を持ち、いままでもこれを運用して高い信用を享受してきたわけでもございませう、今度の場合もそれひとつ御承認をいただきたいというのが、われわれのお願いでございます。しかし、巨額の国債になりますし、

また特例交付国債でございませうから在来のやり方ではないかというところで、剰余金も全額の繰り入れ、それから借りがかえもしない、それから予算繰り入れの方法も考えておられますというところ、特に国会にお約束を申し上げたわけでもございませう。それで、まず私は御信用をいただきたいと思つてございませう、それだけでもなかなかいまままでの論議を通じて御信用いただけませんので、きのうあなたにお答え申し上げましたように、また財政の展望というような問題につきましても、これから先相当長期にわたつて日本の財政はどうかという点、ひとつ姿をもつて推移していくものであろうかということをお尋ねの材料として差し上げるようにしなければならぬと考へておるわけでもございませう。と申しますのは、早い話が、たとえば東京電力が社債を出すときに、五百億の社債をかりに出す場合に、おまえさんの方は、これ毎年毎年これだけの積み立てをやつておられるか、聞いて聞かぬはだれもいないんです、東京電力でさね、日本国は東京電力より信用があるはずなんです。東京電力の場合は毎年毎年おまえの方はどれだけの電力の収入があつて、どれだけの人件費を払つて、どれだけの燃料を払つて、こういう収益状況になつて、これからこれだけの社債のその償還財源を積んでおくから、それだからおまえの社債は買つてやろうなというんじゃないんです。東京電力というのは、木川田さんが率いるあの電力というのは、あれはそれだけ信用して皆が買つておられるんですよ。ところが日本国の場合は、東京電力よりずっと高い信用があるんだけれども、これだけの財力がないと、これは発行することとはどうもいふことがない、いささか日本国に対して酷じゃなかないかということでもございませう。恐らく私は、だからあなたは、この国債の発行について技術的な問題でなくて、日本国の財政自体については、こういうたくさん公債も出しているが、大平君、これは将来どうなるんだらうかというふうな、つまり国会議員としての財政論を、財政の展望という点についての関心を持たれてはいるがゆゑに、

皆さんも同様であらうと思つてすけれども、だから、それについての財政論議を、ぼくは衆議院でもずっとやつてきたんだけれども、財政論議なんですね。公債の発行、償還なんというところは、社債の発行、金融債の発行よりずっと簡便にあつてしかるべきだと思つておられます。金融債や社債がいろいろな償還財源の積み立てがどういうふうに行われておられるかという点、だれもそんなこと求めておられない。国に対して求められるというのは、ぼくはおかしいと思つたけれども、それはともかくとして、国会でそれが問題になるというのは、財政が将来どうなるんだらうかということ、全体としての国会の御論議だらうと思つておられる、そういう意味では私もよく理解ができますので、いま非常に流動的、内外の状況が非常に不安定なときでございませうから、的確な材料、数字を出せといつた、それは無理でございます、しかし、できるだけ展望というふうなものができないかというふうな点について、せつ々しく勉強して、それで御審議に供したい、ということをお申し上げておられてございませう、御理解を賜れば大変幸いですと思つておられます。

○大塚君 いま大臣から答弁をいただいて、その日本の国債は大変信用あるんだと、そのとおりだと思つておられます。それから、昭和六十年に必ず返す、踏み倒しはしない、こういうおっしゃることもわかりました。

で、いま東京電力の社債の例を引いて、大臣が答えをされたわけですが、私はそれは大変筋違いと申します、国会の審議について、大蔵大臣ともある、大平さんともある方が、そういう論議をここに引き合ひに出されるというところは、大変迷惑で、當を得ない私は説明のようにお受けをいたしました。首を振つていらつしやるようです、私は率直にそう思つておられます。なぜかと申しますと、この特別償還の発行ですね、ことしは二兆二千九百億円で、ですが来年は、新聞の報道などでは七兆円、そしておとといかの新聞に出ておりました大平派の会合では、大蔵大臣に十兆円の国債

を出せ、こういうことを進言するということであろうな、  
そういう報道も拝見いたしましたところであります。  
そうしますと、来年も赤字だ、この国会に特別債  
の審議をお願いいたします、再来年も赤字だ、ま  
た特別債の審議をお願いいたします、再来年もお  
願いたします、こういうことになって、六十兆円か  
ら七十兆円もの国債が累増を見込まれる、こうい  
う状態になったときに、この国会の審議の責任と  
して、ことしは二兆二千九百億円で済ませ、と  
もかく三つの特別会計の積み立て、基本として一  
年間に十分の一の二千二百九十億円をその三つの  
窓口から積み立てていってこそ、初めてことしの  
二兆二千九百億円については、この国会の審議で  
国民にその責任を負った形の審議ができるわけだ  
と思うわけです。で、大臣はさっきの三つの柱の  
うちのいわゆる剰余金の二分の一の繰り入れは、こ  
の特別債を発行する間はその繰り入れをやめ  
る。そうすると、(1)の年度当初の国債総額の一・  
六%の額を繰り入れる分と、(3)の予算から入る分  
と、この二つの方法で大臣が当分の間はその基金  
を考えられておる。しかしながら、その計画が最  
後の五年間に二兆二千九百億円の元金を一挙に積  
み立てるものやら、あるいは昭和六十年年度になっ  
て、それまではこの二兆二千九百億円分の返還の  
資金を全然考えないで、信用して、信用し  
ると言っておいて、そして六十年年度になって二兆  
二千九百億円、それだけならばまだ問題が少なく  
ないと思うわけですが、これから毎年のようにこの特  
例債の発行が繰り返される、こういう状態の中で  
いま大臣がおっしゃったような答弁では、われわれ  
がここでこの法案の審議について責任を持った  
審議を、ともかく後代にツケを回すわけです。そ  
の後代にツケを回すのに、それらの人が元金も金  
利もどうなっているのか、全然わからない、こう  
いうような審議の仕方は国会の審議としてはとる  
べきものではないと私は考えて、重ねてこれらに  
ついて、ともかく年度別に、どういう方法、三つ  
の方法のうちどの方法でも、いろいろそのとき  
によって方法はありましようけれども、割合はあ

りましようけれども、原則として二千二百九十億  
円の返還資金だけははっきりと確保するんだ、こ  
ういうことをやれば国民に明示をすべきだと私  
は思います。重ねて大臣の答弁をお願いいたしま  
す。  
○国務大臣(大平正芳君) 御趣旨はよくわかりま  
すけれども、二千二百九十億円を積み立てること  
は、少なくともこの特別債を発行しておる間積み  
立てておれば、特別債にさらにそれだけの金を多く  
発行させていたで、またこっちに積み立てる  
ということになるんです。つまり、だからそうな  
るとするならば、特別債を減らした方がいんです  
から、特別債を発行している間は、予算繰り入れ  
とか、あるいは剰余金の全額を繰り入れるとかい  
うふうなことは私はそれに期待を持つことは非常  
にむずかしいということを先ほど申しましたわけ  
でございます、特別債から脱却した時点で剰余金の  
全額の繰り入れとか、あるいは予算の繰り入れと  
かいう方法で満期までの間には償還財源はつくり  
ますというのが、いま政府が申し上げておるところ  
でございます。ことしから早速二千二百九十億円  
ちやんと積み立てておくと、いま私も  
うざりぎりぎり最小限度の特別債の発行をお願いし  
ておるわけでございます、大塚さんの言われるこ  
とだったら、また二千二百九十億円特別債をふや  
しまして発行していただいで、そいつをまたそ  
れより二千二百九十億円を積み立て、国債整理基金  
特別会計の方へ繰り入れるというようにしないと  
いかぬわけでございます、それはむだなこと  
じゃないかということ、そういうことはいない  
ていなくてあります。いずれにいたしましても、  
国全体の予算といたしましては、ことし一兆円  
ばかりの国債費というものを予算の中で国債の利  
子と、それから元金の償還の財源として歳出に計  
上していただいでおるわけでございます。財政  
運営全体といたしましては、借入かえは行わずに、六  
十年までにはきちんと満額現金で償還できるよう  
にいたしますということを日本政府がともかく厳  
粛にお約束をいたしておるわけなのでございます

から、それは危ないじゃないかなっておっしゃら  
ぬで、そこは信頼していただかなければ、恐らく  
私は、もう全世界だれも信用してくれなくなると思  
うのですが、そういうことはよくあたりまえのやり  
方じゃないかと思うんでございまして、ただ、冒  
頭に申しましたように、しかしこんなにはよく  
の特別債を出さないとかぬということとはよく  
いこととでございます、またことしばかりでなく、  
来年も相当の特別債に依存せざるを得ないとい  
うこととでございます、したがって、日本の財政全  
体としてあなたが国会議員のお立場でいろいろ御  
心配をいただくと、これは非常に当然なこと  
とでございますので、財政運営の問題として将  
来の展望についていろいろ御心配になられること  
につきましてはよく理解できるわけでございます  
。その御心配にこたえて、できるだけだけわれ  
も将来の展望はクリアにしていくように努力をし  
て御審議にこたえなければならぬと考えておるわ  
けでございます。償還計画につきましてはあらま  
し、そういう考えでおることとでございますので、御  
理解をいただきたいと思っております。  
○大塚香君 大臣のまあ苦しい答弁ですが、その  
考え方というのは大変綱渡りのような危険なもの  
があると思っております。  
で、来年度はともかく、私さうも申し上げま  
したように、利子の支払いだけで一兆八千億。そ  
して大臣の答弁の中には特別債を発行する期限と  
いうものが見通しが全然考えられておらない。仮  
にこれが三年続くとやら五年続くとやら、ある  
いは場合によって七年も八年も続くような、そ  
ういふ事態は国家のために大変不幸なこととす  
けられ、ないということには、いまの大臣の答弁か  
らはいままで続くというまことに明確な答弁が考  
えられないわけでありまして、いま大塚大臣の  
所信として、公債の発行はこの一兩年度にとめる  
と、こういうようなお話があって、その後はその  
二兆二千九百億円について均等に、七年なら七年  
で基金を積み立てて、特別会計に積み立ててお  
く、これを返還の基金に当てると、こういうよう

なお話でもあれば、そこで話がわかるわけですが  
れども、全然旨めっぽうな、いつまで特別債が統  
くのか、その間は基金の積み立てはしないと、こ  
ういふようなお考えでは危なくて審議にならない  
じゃないですか。どうなんです、これは。そのほ  
かにも、来年以降の特別債がずっと入ってくる  
わけですから、最後にいって、みんな最後のどん  
詰まりへいっちゃって、もう償還間違いなく踏み倒  
しをしないで払いますと、こう言っておったって、  
現実には支払いができないんじゃないんですか。  
どうなんです、これは。  
○国務大臣(大平正芳君) 特別債を發行中は、特  
例債をできるだけ少なくしなけりやいけませんの  
で、特別債の償還に必要な積立金まで特別債に  
よって調達するということはいたさないというの  
が政府の方針でございます。  
第二の問題は、今後特別債はいつまで發行する  
かというめはまだまだはっきりしないじゃないか  
と、仰せのとおりでございますけれども、五十  
一年度、いまちょうど予算の編成中でございます  
けれども、五十一年度は大変残念ながらまだ経済の  
立ち直りが十分でございまして、思うような歳  
入が期待できないわけでございます、明年は依  
然として私は相当巨額の特別債に依存せざるを得  
ないと考えております。しかし、ことしやや経済  
の展望も内外若干明るさを加えてきております  
が、歳入というものは若干それからとこうタイ  
ムラグを置いて出てまいりますので、私は五十  
二年年度から少なくとも特別債を減らすという方向は  
とれるのではないかと考えておりますが、どうい  
う金額になるかというところまでまだ国会  
に対して申し上げる自信はないわけでございます  
。いずれにせよ経済あつての財政でございま  
すので、とりあえずいま財政といたしまして経済の  
立ち直り、経済の回復を財政の力で図りまして、  
それで将来の歳入を培う基礎をつくっていか  
ねばならぬわけでございます、なるべく早く特  
例債からの脱却の日を迎えたいということで精  
いっぱい努力をしておるところでございます。そ

んなに長く御心配をかけるつもりはないわけでございますが、正確にいつからいつまで、どれだけということになりますと、国会での御質疑でございますので、自信を持って申し上げる数字が固まらないとなかなかお答えできませんのでございませうけれども、方向としてはそういう方向で努力をいたしておるところでございます。

○吉田忠三郎君 関連。

大臣ね、いまつまり国会に責任を持って答えられるようなものがないと、こうおっしゃいますね。ですから、この国会は会期中に何とかかんとか、こう言つてね、会期終わった後に五十年年度予算編成と、こう言っているわけでしょう。あなたがおっしゃったかおっしゃらないかは別として、新聞紙上で七兆か八兆円を来年度やっばり赤字公債を見込まなければ五十一年度の予算の歳入の見込みが立たない、こういうことが言われているわけでしょう。そうしますとね、かなり大蔵省ではこれは煮詰めていることになりませんか。いまの二兆三千億の赤字公債発行と来年度の赤字公債発行と、これは無関係じゃないわけですよ。ですからね、せつかく、いまここで特別法審議中ですからね。それはラウンドナンバーまではつきり申し上げるとは言いませんけれども、来年度はどうなるのか、来年度でしかれば赤字公債一切発行しなくてもよくなるのかどうか、こういう点だつてやっばり明らかにしないとい、これは審議できないんじゃないですか。

○國務大臣(大平正芳君) だから、いま申し上げましたように、経済の立ち直りがはかばかしくございませぬ。生産、出荷が若干回復の足取りを見せてまいりましたけれども、これが歳入にどう響いてまいりますか、ずいぶん後にならないと出てまいらないわけでございますので、来年の予想といたしましては、今年度の当初予算でわれわれが見積もりました歳入予想額を相当下回った歳入しか来年度においては期待できないのではないかとわれわれは考えております。したがって、吉田さんが御指摘になりましたように、相当巨額の公債

に依存せざるを得ないわけでございます。ことし二兆二千九百億の特例債をお願いしなければならなかったわけでございますけれども、来年度はこれより少ない公債で済ませたいという努力をしてみたいと思つておられますけれども、非常に至難な状況でございます。これを御報告申し上げておきたいと思つております。ただ経済の回復が来年度において相当期待できるわけでございますので、明後年からはこの特例債の発行額は減額していくことが私は可能でなからうかと考えております。

○野田哲君 いまいろいろ説明があつたわけでありませうけれども、これは全く核心に触れた国民が納得するようなお答えになっていないと思つております。大平大蔵大臣は、日本国を信じなさい、私を信じなさい、こう言われるわけでありませうけれども、これは二兆とか三兆とかで、だれも国民は日本国がつぶれるとは思つていないのです。問題は、これが将来国民にどういう負担になって振りかかってくるか、これが不明確だから、そこをどうするかを一番知りたいわけなんです。ことしの場合で言え、今回の特例公債二兆二千九百億、それにこの建設国債の追加一兆一千九百億ですが、今度の補正予算で三兆四千八百億円という新たな国債の発行を予定をされておられるわけですから、今年度だけで五兆円を超しておられるわけですね。そしてしかもいま大塚さん、吉田さんの方からも言われたように、新聞ですでに昭和五十一年度については七兆円を超えるものが予定をされておられるということが報道されておる、あるいは大平派の会合もあつた。それから通産大臣は十兆円以上、こう言っておられるわけでしょう。そうすると、五十年年度と五十一年年度で、いま新聞に報道されているような形が実際に実行されるとすれば、十兆兆円ということになつてくるわけでしょう、二年度で。これは国民一人当たりすれば十兆円を超える金額になるわけですよ。四大家族とすれば、四十兆円ないし五十兆円のもの将来国民の負担という形で決定されるわけなんですよ。いろいろないまこの償還財源についての三つの方法が説明ありましたけれど

も、しよせんはこれはやはり国民が租税という形で負担をするわけですよ。私、先ほど公債と税制との関連についての性格というものを大臣にも指摘をして、伺つて、そのことについてお答えがあつたわけですよ。これが租税で、いまだどういう租税をもつてこの必要財源に充てるかというところで税法を審議するのであれば、それなりに国民は自分でこの負担がかかってくるというところがわかるわけでありませうけれども、いま特例公債という形で、将来国民にどういう負担になってかかってくるかということがいまいくわからない状態の中で、日本を信じなさい、大蔵大臣が体を張るから信じなさいと言つたつて、これは国民は信じるわけにいかないんですよ。ですから、いま大塚さんなり吉田さんからもそれぞれ指摘があつたように、一番問題はこれからの財政がどうなるかというのを心配をするわけでありませう。大臣自身も財政の展望を持ちたい、そのためには時間をかしてもいい、こう言われておられるわけですよ。ですから、私もやはり財政の展望、そして年次別の償還の財源をどう十年間の間に準備をしていくのか。そのためには一体国民の税負担はどうなるのか。こういう点をここで具体的に明らかにされるなければ、私たちが安易に金額だけ、ああ、さうでございますか、それだけの金額が今年度必要なんですと、それで、これを簡単に通して、国民にはそれによつて新たな大きな負担が残されるわけなんです。その点をやはり国会審議の場で十分説明をしておくことが、この大蔵委員会での審議の任務であると思つておるんですよ。そこをこのところをもつと具体的に説明がなければ、そこから先の審議が進まないのじゃないですか。こういう点を私は大蔵大臣に聞きたいのです。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せになること、一々もつともなうございまして、私もそのとおりに考えております。ただ今日の場合、公債をこれだけ発行しないで済みますことが是非か、もし発行しないので済みますことが是非か、これは一つ大きな選択の、そういう選択の可能性がござい

ますならば、それは確かにりっぱな選択だと思つてます。けれども、今日それではそういうことを、経済の状況を考慮してみた場合に、歳入歳出にわたつては増税を、歳入については思い切つた削減をしようということがいまやれるかというところ、私はそういう時期でないと思つてございまして、したがつて、政府の選択は公債を出す方がいいか悪いかという選択の問題ではなくて、これは、この際は公債を出さざるを得ないという判断をいたしましたわけでございます。それが第一点でございます。

第二点は、しかしながら、しかしそれは異例中の異例の措置でございますし、こんな状態をいつまでも続けておつてはいけませんので、できるだけ早く公債から、こういう姿の公債から脱却した財政を考えなければならぬわけでございます。仰せのとおり、これは将来国民の負担にかかるとはございませぬ。したがつて、これから脱却をするにはどうすべきかという、これからの展望を開いていかねばならぬわけでございます。したがつて政府は、それでは何を、どういうことをやっているかというところでございますが、第一に、来年それでは歳入についてどういふことを心組んでいくかという、先ほど申しましたように、思ひ切つた増税を考へて公債を減らすということができないという経済の状況でございますが、しかし、経済がもつと立ち直つてまいりますと、本来やはり新しい財源を求めなければならぬ時期がくると思つてございませぬ。そういう時期に備えて現行税制にどういふ不都合があるか、どういふ不公正がまだ残つておるかという点を洗いざらい一遍見直しておかなければ、次の財源を考へるにいたしません。国民の御納得が得られないのではないかと、そういう意味で租税特別措置を中心といたしまして、いま洗い直しをいたしておるという点が第一点でございます。それから第二点は、これは将来の税で払わなければならないわけでございますが、国民のいまの税負担

は、どのぐらいが適正なものであるかという基本問題につきまして税制調査会で御審議を願っておるわけでございます。どういふ税金をどうするかというふうな問題までまだ御相談をいたしてないわけでございますけれども、現在、昭和四十八年の数字でございますけれども、租税負担率、日本の場合は一九・二％、アメリカの場合は二八・五％、英国の場合は三九・六％、ドイツの場合は二九・五％、フランスの場合は二七・四％、こういう先進国の中で私は日本は一番低い状態でございます。社会保険の負担も一番低い状態でございます。ございしますが、しかしこういふ点、もう一度權威のある学者などに御検討をいただいております。これは新しい財源をどの程度どういふ方面に求むべきかという場合の基本問題として、租税負担率はどうあるべきかという点をまず十分の検討を願っておくというのが、いまわれわれがなすべき仕事ではなからうかと考えておるわけでございます。これもいろいろ公債政策から早く脱却したいための用意をいろいろ考えておかなければならぬと存じておるからでございます。

それから第二の問題は歳出でございますが、今日中央、地方を通じての行政、財政の水準を福祉を初めといたしまして落とすべきでない、歳入から考えますととんとがまんしてもらわなければならぬ状況でございますけれども、そういうことをいたすべきではないと存じて、私も歳入の大きな欠陥にかかわりませぬ、中央、地方の財政計画はそのまま実行いたしておることも野田さんの御案内のとおりでございます。しかし、こういう財政事情があるし、こういう過大な公債に依存しておる財政であることは忘れてはならぬわけなんです。歳出面につきましても相当厳しい洗い直しをいたさなければならぬわけでございます。ことしの補正で五百三十九億円の節約をいたしたわけでございますが、これも例年の倍程度の行政経費の節約をお願いいたしたわけでございます。

それから、新規にいまからいろいろな御計画を各省からも要求されておるわけでございますけれども、私も私ともいたしましては新しい政策を執行する場合には、相当このスタンプ・アンド・ピルドと申しますか、古いものをおやめになられてひとつ出直してみてくれぬかという相談をいろいろいたしておるわけでございます。歳出面をできるだけ切り詰めてまいるといふ努力もあわせていたしておる状況でございます。これとでも全部公債政策からの脱却を図らなければならぬことでございます。いろいろ問題がありまして、公共料金につきましても、適正な水準において利用者の負担を求めております。これにはいろいろ御批判もあるし、抵抗もあるわけでございます。けれども、これもやはり公債政策から一日も早く脱却しなければならぬために考えておることでございます。一連の財政政策的努力といたしまして、すべてあなたの言われる公債政策からの脱却の用意をいたしておる、また今後ともそうでなければならぬと私は考えておるわけでございます。それには相当のいまからのタイミングがかかるわけでございますけれども、その間私どもの努力の経過は逐一国会の方の御審議を通じて明らかにさせていただきます。と存じておるからでございます。

○野田哲君 もう一つ簡単に。  
いま、何回も大蔵大臣から説明があったわけでありまして、これはやはり抽象的であって、まあ償還計画は先ほど十年たてては耳をそらえて償還するんだということですから、これは償還財源をどう充当していくか、こういうことについての一番問題になるところについての説明にはなっていないと思っております。

そこで、端的に私は伺いますけれども、衆議院の大蔵委員会でやはりこの問題がいろいろ議論をされた、そのときに大蔵大臣は、十一月十五日ごろにはこの償還の具体的な計画といえますか見通し、こういうものについて明示をするというふうな答えておられるというふう聞いておるわけなんです。その点はいかがなですか。

○國務大臣(大平正芳君) 私、そういうことを申した記憶がないわけでございますけれども、なおよく調べてみたいと思っておりますが……。

○野田哲君 私の方も調べてみます。

○委員長(松田徳太郎君) 午前の質疑はこの程度とし、一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時二十分開会  
○委員長(松田徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を願います。

○野田哲君 午前中の審議で、いわゆる俗に言う償還計画、大臣の言う償還計画という、その十年たつたときに耳を返すという、そういう意味の償還計画ではなくて、俗に言ういわゆる償還計画、どういう財源をもってどういふ計画で十年後に払う用意をされるかという問題について、私、それから大蔵委員、吉田委員からそれぞれ質問を行ったわけですが、どうしても納得のいく答えが出てこないわけなんです、これはちょっと私どもとしても、この点が明確にならなければこれを了解すると、こういうことにはどうしてもならないわけなんです。その点についてはさらに引き続いてわが党各委員から質問が行われることにならぬと思っております。

そこで、この償還計画にかかわる問題として、別の角度から大臣にお尋ねをいたしたいと思っております。きのうの毎日新聞の夕刊、そしてけさの毎日新聞の朝刊に昭和五十一年度の予算編成方針というものがすでに発表されているわけでありまして、昭和五十一年度の税収見込み、これはどういふうぐあいになっているわけですか。この点をまず伺いたいと思っております。

○政府委員(大倉真隆君) ただいま鋭意作業中

ございしますが、私も私どもとしてもちょっと困っております。これは、経済企画庁の方の経済見通しがまだに確定的な数字が参っておりません。その意味で最終的に積み上げを行いますのに、なお数日を必要とするだろうという感じしております。非常に大ざっぱな感じだけ申し上げて恐縮でございますが、本年度の補正後の税収が御承知の十三兆四千億でございます。これに對して来年度ある程度の増加は見込まれると思っておりますけれども、恐らく十五兆台に乗って、そこからどれくらいになるか、その辺は恐縮でございますが、もう少し企画庁の方の数字を見まさんと何とも申し上げられないというのが現状でございます。

○野田哲君 昭和五十一年年度の公債発行予定額について毎日新聞で報道しておりますが、国債の依存度は二九・九％、七兆二千四百億円台、この国債については個人消化のために中期債、こういうようなことも考慮する、かなり具体的に報道されているわけでありまして、この報道は大体大蔵省でいま進めておる予算編成作業としてはそういうふうな理解をしていいのかがどうか、この点を伺いたいと思っております。

○政府委員(松川道親君) ただいま御指摘のございました中期債の点につきましては、去る補正予算の審議の際の予算委員会、あるいは本法案を御審議いただきました際の衆議院の大蔵委員会などの議論において、個人の消化についても若干の種々大蔵省としても検討すべきではないかという点の御指摘がございました。私も現在の日本の金融市場のあり方、そしてまた個人の金融資産の持ち方などから考えますと、現在の公債の出し方が最もこれに適合したあり方であるという考えは持っておりますが、しかしながら、これでもって何もあと新たなことを考えないというわけにはいかないであろう、何かないかということ内で内々検討をいたしておるの事実でございます。ただ新聞報道のように、いかにもこれがもう決まったかのごとく、あるいはこれのみが唯一の案であるかのごとく書かれておりますが、その点につきま

では、私どもの真意といささか異なるところがございませぬ。私どもは可能性の一つとしてこれを検討いたしました。したがって、またこの可能性が、これをやることやらないことも含めての可能性の検討でございますので、たゞいま御質問にございましたように、五十一年度予算においてこれをやるかどうかという点につきましてはまだ結論を出すに及びません。

○野田哲君 私が開いているのは、この中期債という形をとるかどうかという、そのことを中心に聞いているのではないんです。公債発行額について二九・九％、三〇％以内にとどめると、これを限度にすると、金額としては七兆二千億円程度、こういう報道がされている、この程度のことではやはり予定がされていると、こういうふうにご意見をいのかどうかと、公債発行計画について伺っているんです。

○政府委員(高橋元君) 先ほど主税局長からお答え申し上げましたように、税収がまだ確定するに至っておりませんので、したがって、歳出と歳入との差額であるところの公債金収入について、いまいかほどの金額になるかということにつきましては、確たる数字を申し上げるわけがございません。ただ午前中の先生の御質問にお答えして大臣から申し上げましたように、来年度については歳出を極力圧縮して公債を減らしたい、公債の金額を圧縮したい、しかしながら、ことしの補正後の公債に比べてふえざるを得ないという御答弁がありました。私どもとしてもいま予算大蔵原案の最終の仕上げをやっておりますので、その点を念頭に置いて作業を進めてまいりたいと考えております。

○野田哲君 いま経済見通しがまだ未定であるという点で、最終的には大蔵省としてもまだ固まっていないう、こういう説明があったわけですが、しかし公にされているのは、二十二日には大蔵省の原案を内示すると、そして年内編成を行うと、こういうことは公にされているわけですね。二十二日に大蔵省の原案を固めて内示をするというこ

とになれば、これはもうあと四、五日しかないわけでしょう。そこで、経済企画庁の経済見通しがまだ定まっていないうからというのでは、私は日程的に見てどうしても納得することはできないんです。この点はどうかでございますか。

○政府委員(大倉真隆君) 先ほど申し上げましたように、私どもとしてもやや困惑をいたしておるわけでございます。通常でございますれば、いまごろには多少少くにしても、ほぼこの辺かという見通しが非公式に私どもの間では議論し得るのでございますが、率直なところ企画庁内部でまだかなりの幅で動き得るといふ連絡をもらっておりません。ですから、確定するのになお数日を要するといふふうな申し上げのしかたというのが現在の正直な現状でございます。

○野田哲君 そうすると、十二月二十二日に大蔵原案を決定して、各省に内示をして、年内に編成を行う、この日程は、これはさらにずれ込む、こういうことになるわけですか。その点、どうなんですか。

○政府委員(大倉真隆君) 税収の立場から申し上げますれば、数字をもらいまして、徹夜をしましてでも時間間に合うようにしたい。二十二日に間に合うように必ず来るだろうという前提でおります。

○野田哲君 税収の立場だけではなくて、予算編成全体の日程としてこれは大臣に伺いたいのです。いま発表されておる、公にされておる二十二日大蔵原案決定を内示して年内編成、この日程はこのとおり進める、こういうことではないわけですか。

○国務大臣(大平正芳君) 政府といたしましては、ただいまのところ、その計画を崩していないわけでございます。国会が会期内に御審議を終えていたというところ、省内で準備をいま進めておるところでございます。

○野田哲君 十一月二十五日に、きのうの本院議でも大臣に質問をしたところですが、税制調査

会に税制の検討項目を提示をした、こういうことが報道されています。検討項目、九項目ぐらいたったように私も承知をしているのですが、この税制調査会に検討項目を提示した問題については、これは昭和五十一年度分に限ったものなのか、あるいはある程度中期のあるいは長期的な検討課題も含まれているのか、この点を伺いたいでございます。

○政府委員(大倉真隆君) 十一月二十五日に税制調査会の総会がございまして、そこへ、たゞいま野田委員御指摘の主要検討課題、たしかさういふ名前であったと思いますが、という項目だけを書きましたものを御提示申し上げまして、これは、五十一年度税制改正に際しまして、総会として総ざらひ的な意味で御議論を願いたいという趣旨でお出ししたものでございます。五十一年度改正に關するものでございます。

○野田哲君 この税制調査会の総会に、いま説明のあった五十一年分としての検討項目を提示された。この提示に対しては、結論はもう出たわけでございますか、その点いかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) 日程的に申し上げることから始めさせていただきます。この提示は、その次が十二月二日に総会がございまして、それから九日にやはり総会がございまして、その九日の総会で臨時小委員会というものをつくっていただきました。臨時小委員会が先週の金曜日に一度お集まりいただきました。きょうまた総会が二時からございます。なぜこういふことを申し上げるかとお申しますと、二十二日内示という日程に合わせたいと申したいというお願いをしております。今週末、遅くとも来週早々には税制調査会としての御答申をいただきたい。つきましては、五十一年度に関連する問題についての総ざらひ的な御審議をお始めいただきたいというのが二十五日でございます。二十五日に各項目についていろいろの御議論が出ております。さらに、二日、九日というふうな御議論をいただきまして、総会で御議論を受けまして臨時小委員会で答申案の取

りまとめに入るという、これはいわば例年どおりのやり方でございます。総会でこういう総括的な御議論を願います場合には、各項目につきましても、当然のことながら賛否両論がいろいろございませぬ。臨時小委員会をこれを受けまして、最終的にどちらかの方向に議論をまとめたい。したがって、税制調査会の審議は、税制調査会のお決めにになりました規則で非公開とされておることを、個別にどういふ御意見が出たかということをお知らせ申し上げるわけにまいりませぬけれども、なお、二回の臨時小委員会の御審議を経ますれば、方向は集約されてくるものと、そのように御了解いただきました。いまの段階では、まだ各項目に、いずれにつきましても、はっきりとこれはこうするといふ御結論が出ておるわけではございません。

○野田哲君 いま説明のあったような日程で、この二十二日に大蔵原案決定内示、そして年内編成、こういう予算編成の日程に対して、いまの税制調査会の総会なり小委員会の日程で、これは間に合うわけですか、どうかでございますか。

○政府委員(大倉真隆君) 間に合わせていただきたいというお願いをしております。申し上げましたように今週中と申しますのは二十日まででございます。あるいは来週早々と申しますと二十二日、そこで御答申をいただければこれは間に合うといふふうにご意見を伺います。

○野田哲君 まだそこで結論が出ていないということであれば、それはさておきまして、きのうの本院議で大蔵大臣は各党の質問に答えた中で、今後の税制の問題あるいは今年度の問題を含めて、特に今年度の場合、所得税あるいは法人税の増税を考へるような経済状態、環境には置かれていない、こういう意味のことを答えておられます。そしてまた、一般的な減税については今日の財政状態では考へられる余裕が与えられているとは思えない。こういうむずかしい言い回し方ではおられないわけですか。しかし、現実には公債発行額は年々



累増という、少なくとも今年、来年度累増という形  
になっているわけでありますから、したがってこれ  
を償還していく方途としては、大蔵大臣がきのう  
言われたような形で、所得税あるいは法人税の増  
徴はなかなか考えられない。こういうことで  
あれば、私ももととしてこれは勘ぐりかもわかりま  
せんけれども、この償還財源としては、どうして  
もそこには新たな税源が予定されているのでは  
ないか、こういうふうな推察をせざるを得ないわ  
けであります。特に十一月二十五日の税調に向け  
ての検討項目、これを提示をしたことについて、  
やはり今度の税調に対する検討項目の提示の裏に  
は、最後の新税といわれている付加価値税、これ  
を制度化していくための戦略というものが隠され  
ているのではないか、こういう報道がされている  
わけであります。こういふ点について将来この公  
債に対する償還財源として新たな税源といふもの  
を予定されているかどうか。特に懸念されるのは、  
付加価値税といふものについてきのうの大蔵  
大臣の本案議でのお答えは、どうも私ももととして  
は歯切れがよくない、いまはまだというふうなこ  
とで。まあもとと大蔵大臣はいつの場合でも余  
り歯切れはいい方ではないんですけれども、その  
くだりについては特にきのうは歯切れが悪かった  
ように私も聞いておったわけですが、そのあたり  
の考え方はいかがなものですか。  
○政府委員(大倉眞隆君) 大臣からお答え申し上げ  
る前に、現在税制調査会にどのようなお願いを  
してあるかということをまず申し上げますと思ひ  
ます。

これは大臣もいろいろの機会に国会で御答弁申  
し上げておられますとおり、いまの段階は、五十一年  
年度の税制改正につきましての答申について私ど  
もの考えております日程に合うように御答申を  
いただいたと、そこに集中していただいております。  
ただ、これと並行いたしまして、今後の  
租税負担率の問題を御議論したいということをお  
願ひしております、これは企画庁で経済審議会に  
お願いしておりますいわゆる新しい中期経済計画

との関連で、税制調査会としても今後五年ぐら  
いを展望して租税負担率のあり方を御議論願ひたい  
ということをお願ひしておるわけでございます。  
これは最終結論を得ますのは、やはり中期計画  
と同様に三月末くらいであらうと思ひます。つ  
りも、中間的には、中期計画の方の概要といふこ  
と、簡単なものが今月中に出るようございませ  
ん。それに合致しまして税制調査会としても一  
中間的な御判断を願ひたいことを予定いたして  
おります。租税負担率につきましてまだ結論出  
たわけではございませんけれども、恐らくある程度  
今後五年間に上昇することはやむを得ないとい  
うお答えが出てくるのではないかと、これは私の個  
人の感でございませぬ。結論が出たわけではござ  
いませぬ。

そういう御議論を経ました上で、ある程度租税  
負担率が上がらざるを得ないとした場合に、それ  
は果たして、今後景気回復に伴ひまして自然増  
収が予定されるわけではございませぬから、それ  
によつてカバーできるものかどうか、つまり全く  
減税しないと、自然増収は十分な蔵入源に使うと  
いうような計算をしたといたして見まして、そ  
れでカバーできるかどうかといふことも御議論願  
ひたくてはいたしませんし、万一、景気の見通しに  
そのまゝ乗って計算してみても、やはりそれでは不  
足するということになりますれば、何らかの新一  
い財源補てんを御議論願ひされるを得ないかもし  
れぬというご心配を私として感じております。こ  
れもご心配を私として感じておる御議論願ひ  
を十分時間を経てお願ひししまして、やはり何  
らかの新しい負担を国民に納得していただくを  
得ないといふことになりました場合に、そこから、  
それではどこに負担していただくか、所得課税で  
あるのか、資産課税であるのか、消費課税である  
のか、あるいは所得課税に依存するならばどこま  
でいけるのか、消費課税に依存する場合はどうい  
う問題があるかといふことを十分御議論願ひし

かもその十分の吟味を経ました上で、これはやは  
り私個人的な気持ちとしましては、事務当局が決  
めるというようなものでなくて、そういうあらゆ  
る吟味を経て国民の皆さんに選択していただく  
という性質のものだと思ひますので、いまの  
段階で、何年かに一般消費税、あるいはよく付加  
価値税と言われておりますが、そういうものを導  
入させるを得ないという結論を持つておるわけ  
はございませぬ。ただ、そういう検討の過程がも  
し予想されるといたしますと、新しく負担を求め  
る場合には、それは所得であるのか、資産である  
のか、消費であるのかといふときに、消費に對す  
る課税としてやはりEC諸国であれだけ大きな税  
収を持ち、定着しておる付加価値税といふものを  
検討にすら値しないということにはならないだろ  
うと思ひます。その意味で将来の検討の課題とし  
ては大きな課目の一つであるし、繰返し申し上げ  
ますが、いまの段階でそれはやむを得ないとか、  
いづつころから入れなくちゃいけないとか、そう  
いふ予断を持つておるわけではございませぬ。  
○野田哲君 とうとういまして、付加価値税につ  
いては、これから負担率をどうあるべきかとい  
ふこと、この答えが出た上でやむを得ないという形  
になることが予想される。そこからこの負担率を  
引き上げていく場合に、それを所得を對象にする  
ものか資産を對象にするものか、あるいは消費を  
對象にするものか、そういう形で検討する。この  
消費を對象にする場合には付加価値税といふ税目  
については検討課題から外してしまふというよう  
なことではない、検討課題の中に含まれて、こ  
ういふことなので、繰返し申し上げます。

○政府委員(大倉眞隆君) そのとおりです。  
○野田哲君 引き続き公債の問題についての具  
体的な状態について伺いたいと思ひますが、昭  
和四十九年度末までの国債発行残高、これが現在  
どういふ状態になっているのか、あわせて、その  
中で民間保有残高は大体どれぐらゐの金額になつ

ているのか、この点を伺いたいと思ひます。  
○政府委員(松川道義君) 昭和四十九年度末、す  
なわち五十年三月末におきまして、普通の国債、  
いわゆる四十年以降発行されております國債の残  
高は総計九兆九千五百八十四億円でございませ  
ぬ。そのうち市中金融機関が保有しておりますもの  
が一兆九千五百二十二億円でございませぬ。日本銀行が保  
有いたしておりますものが二兆八千九百三十一億  
円でございませぬ。政府が保有しておりますもの  
が四兆一億二千九百三十九億円でございませぬ。  
そのほか個人その他が保有しております。  
○野田哲君 現在提案をされている特別國債、こ  
れについての――もしこれが決定された場合、月  
別の発行金額、これをどういふふうな予定されて  
いるのか、これを具体的に聞かしていただひたい。  
○政府委員(松川道義君) お願ひいたしております。  
す財政法の特別に基づいて発行されます國債は、  
収入金の表示で二兆二千九百億円でございませ  
ぬ。通常二兆二千九百億円で申しておりますが、こ  
れは國の手取りになる収入金のベースでございま  
す。そこで、これをシンジケートと話をいたしま  
すときは、額面に引き直しまして、と申します  
のは、額面百円につき収入金が少し少ない金額で  
出るのでございませぬから、額面に引き直して話  
をいたしますが、この前提として現在の発行条件  
のまま来年の三月末まで推移すると仮定いたし  
て計算いたしますと、額面で二兆三千九百億  
円に相なります。

そこで、この月々の発行額でございませぬが、こ  
れから年度末までは今月も入れまして四月まで  
でございます。その間、これをある月に集中させると  
いふようなことになりませぬ、これが起債市場に  
対しましては相当の圧迫になる可能性があるもの  
でございませぬから、そのときどきの金融の情勢で  
あるとか、その他諸般の情勢をシトとも協議しな  
がら決めてまいることにならうかと思ひます。そ  
こで、実は衆議院の大蔵委員会であつたかと思ひ  
ますが、ただいまと同じようなお尋ねがございま

○政府委員(大倉眞隆君) そのとおりです。  
○野田哲君 引き続き公債の問題についての具  
体的な状態について伺いたいと思ひますが、昭  
和四十九年度末までの国債発行残高、これが現在  
どういふ状態になっているのか、あわせて、その  
中で民間保有残高は大体どれぐらゐの金額になつ

して、そこで、月々の発行額はそういつたことでシ団と協議して決めていくんだが、十二月はどうするんだというお尋ねがございまして、十二月といたしましては、これから年度末までの資金需要を見ますれば、五、六千億の国債を発行したい。そのうち、建設国債の残額がございまして、それを差し引いたものをお願いしたいと思っておりますというところをお答えいたしております。その後、いろいろ情勢が変わり、月日がたつてまいりましたので、現在の段階では五千億程度、これはすでに発行いたしました財政法四条に基づくものを含めまして五千億程度をお願いしたいと考えております。一月から三月までの月割りの額につきましては、これは後日また改めてシ団とお話をいたさなければいけないと思っております。

○吉田忠三郎君 ちよつと関連して。

松川君ね、いま野田君に対する答えた数字ですが、若干ぼくたちが調べた計数とちよつと違うような気がするんですがね。それで、これは計数のとり方、そんなに国債の発行残高ですから変わるはずがないと思うんですが、国債発行したのは福田さんが大蔵大臣のときですね。そのときの、四十一年の一月からですね。日銀の保有国債額というのは九千三百億円でしよう。これが五十年の五月には四兆八千五百七十七億というふうになっているんですが、それから全国銀行等が、これは市中銀行ですが、これが二百八十三億のものが、五十年の四月、一兆七千四百五十五億、それからいま質問に出なかったが、問題のこの資金運用部資金の長期国債保有額ですね、これがいまの、当時八百八十億が、三兆九千三百三十八億と、こういうことに私どもの調査ではなっているんですが、ちよつといま野田君に答えた数字はかなり下回った数字になっていますね、この相違点を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(松川道哉君) ただいま吉田委員の御指摘になりましたのは、あるいは国債の総額ではなからうかと思ひます。一番端的に違ひますとこ

ろは、短期の国債も含まれておることであらうかと思ひます。と申しますのは、たとえば大蔵省証券であるとか食糧証券であるとか、そういう短期のものは比較的日本の保有の数字が多うございまして。私が見たい野田委員の御質問にお答えいたします冒頭に、いわゆる新規国債ということをして上げましたのは、これは十年のもの、かつては七年のものでございまして、それがその後十年もの条件が変わつておりましたが、その種のものの国債の保有残高、これがたまたま御質問の主眼であるかと思ひましたので、その金額にしばつて御説明いたしました。その違いであらうかと思ひます。

○吉田忠三郎君 そうしますとこの理解は、短期ものを含めた場合、ぼくが申し上げた数字は間違いないかどうか。これは後で非常に国債発行していくことについてわれわれ知つておかなきゃならぬですから。

○政府委員(松川道哉君) ちよつと手元に古い数字がございせんので、御都合のために最近の時点で申し上げさせていただきますと、五十年三月末の姿で日銀が持っております国債の総額は五兆四千五百八十三億円となっております。その中に、たまたま触れました短期証券が二兆四千七百三十四億円あると、その他の基金証券であるとか、そういう種類の国債が若干入っております。

○吉田忠三郎君 そうしますと、若干そこでもう狂いがあるんですかね。もつとも四月と五月では一カ月間動きまますからね、そういうことになりませんが、そこで、一番直近の日銀の保有高、それから市中銀行の保有高、それから資金運用部資金の長期の保有高、これを分類いたしましたして、短期とそれからいま野田君が質問をした趣旨の国債と分類いたしましたして、資料を求めたい。

○政府委員(松川道哉君) ただいま吉田委員の御指摘の点、至急調査いたしましたして、若干時間をかしていただきました上で御説明させていただきますと思ひます。

○野田哲君 先ほどのこの説明によりますと、この月別の発行計画、この説明によりますと、十二

月の五千億円、それから一月から三月、これはシ団と引き続いて協議をする、こういうことだったわけですが、そうすると、はっきりさしておきたいと思ふことは、この今度の特例法案の二条では四月分、五月分についても昭和五十年度分とすると、こうなっているわけでありませうけれども、四月、五月については発行は予定されてない、こういうふうな理解をしていいわけですか。

○政府委員(松川道哉君) あるいは主計局の方、筋かとも思ひますが、国債を實際に私どもでやっておりますので、御説明させていただきます。ここに四月、五月にも発行できるようにという規定を置きましたのは、実はこのようにして財政法の特例まで設けて国債を発行しなければいけないというときに、国債を発行したけれども相当額以上の剰余金が出てきたと、若干の事務上の細かいミスまたは端数的なものは仕方ないと思ひますが、相当額以上の剰余金が出てきたということであれば、あるいは片一方で国債を出しながら、片一方で剰余金を出すのはいかがかという御批判が出ようかということも私ども考えた次第でございます。そこで、三月に発行するのが通常の年度内の最終の発行になります、三月に幾ら発行するかというの、慣行といたしまして二月の末にシ団と話をいたします。そのときに、年度内の税収がどれだけあるかというの、特に申告所得税等を中心としたしまして、三月の税収が幾らになるか定かでない面がございまして、若干のアローアンスがございまして、そういうことであれば、そのときには入るであろうものうち、若干安全度を以て入るであろうものを三月に発行していく。そこでもって剰余金が出ないように配慮すべきではないか。

しかし、それから月が進んでまいりまして三月の末近くなりますと、もう少しその幅がはつきりいたしてまいります。そして最後には、ことしの経費でございまして、四月に入りましてから若

千の日にちをけみした後に、最終的に三月三十一日までの税収が確定するわけでございます。そういうことになれば、三月の末にもう一度お集まりいただいて、収納見込みのうち確実に近い部分、それによつて入らないことが明らかになつてきた部分、この部分を四月に出し、さらに最終的な調整を五月に出す国債で調整しようではないか、そういう意味で、言われれば国庫の運営におきまする出納整理期間のような考え方をもちまして、四月、五月にも出せるようにという規定をお願いしております次第でございます。したがしまして、私もシ団との話し合いにおきましては、当初から四月に相当のものを出す、五月に相当のものを出すということをお頭に置いて話をいたすわけではございませんで、通常の不足額は三月までの発行に係る国債によつて金繰りをつけるんだと、こういう考えで処理いたすつもりでございます。

○野田哲君 そういたしますと、たまたまとしてこの三月までということ、四月、五月については安全度を確保するための、言うならば予備的という言葉が適切かどうかわかりませんが、安全度のためにその期間をとつてある、こういうふうな理解をしていいわけですか。

○政府委員(松川道哉君) 御趣旨はそのとおりでございます。言うなれば、出納整理期間的な考え方に基づいて規定であると御了承いただきたいと思ひます。

○野田哲君 いまの話のありました国債の民間引き受けの場合のシ団と、これと話し合ひを進めていくということですが、金融機関別にこの引き受けのシェアを予定されていると思ひます。都市銀行とかあるいは長期信用銀行とか、地方銀行とか、その他信託、相互銀行、信用金庫、農林中金、保険会社、証券、こういうふうないろいろな分類があるわけですが、この金融機関別のこのシェアを、予定されておるものがあれば、これを示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(松川道哉君) このシェアは、一応のめどはございしますが、これは永久に変わらないも

のではございませんで、ときどき見直しをして動いてきております。そこで、最近のシェアでございまして、たとえば、一年間まとめて決まっております四十九年度のシェアについて御説明させていただきますれば、シ団の引き受けましたものを一〇〇といたしまして、都市銀行が三九・一、長期信用銀行が九・四、地方銀行が一八・〇、信託銀行が五・五、相互銀行が四・〇、全国信用金庫連合会が四・五、農林中央金庫は四・〇、生命保険会社が四・五、損害保険会社が一・〇、証券会社が一・〇、締めて一〇〇・〇でございます。ただし、五十年度になりましたので、特に最近、国債の額がふえてまいりましたので、その中で証券会社のシェアが減っております。これは個人の場合には総額がふえたからといって、急にそれに対応して多額のものを買っていただくことがなかなかむずかしいというところでございまして、四月から十一月まで、先月までのシェアを同様に申し上げますと、総額一〇〇に対しまして、都市銀行が四〇・八、長期信用銀行が九・八、地方銀行が一八・八、信託銀行が五・七、相互銀行が四・二、全国信用金庫連合会が四・七、農林中央金庫が四・二、生命保険会社が四・七、損害保険会社が一・〇、証券会社が六・〇と、このようになっております。すなわち証券会社の減りました分を、大体比例的にはほかの金融機関が引き受けておるといのが実情でございます。

○野田哲君 いま説明があつたそれぞれのこのシェアについて、これは資料として提出をしていただきたい、こう思うのですが、いかがですか。  
○政府委員(松川道義君) 承知いたしました。  
○野田哲君 建設国債の問題について伺いたいと思ひます。

財政法四条ただし書きのいわゆるこの建設国債、これとこの赤字国債との区分が非常にあいまいになってきているのではないか、こういうふうな思ふんです。で、財政法四条ただし書きによつての出資金、貸付金とともに公共事業に充当する資金の国債発行による調達を例外として認めてき

たのは、これがやはり投下資本の回収性を持つていて、こういうことだと思ふんです。したがって、国債による公共事業というものは経常の勘定とは明白に区別された、資本勘定における投資的な支出に相当するものでなければならぬ、こういうふうな思ふんです。

ところが、この建設国債の構成を見ると、毎年、その他の施設費という項目がありますね、建設国債の中に。そして、このその他の施設費という項目が、昭和四十一年当初は一〇〇%程度であつたものが最近では非常にこのその他の施設費の構成比がふえておると思ふんです。

そこで、お聞きしたい第一点は、昭和四十一年度以降の建設国債の中に占めるその他の施設費の金額並びに構成比を、まあ金額はともかくとして構成比を、わかつておればちよつと示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 財政法四条一項ただし書きで、公債の用途は公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てることと定まっております。予算総則で国会の御承認をいただくというたてまえでございます。そのことは、いま野田先生からもお話がございましたように、公共事業費の範囲は、建設的、投資的な経費、すなわち経費支出見合いが国の資産になるということでありまして、したがって、その内容につきましましてはきわめて厳格に考へております。

いまお話しした公債対象経費のうち、その他施設費の割合というものを逐年、ちよつといま計数はございませんが、四十一年と五十年を例にとつて申し上げますと、公債対象経費が全体で、四十一年に七千六百五十億、五十年にはその四倍になりまして三兆五百二十四億となつております。その他の施設費は、四十一年に一〇・四%を占める七百九十五億でございまして、五十年では一六・六%に当たる五千七百七十五億、こうなつております。

○野田哲君 いま説明のあつたその他施設費、昭和

和五十年で一六・六%、当初に比較して毎年ずつと、一時四十五年、六年ごろ減少しておりましたけれども、それ以外はずつともうふえ続けておるわけで、このその他の施設費という問題について、昭和五十年の場合、いま説明のあつた構成比で、この中には具体的にはどういふものが含まれておるか、主な項目だけでもわかれば挙げてもらいたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) その他施設費の合計は、ただいま申し上げましたように五千七百七十五億でございまして、最も大きなものは公立文教施設整備費、小中学校の校舎の建設費の補助でございまして、これが二千七百四十億でございます。次に大きなものが国立学校、これは大学その他の国の学校でございまして、これの施設整備費が六百六十六億、それから社会福祉施設の整備費、これが五百三十億、その他百億以上の項目で申し上げますと、官庁官舎が百九十一億、研究所が百三億、このようになっております。

○野田哲君 これ、大蔵大臣に伺いたいのですが、建設国債という中に、年々比率がふえておる。昭和五十年では一六・六%もその他の施設費というものが含まれておつて、その内容をいま承りますと、この公立文教あるいは国立学校、それから社会福祉、官庁官舎、こういう経費が建設国債の中へ含まれておるわけですね。公立学校の建設とか官庁官舎費というふうなもの、これが建設国債の中へ含まれる性格のものかどうか、私はこれは大変疑わしいと思ひます。明らかにこれは財政法四条ただし書きの精神に反しているのじゃないかと思ひます。官庁の官舎費とか国立の大学の施設費とか、あるいは文教の施設費とか、これは明らかに建設国債の範囲を逸脱しているんじゃないかと思ひますが、この点はどうお考えになりますか。

○政府委員(高橋元君) 官庁官舎費、社会福祉施設費、これらは本来建設的または投資的な経費であるという意味で、公共事業費と同じ性質を持つておるということ、四十一年度には本格的な公債

政策を導入いたしましたときから公共事業費の範囲に加えて、公債対象経費となし得るということ、御説明を申し上げておるわけでございまして。  
○野田哲君 いままでどういふ説明があつたか、私は聞いておりませんが、官庁官舎費が投資的経費というのはいささか理解にわれわれはすれはいいんですか。これはどうしたつて常識的には納得できないんじゃないかと思ひます。  
○政府委員(高橋元君) 官庁官舎と申しますのは官庁の事務庁舎の建設費でございまして、それがいまして、修理的な経費という意味ではなくて、本来、建設的、投資的な経費でございまして、そのようなものが公共事業の施設の投資と同じように、やはり国にとつて投資的な支出である、経費見合いの資産があり、その資産が将来にわたつて国民経済を潤す所得ないし財を生んでくる、こういうことに着目をして、公債発行以来、そのような取り扱ひをいたしているわけでございまして。  
○野田哲君 あなたはそういう説明ですけれども、これはやはり財政法四条ただし書きの趣旨、私どもはどうかあまいになっておるんじゃないかと思ひます。

で、これは主計局よりも大臣に重ねて伺いたいわけですが、建設国債という中へこういう性格のものまでが安易に求めていっていいものかどうか。官舎費についても投資的経費だということ、これは私は、いままでもどういふ説明があつたかわかりませんが、いままでも、どうも理解に苦しむ説明だと思ひます。これはどうですか、大臣。  
○国務大臣(大平正芳君) 突然のお尋ねで、私もどういふ的確な答えができるかどうかいふものですが、財政法の精神に照らしてどういふものを包含すべきかというところで、野田さんの立論も一つの私は確かに傾聴に値する御議論だと思ひます。また主計局の議論も、確かにそれだけの投資が現にあり、それだけの物件が現在にいたしておるわけでございますので、そういう解釈も成り立たないわけではないと思ひます。しかしまた同時に、目に見えないものでも、教育は最大の投資

とも言われますから、目に見えない教育費でございまして、建設的な投資でないとも言えないわけでございます。したがって、どこまで含めるかという問題はその人の主観によりましていろいろ考え方があろうかと思ひます。したがって、あなたの言われる御主張も非常に健全な考え方として確かに傾聴に値すると思ひますが、ただいま政府がとっておる解釈も私は間違ひではないと思ひます。

○野田哲君 それは大平蔵相学説として承っております。もう一つ、建設国債について、これは資料として、膨大にわたると思ひますので、この説明はきょうはいいですから、資料として請求をしたいと思ひますが、昭和四十年以降の建設国債制度がとられて以来の出資金についての各年度の出資対象先と金額、これを資料として提出をしていただきたい、こう考へるんですが、いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 調製の上、後刻提出させていただきます。○野田哲君 国債の発行について、これまで財政制度審議会あるいは金融制度調査会などから何回か答申や報告、建議等が出されていると思ひます、昭和四十年以降、それぞれの財政制度審議会や金融制度調査会等の国債問題についての答申、報告、建議等それぞれ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(松川道哉君) 本件につきましては、あるいは財政審議会につきましては主計局、金融制度調査会につきましては銀行局長の方から御説明するのが筋かと思ひますが、私が手元を持っております資料で御説明申し上げます、昭和四十年の十一月の一日、財政制度審議会が中間報告を出してございまして、その中に国債の市中消化についての箇所がございまして、昭和四十年十一月八日、国債発行に伴う金融制度のあり方につきまします答申がございまして、この中に国債市中公募の原則の確立堅持という節がございまして、さら

に発行方式という箇所がございまして。○野田哲君 それ以外にはありませんか。○政府委員(田辺博通君) 金融制度調査会が特に国債発行について触れました点について、それ以外にちょっと私いま記憶がございせんませんが、全国銀行連合会がことしの大量な追加発行というようになことに直面しまして、意見と申しますか、要望といひますか、そういうものを出してございまして。○野田哲君 昭和四十二年の十二月に財政制度審議会の報告として発行量の限度について報告したものがあつたと思ひます。それから、昭和四十八年の十二月に財政制度審議会が国際的な視野から見た建議を行つておられる。これがあつたと思ひますが、これは御承知ではないわけですか。

○政府委員(高橋元君) いま手元に報告を持っておりませんので、いま至急取り調べさせていただきますが、四十二年にありましたのは、公債依存度を将来にわたつて下げていく、それによつて将来五%の公債依存度にすべきだといふことがその基本であつたといふふうに承知しております。四十二年の財政制度審議会の答申は、国際的な視野に立つて、従来の五%というものの一応達成したわけでございますが、四十六年の補正で景気政策的観点からそれをやや緩めると申しますか、弾力的な公債政策というものを志向した答申であつたといふふうに記憶いたしております。

なお、その答申の本文をもちまして後ほど正確にお答えさせていただきます。○野田哲君 私の承知をしておるところでは、昭和四十二年十二月の財政制度審議会の報告といひましては「公債政策を弾力的に行なうためには、現在の公債依存度を極力引き下げていかなければならぬ」と、このことは、健全にして弾力性に富む財政にとつて不可欠の前提である。

従つて公債依存度は、ここ数年の間に五%以下に引き下げることを目標とすべきである」と、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、昭和四十八年の財政制度審議会のこれ

は建議という形で「公私部門間の資源配分の適正化の観点から社会資本整備のために公債を発行する必要は認められるものの、昭和四十六年度補正予算以降の公債依存度は、国際的にみればかなり高い水準に達してあり、「公債依存度は極力引き下げる必要がある」、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、昭和四十八年の財政制度審議会のこれ

は建議という形で「公私部門間の資源配分の適正化の観点から社会資本整備のために公債を発行する必要は認められるものの、昭和四十六年度補正予算以降の公債依存度は、国際的にみればかなり高い水準に達してあり、「公債依存度は極力引き下げる必要がある」、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、昭和四十八年の財政制度審議会のこれ

○政府委員(高橋元君) いま野田委員御指摘のとおりでございます。○野田哲君 そういたしますと、大蔵大臣、これらの財政制度審議会とか、あるいは金融制度調査会等々の答申や建議、これが何回か出されているわけでありまして、共通しておられることは市中消化の原則ということ、もう一つは発行の限度額、これを極力抑へること、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、昭和四十八年の財政制度審議会のこれ

○野田哲君 それはね、市中消化ということについては、確かにそれはその線に沿つてやつておられると思ひます。問題は、それぞれ何回か出されておられる発行限度額の問題、これについては全く無視されておられる。こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、昭和四十八年の財政制度審議会のこれ

○国務大臣(大平正芳君) 審議会の建議、御答申、尊重すべきものと思ひます。発行限度の問題、これは依存率の姿で出されておりますけれども、五%程度というのはあの当時先進諸国が大体五%程度の依存率でありましたこととの関連におきまして、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、昭和四十八年の財政制度審議会のこれ

○政府委員(松川道哉君) 先ほど引用いたしました金融制度調査会の答申、二点あると申し上げましたが、その二点につきましては、私もその意見に沿つて実施いたしております。すなわち、第一点の「国債市中公募の原則の確立堅持」という点につきましては、調査会の御意見は、「国際発行に對する金融面からの歯どめとして、国債は、先進諸国の例にならぬ、日本銀行引受けでなく、市中公募により市場の消化能力からみて無理のない範囲で、発行するという原則を確立堅持することが必要である。なお、金融調節の

観点からしても、兩者の間にその目標達成上きわめて大きな差異があることに注目すべきである。」これが第一点であり、第二点は「発行方式」についてでございますが、「国債の発行方式としては、シンジケート団引受け方式がもっとも有効かつ望ましく、シ団による国債の円滑な消化を図るためには、多方面の金融機関をそのメンバーに加える等の配慮が必要である。」

ただいま読み上げましたのは金融制度調査会の意見の全文でございます。少なくともこの金融制度調査会の意見に關します限りは、私どもその線に沿つて実施いたしております。

○野田哲君 それはね、市中消化ということについては、確かにそれはその線に沿つてやつておられると思ひます。問題は、それぞれ何回か出されておられる発行限度額の問題、これについては全く無視されておられる。こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、昭和四十八年の財政制度審議会のこれ

○国務大臣(大平正芳君) 審議会の建議、御答申、尊重すべきものと思ひます。発行限度の問題、これは依存率の姿で出されておりますけれども、五%程度というのはあの当時先進諸国が大体五%程度の依存率でありましたこととの関連におきまして、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、こゝに引き下げるに発行量の限度について答申をされておられる、昭和四十八年の財政制度審議会のこれ

○政府委員(松川道哉君) 先ほど引用いたしました金融制度調査会の答申、二点あると申し上げましたが、その二点につきましては、私もその意見に沿つて実施いたしております。すなわち、第一点の「国債市中公募の原則の確立堅持」という点につきましては、調査会の御意見は、「国際発行に對する金融面からの歯どめとして、国債は、先進諸国の例にならぬ、日本銀行引受けでなく、市中公募により市場の消化能力からみて無理のない範囲で、発行するという原則を確立堅持することが必要である。なお、金融調節の

あつてはならないこととございます。さればこそ、  
こういう状態からの早急な脱却を財政運営の基本に  
してまいるといふ方針は、衆参両院を通じて  
政府がかねがね申し上げてきておるところでござ  
います。こういった異常な事態は早く脱却いたし  
まして、そういったノーマルな状態に早く返さな  
ければならぬと私は考えております。

○野田哲君 国際的な比較から昭和四十八年十二  
月の財政審議会の建議では見ておられるわけ  
です。非常に国際的に見れば高い水準にある、こ  
ういふような指摘があつてその方面からも国債依  
存度を極力引き下げると、こういう指摘があるわ  
けです。

そこで、大平大蔵大臣も先ほど先進国六カ国会  
議、あのお城の中の会議へ行かれたそうでありま  
すが、それらの国々と比較をした資料、ことしの  
八月ごろに大蔵省で財政危機の問題点という形  
で国債制度についての国際的な比較をされたものが  
発行されていたと思ひます。この国際比較の状態、  
これを説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 主要国の財政収支の中で  
公債、これをどのように把握するかということ  
でございますが、歳入、歳出の差額がまあ、歳出に  
占めますところの割合というところで考えてみま  
すと、アメリカの場合七五年で、つまり今年でござ  
います。一三・四％の公債依存度、それからイ  
ギリスは同じ七五年でまあ当初八・九と見てお  
りましたのが一四・五、ドイツは一六・六と見てお  
りましたのが八月補正後で二五・三、フランスは  
九月の補正後で公債を出すことになりました。一  
三・四、かように承知しております。

○野田哲君 ドイツの場合補正で非常に高くな  
っておりますが、それ以外はいささか一三％ないし  
一四％、日本の場合には結局補正によつて二六・  
四％、こういう高い水準になつておるといふこと  
が具体的な国際比較の中で明らかになつておる  
わけですけれども、これについても、これは大蔵省  
の統計資料で出ておるわけですが、あわせてもう  
一回資料として提供していただきたいと思ひま

す。

そこで、重ねて国際的な視野からの質問を行  
いたいと思ふんですが、昭和四十五年以降のこれ  
らの主要国における国債所有者調べ、これはやは  
り大蔵省が調査されたものであつたらしく、わか  
ればこの概要を説明してもらいたいと思ひま  
す。わかりませんか。

○政府委員(松川道義君) それぞれの国につきま  
して最も新しい時点のパーセンテージで申し上げ  
ます。

アメリカにおきましては政府が二九・一％、中  
央銀行が一六・九％、金融機関が一・七％、海  
外が一・七％、その他が三〇・二％でございま  
す。イギリスにおきましては政府と中央銀行との  
区分が定かではございませんが、この両者を合計  
いたしまして一九七二年度末で二七・九％、金融  
機関が二九・三％、海外が一三・四％、その他が  
二九・三％でございませう。西独におきましては  
一九七三年の数字でございませうが、政府が四・七％、  
中央銀行が六・七％、金融機関が六三・二％、海  
外が一・二％、その他が二四・二％でございま  
す。フランスにつきましては一九七三年末の数字で  
ございませうが、政府が〇・七％、中央銀行が七・  
一％、金融機関は二・二％、その他に、海外とそ  
の他が分けられておるわけですが、八九・九％と  
このように所有の構成比になつておるわけ  
です。

○野田哲君 この構成比によると非常に違いがあ  
るわけですね。特徴的なのは、その他の所有とい  
うところの構成比が非常に違いがあるわけ  
です。それから政府の所有にも非常に違いがあるわけ  
ですが、こういう点で構成比の非常に違い、特にそ  
の他のところの構成比が非常に違うというの、  
これは国債の管理体制、それぞれの、日本の場合  
とこれらの国々との間に何か管理体制に理由があ  
るのかどうか、この点もしわかれば説明してもら  
いたいと思ひます。

○政府委員(松川道義君) ただいまその他とい  
う区分で申し上げましたのは、大体が個人が主では  
なからうかと思ひます。そして御指摘のように、

フランスの場合に全体の八九・九％がその他な  
し海外に区分できないところに入つておるとい  
うのは、恐らく個人の持ち分が非常に多いのでは  
ないかと思ひます。

それから、こういった計数を外国と比較いたし  
ますときに、私どもが一番その比較に悩む問題は、  
日本におきまして郵便貯金と外国におきまして貯蓄  
債制度との関係でございませう。たとえばアメリカ  
の例をとつて申し上げますと、アメリカにもかつ  
ては郵便貯金という制度がございませうが種々の  
事情からこれは廃止されておるわけですが、そのかわ  
りに貯蓄債券というものが出ておるわけですが、これは  
ちょうど日本の郵便貯金のように、国の信用を背  
景にいたしまして庶民の金融をお預かりするとい  
う形での債券が出ておるわけですが、これが最近の数字  
で発行残高が二兆とございませうが、五年もので  
割引で出ておるわけですが、これが円換算約十七  
兆円、それから十年もので利付債を出してござ  
いませうが、これが円換算約二兆三千億円でござ  
いませう。たゞいま申し上げました  
ような計数を御説明いたします場合に、外国の計  
数はこういったものが入つておるのではないかと  
思はれますので、特にその他の欄、個人を主にし  
ておるとすれば、その面での調整をした上でなけ  
れば比較がむずかしいのではないかと思つてお  
ります。

○野田哲君 大蔵大臣ね、いま所有別の構成比を  
説明があつたわけですが、その特徴は、日本の場  
合はその他の所有、つまり個人所有が欧米先進国  
と比較して圧倒的にこれは低いわけですね。大平  
大臣は午前中の説明で、日本の政府ぐらゐの信頼を  
されているところはなないんだと、国債制度に関連  
して、圧倒的な信頼を寄せられておるような説明  
があつたわけですね。ともかくも大平大蔵大臣  
を信じなさいと、こういうことで、私が体を張つ  
ているんだから信じなさい、こういう説明があつ  
たわけですね。償還の計画などは全く具体的に示さ  
れないで、とにかく信じなさいと、日本ぐらゐの信  
用されているところはなないんだと、こう言われた

わけですが、この比較をされている先進国と言  
われて、この間バリの郊外でいろいろ協議をされて  
おられたあの国々です、構成比を見ると、個人  
所有は諸外国に比べて圧倒的に低いということ  
は、つまりこれは、この数字は、日本の国民は余  
り国債に対して魅力を持っていない、こういうこ  
との証左ではないかと思ふんですが、この点はど  
ういふふうにお大蔵大臣としては受けとめておられ  
ますか、いまの構成比を見て、この点いかがで  
すか。

○政府委員(松川道義君) ただいまの点につきま  
して一つ基本的なことは、わが国におきまして個人  
の金融資産の持ち方が外国と著しく異なつてお  
る点ではなからうかと思ひます。それは、日銀の調  
べでございませうが、四十九年末における個人の金  
融資産、これが合計百四十一兆あることになつて  
おるわけですが、この中のパーセンテージで見ますと、  
有価証券に回つておるものは一・四％にし  
かございませう。この有価証券の中には国債、地方債、  
公社債、金融債、株式、投資信託、こういったも  
の全部入つておるわけですが、これがわすか一・  
四％にしかならないう。一番大きいシェアを占め  
ておるものが定期性の預金でございませう。こ  
れが四九・四％となつておるわけですね。これは日本の  
場合、金融資産をもちますと、どういふ形で持  
つのかを一番好むかという持ち方の態度になるわけ  
でございますが、外国の場合にはある程度たまって  
まいりませうと、この定期性の預金から有価証券に  
移つていくという傾向が見られまして、そのため  
に外国の同種の統計をとりますと、個人の持つて  
おる金融資産の総額の中で、有価証券の占め  
る比率は非常に高い数字になつておるわけ  
です。たとえば一九七三年末の数字をとりま  
すと、米国の場合は四三・五％であり、イギリスにお  
いては三三・一％、これが有価証券といふ数字になつてお  
ります。したがって、わが国の場合に国債を  
ストレートに個人に持つていただくといふのが、  
個人の金融資産の持ち方の好みと比べま  
なからうかと思ひます。そこで、それぞれ定期性の預貯

金を持っておられる金融機関を通じて間接に個人に持っていただくという形式をわが国としてはとらざるを得ない、その結果がこの国債の保有高の統計では、日本の場合に個人なりその他のところに非常に低く出ているということになります。

○野田哲君 いまの見方はかなり私は見解の違いを持っていて、確かにいま言われたように、日本の場合には金融資産についての一番大きいシェアというのは定期性の預金ということになっていて、これはそのとおりだと思います。ただこの場合には、定期性の預金ということのシェアが非常に大きいというのは、これはそれだけ日本の国民の場合には拘束された預金を持たざるを得ないということだと思ふんです。住宅の資金を借りた場合にも定期性の預金を持たなければ貸してもらえないとか、あるいは法人の場合にも、一週間はかり前に日本経済新聞がトップで大きく報道したように非常に拘束——金融機関からやむを得ず拘束された預金を持たざるを得ない、これがやはりその構成比となつてあらわれている、私はこう思うわけなんです、いずれにしてもいまの局長の説明あるいは国際比較の場合であっても、国債の個人消費というのはこれはもう非常に日本の場合には限られていると、こういう認識を持たなければいけないんじゃないかと、こういうふうなふうに思ふんです。したがって、そうすると公債発行の原則というのがそこから大きく私はやはり崩れてくる。市中消化というのは結局は、先ほど言われたシンジケート団によってこのシェアで割り当てられて、結局はこの一年後には日銀の買いオペ、こういう形の性格で流れていくんじゃないかと、これはいかに大蔵大臣がインフレは刺激しないとか、きのうも福田経済企画庁長官もバランスさえしっかりしておればインフレの心配はないんだと、こういうことを大蔵大臣ともどもに強調されてきたけれども、この実態からすれば当然これは一年後には全部日銀の買いオペという形で通貨の非常な増発、こういうふうにならざるを得ないんじゃないか、これは資料でもはっきり、いま言われた

統計の資料でも示していると思ふんです。こういう点から、その面での懸念というものはやはり依然としてぬぐうことはできないと思ふんです。これについて、これは大蔵大臣、特にどういふ見解をお持ちなのか、具体的に伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(大平正芳君) せっかくの御意見でございますけれども、拘束性預金というものが日本の固有の体質であつて、それが今日個人所有がこんなに少ない結果を招いておるといふ推理の仕方ですけれども、やや牽強附会のような感じが私いたします。何となれば、日本は、郵便貯金なんか別に拘束性の貯金ではございませぬけれども、これが二十一兆もあるわけでございますので、ただ、直接の金融資産、債券類を持つよりは預貯金という姿を好むという民族であるということはいま理財局長は御説明申し上げたわけなんです。ただ、野田さんが言われるように、その預金の中に拘束性の預金の比率が高いということも私も認めますけれども、逆にそれが今日あるような金融資産の所有の形態を規制しておる原因であるというように私は、せっかくの御意見ですけれども、賛成いたしかねるものでございます。

ただ、もう一つつけ加えますと、しかし拘束性預金というふうなものには悪い傾向ではございませんけれども、日本の事業資本の構成がどうも借入金が多いということもこれ特徴でございます、わずかの資本で、大半を借り入れに仰いで経営に当たるといふことでございます。したがって、そういうオーバーボロイングな傾向が拘束性と併存するということも激化しておるひとつの原因ではなからうかと思ふのでございます。日本人の、何と申しますか、そういう一面において非常にバイタリティーの強いところがございますけれども、一面においてそういう危険なところ、いい面もあるし悪い面もあると思ふますけれども、そういったことが拘束性預金の一つの要因をつくつておるのではなからうかと思ふのであります。いずれにいたしましても、それが金融資産の所有形態をつくり上げるところの根本の要因になつておる

という評価は私は少し過当ではなからうかという感じがいたします。

○野田哲君 この問題については、私はさらに議論があるわけですが今回はおきまして、もう一つの資料について伺いたいと思ふんですが、大蔵省が出しておられる国債統計年報というんですか、これがありますね、それから日銀が出している経済統計月報、こういうのがあつたわけですが、それに国債残高とGNPの推移を示したものがあつたと思ふんですけれども、もしここで資料をお持ちであれば昭和四十一年以降の国債の対GNP比、これを簡単に説明をしていただきたいし、あわせてこれは資料として提供してもらいたい。こういうふうな思ふんです。

○政府委員(松川道哉君) 国債の残高とたたいまGNPという御指摘でございますが、国民所得であればいま手元にございますので説明が可能でございます。

四十年度から申し上げますと、四十年度二・九%、四十一年度四・八%、四十二年度六・一%、四十三年度六・四%、四十四年度六・三%、四十五年度六・二%、四十六年度七・二%、四十七年度八・六%、四十八年度九・二%。たたいま手元の資料でそこまでの数字が入っております。

○野田哲君 四十九年、五十年——五十年は推定ということになると思ふますが、これはわかりませんか。

○政府委員(松川道哉君) 四十九年度につきましては、実はまだGNPであれ、国民所得であれ、最終の数字が出てないのでございます。したがって、たたいまの数字と対応したような精度のものでは御説明できないのでございますが、手元に、今度はGNPで恐縮でございますが、GNP分の長期債務残高ということでございます、速報値でもって計算いたしましたものをとりましますれば、八・六%という数字がございます。速報値と申しますか、実績見込みでございます。

○野田哲君 時間が余りございませんので、もう残りが少ないので結論的に質問いたしたいと思ふ

ます。

いろいろいま午前、午後大蔵省の考え方を伺つたわけでありませぬけれども、この現在の国債残高、そしてさらにこれからいま予定をされている国債の発行高、そしてさらに昭和五十一年度、不確定ということでありませぬけれども、報道されているところ、予測されるところとしては七兆円を超える国債の発行、こういうことになると見込まれているわけですね。そういたしますと、国債残高については二十兆円をはるかに超える、こういうことになるんだと思ふのです。きのうの本会議での大平大蔵大臣あるいは福田経済企画庁長官、それぞれ質問に答えて、この国債の増発がインフレを高進する危険性を質問者それぞれ指摘されたことに対して、バランスさえ取られていけばインフレの心配はない、問題はバランスの問題なんだ、こういう強気な発言をされているわけでありませぬけれども、昭和五十一年度で公債の依存度が二六・三%、昭和五十一年度では、新聞の伝えるところでは三〇%を限度にすると、そこで二九・九%、七兆円幾ら、こういうふうに報道されているわけでありませぬ。これは異常な公債の依存度だと思ふのです。公債の残高が二十兆円を超えるということは、年間の総予算額に匹敵する状態の国債残高ということになると思ふのです。個人の家計で言えば、一年間の総所得の金額を借金をする、こういう状態になるわけで、とてもこれは個人の場合で言えば一年間の総所得を借金しようとしたら、これはとても貸してくれるところはない。相当なこれは担保を入れなければ貸してくれない。それだけの巨額な年間総予算に匹敵するようなものが国債残高ということになるうとしておるわけでありませぬ。これについて午前中から午後にかけて何回も、当然こういう状態になつてきた場合には償還計画、いわゆる償還計画ですね、これが具体的になければ、やはりどうしても私たちが国民に対して納得のいく説明をすることはできないと思ふのです。こういう状態が一体財政の上から言つてバランスのとれた状態と言えるかどうか

か。これは当然、何回も大蔵大臣はアブノーマルな状態を早くノーマルな状態に返したい、こう言われておるわけで、アブノーマルだという点については大蔵大臣の認識もそうだと思うのです。そういうふうな年間の予算総額に匹敵するような状態の国債残高を持つような状態になる。これに対してなぜこれほどまでの国債残高を持つにもかかわらず償還の計画が明示できないのか。これは午前中からの議論の引き継ぎなんですけれども、重ねて私はやはりこれを大蔵大臣に指摘をして、これに対する考え方を伺わなければ、どうしても納得をすることはできないので、もう一回、これはもっと具体的な内容を明示をされる意思はないのかどうか。そして、もう少し時間をかけてもらいたい、こういう午前中のお答えがあったわけでありませうけれども、一体もう少し時間をかせたいのか、いつごろになればという形で明示をされるのか。もうこの問題を審議をする会期は後わずかならぬというわけなんです。会期が終わって、この問題の審議が終わってから明示をされても全くこれは意味がないことになるんです、いつ、これは時間をかせたいと思いませんか、示されるのか、この点を重ねて伺いたいと思いませんか。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほど、先進諸国に比べてわが国の財政の公債依存率が異常に高い。これはドイツも高いですけども、なおわが方が高い。その他の国々は十数%であるというところでございますが、これは今度の資源危機、国際経済の危機でヒットされた割合というものは私は日本が一番ひどかったと思うんです。御案内のように、資源のない国でございますし、そういう国であればあるだけに、今度の経済危機に最も深く深くさらされたわけでございますので、こういう非常に激しい打撃を受けたわが国といたしまして、それだけの歳入欠陥を来したということも御理解いただけると思ひますし、またわが国の税制が所得税、法人税中心の、景気に非常に敏感なひとつの構成を持っておりまして、したがって、そういう関係から欧米諸国に比べてまして歳入不足がひど

かったということも御理解いただけると思うんでございます。したがって、この程度はまさによその国に比べても非常に異常であったということでございますので、したがって、これを克服してノーマルな状態に返るにつぎましても、それだけの時間を与えていただかなければ克服できないようなひどい打撃であったということ、そしてそれだけ、そういう大きな激しい打撃でありましたかゆえに、いまそのさなかにおきまして展望を明らかにして、将来の財政計画を提示申し上げるということが非常に至難な状況にありますことも、あわせて御理解がいただけるのではないかと私は思うのであります。しかし、それは私どもが当然の権利として国会に対して求められる性質のものではないこともよく承知をいたしておるわけでございます。非常に困難でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたように、可能な限りいろんな前提を置いていろんな試算を試みてでも、やはりこういう前提で試算してみればこういうことになりまして、こういう前提でこういう方法を展望を求めてみればこうなりますというところ、いろいろ苦心してつくり上げてみまして、御審議の参考にお願ひしたいものだと思っておりますので、先ほど申し上げたことといたしまして、

しからばそれはいつごろかということでございますが、ちょうど予算編成を前にいたしまして、企画庁を中心とした長期計画なるものが検討を急がれておるわけでございまして、それには当然なこととして、非常に大きなフレームでございますけれども、財政の枠組みも一応想定されておるわけでございまして、そういう関連も踏まえて、明五十一年度の予算の御審議をいただく段階になりましたらば、それまでにはそういう材料を駆使いたしましたので、できるだけわかれの手で解明し得る限りの展望はつくり上げて御審議をいたしたいものだと思っております。政府と国会との関係は不断に続いておりますので、この数日でもって御縁が切れるわけでは決しないわけでございまして、未長くひとつ御指

導をいただかなければならぬわけでございます。さように心得ております。

○大塚喬君 閣連。

いまずっと真摯な野田委員の質問が続いて、やっぱり詰まるところその償還計画の問題にどうしても落ちつかざるを得ない。で、先ほどからの答弁をお聞きしておいて、償還計画のめどは立たないと、償還計画を国会に提出しなければならぬ、こういうことであって、それはその二つの定率繰り入れ、予算の繰り入れと、こういうこと三つの方法だということだけで終始をされる。いろいろの試算というが、そういう方法があるということなんです、そういうものをいままでになせつづけてこの国会の審議に資料として提出させないのか、大蔵私には怠慢であったと断せざるを得ません。それから、これで審議をしてこの法案を通せと。赤字だ。国債だ。それから、何人かのきのうの本会議での質問、たいたい野田議員からも質問ありましたように、それじゃもう結局その落ち行く先は付加価値税だ、いろいろ付加価値税についても逃げを打って混迷に陥しておるような感じをするのですが、国民だれもがそういう心配をしておると思うわけでありまして、付加価値税というのは、きのうもちょっと触れましたけれども、所得の再配分という機能を逆行させるし、インフレを増進させるし、大衆課税であるし、大蔵私どもは危険な税制の改革に踏み切るような、そういう懸念を持っておるものですか。お尋ねをいたしておるわけでございまして。幾つかの資料、これはもう大蔵当局が誠意をもってつくった資料だと、こういう資料をやっぱりこういう仮定で、前提をやつたらこうだった、こういう前提をやつたらこうだった、こういう幾つかのそういう償還計画に関する資料の提出をいたしましたか。この法案の審議はこれ以上私は前進しないものと考えるわけでありまして、ですから、そういうことがあってもこの委員会の開会中、そういうただし書きをつけていただいで結構ですから、そういう償還計画のこれは試算だと、こう

いうことでも結構ですから、ひとつ何が何でも提出をしていただきますように、野田委員の質問、要望と同じように、私もぜひひとつお願ひを申し上げたいと存じます。

○野田哲君 予定された時間がもうほとんどなくなりまして、最後に私は、これは大蔵省に苦言を呈して終わりたいと思ひます。

大蔵省は、国債問題について最近ずっと新聞、週刊誌等にPRのページを設けて大々的にやっておられるわけですね。いろいろ学者諸先生との対談とか、それからその他スポット的な広告をやつておられる。これを見ると、生活の繁栄をもたらす国債だとか、生活向上のための国債だとかというふうなこういう広告をやっておられる。これは私は誇大広告だと思ひます。上げ底の広告だと思ひます。大蔵省だから公正取引委員会が何らの指摘をしないからそれで済んでいるかも知れませんが、何が生活向上の国債ですか、こんな誇大広告で国民を惑わしては困ると思ひます。それを繁栄を約束するような広告をされて国民を惑わしては困ると思ひます。これは何ともしも懐んでもらわなければならぬと思ひます。この点だけ指摘をして私はあと二、三分ありますけれども、私の質問を終わります。

○辻一彦君 答弁の前に、いま大塚委員から資料要求があったのですが、それが出せるかどうか、確認してもらいたい。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま御提出できるものにつきましては、大塚委員の御要請に際して提出いたしますが、ずっと後年度にわたりますので、先ほど申し上げたように相当時間をかけて材料を駆使してやらなければならぬ性格のものでございまして、詳細な展望につきましては、ただいま会期中に、この委員会開会中という御要請にはなかなか応じ切れないと思ひますけれども、それは後日

の御審議のために、先ほど申しましたような通常国会の御審議を願うまでにはつくり上げてまいりたいと思ひます。ただいまの衆議院段階の御審議を通じてございましたものを整備いたしまして提出できるものは提出いたします。

○辻一彦君 大塚委員から、全部の展望について詳細なものはそれはなかなかむずかしいとは思いますが、今日試算し得る可能な範囲の資料を提出されたいと、こういうことですが、これはできるんですか。

○国務大臣(大平正芳君) かしこまりました。○委員長(松本徳太郎君) 理事会において協議することがございますので、約十分間休憩をいたします。

午後三時十四分休憩

午後四時十五分開会

○委員長(松本徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。○矢追秀彦君 初めに五十一年度予算編成と赤字国債の問題について伺いをします。

先ほど来も五十一年度予算についてはまだいろいろ調整がつかないということで、具体的なお話はございませんでしたけれども、昨日の本会議の答弁あるいはまたいままでの審議を通じて、相当の赤字国債の発行はやむを得ないと、こういうふうなことは明らかであると思ひます。

そこで、お伺いしたいのは、今回の赤字国債は、この法案にも出ておりますように、予算成立後に生じた予想外の税収などの減少となつております。また四十年年度の赤字国債の場合も、予算成立後に生じた税収減の補てんと、こういうことになつておられるわけですか。そうしますと、五十一年度当初予算から赤字国債発行ということになります

と、特例法を恐らくまた出さなければならぬと思ひますが、その場合はどういふふうなことになるか。

○政府委員(高橋元君) 五十一年度の予算の姿といたうのは、午前中にも主税局長から申し上げましたように、まだ税収が最終的に固まつておりませんので、具体的な数字をもつてお話しすることはできないわけですが、そこで、本年度の補正後よりも公債の発行額は恐らく減ることになるのではないかとどういふふうにか考へられております。しかしながら、私どももいたしまして、予算編成の最終段階になりますので、極力その圧縮に努めておるわけですが、いざにいたしましては四十年年度の公債発行を随うことができない場合、その場合には新しく財政法の例外規定を立法いたしまして、法案の御審議をお願いいたしますことになつていふふうにか考へます。

○矢追秀彦君 私に聞いておられるのは、特例公債を出さなければなりませんけれども、いま審議されている法案の第一条では「五十一年度の一般会計補正予算において見込まれる租税及び印紙収入並びに専売納付金の減少を補うため」と、こうなつておられるわけですね。当初予算から特例公債を出さなければならぬ場合はどういふふうなものになるのか、条文が、その辺は性格論と勘案して、非常に私問題になるのじゃないかと思ひますのでお聞きしておるわけですか。この点いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 五十一年度の特例法をどのような形で立法いたしますかは、これから財政制度審議会などの御意見も伺いながら検討してまいりたいと思つておられますので、いま五十一年度の特例公債発行権限をどのような形式の条文でお願いをいたすかということについては、まだ固まつた考へ方を持っておりません。

○矢追秀彦君 私がいまこれを問題にしたいのは、要するに五十一年度当初から赤字国債の発行はやむを得ない、しかもかなり大きなものであるということ、それに対してやはり歯どめをしていかなければならぬと思つておられるわけですか、いまも言われ

ましたけれども、その場合、今回の場合は「補うため」と、あくまで補完的なものであるわけですね。また四十年の場合にも税収源の補てんであった。だから、五十一年度当初から来た場合は補てんの程度にとどまるのか。私はとどまらないと思つておられます。その場合は、ただ単に赤字国債が補てんということからもっと積極的な意味が出てくるのではないかと、こう考へるわけなんです。

○政府委員(高橋元君) それは今後作成いたしました五十一年度の予算の性格とも関連いたす問題でございますが、五十一年度の特例公債法の内容、形式につきましては、現在、先ほど申し上げましたように、鋭意、財政制度審議会にも諮りをして検討を進めていく段階でございますので、この段階で御答弁をすることは御容赦をいただきたい、かように思ひます。

○矢追秀彦君 それではその歯どめですね、いま言った赤字国債発行の歯どめというものはどう考へますか、来年度の場合。

○政府委員(高橋元君) それは公債の来年度お願いをいたします発行額そのものをどのようにするかということと関連をして検討を進めてまいりたいといふふうにか考へておられます。

○矢追秀彦君 まあ、いまある程度は無理かと思ひますけれども、私また後續いて質問をしてみたいと思つておられます。今後の財政運営を考えた場合には、ある程度の繰り出されなければならぬと思つておられます。その前に一言だけお伺いしたいのは、建設国債の枠を五十一年度には拡大をされる方針なのかどうか。自動車重量税相当分あるいはガソリン税等、この辺の変更の意図はありますか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(高橋元君) 建設公債の発行の枠につきましては、先ほど野田委員にお答えをいたしました。公共事業費、その他の施設費——その他の施設費の範囲と申しますのは、四十一年の国債発行以来、これは社会福祉施設費及び官庁営繕費を四十七年に追加いたしましたほか、変更はし

ておりません。したがって、それは総体の投資的経費の予算の中の伸びによって変わつてくると思つておられます。ただし、いまお示しのある特定の財源をどのように考慮するかという問題につきましては、これは揮発油税相当額、それから自動車重量税のうち、国の収入相当額というものを考慮に入れて現在検討中でございます。

○矢追秀彦君 次に、来年度から相当大変な状況になるということ、私は私なりにいろいろ試算をしたわけですが、歳出規模、聞くところによると二十四兆円と言われておりますけれども、二十四兆円にした場合、これは仮にケースワソとして、歳出の伸び率が四十一年度から四十七年度の平均伸び率が一七・七％です、歳出が、それを入れますと、税収がGNPの伸び率二〇％、弾性値一・五にして税収の伸び率が三〇％。そういたしますと、五十一年度は七兆円の歳入欠陥になるわけですね。このままですと、まあ私の単純な計算ですが、昭和五十五年年度で税収の規模が歳出の規模をようやく二兆円上回る、こういうことなんですね。で、それ以下になりますと、もう全部いわゆる赤字財政ということになってまいります。現在の景気の状態から考へて、非常にこれからの見通し、いわゆる高度成長から安定成長、低成長と言われておられますので、そうなりますと、ずっとこの赤字財政が恒常化してきます。どうも、これはまあ後の償還計画とも関係をしてきますけれども、どうしてもこれからの日本の財政は、いままでどちらかと公債を抱いた財政、こういうふうにか考へてこられたけれども、公債に抱かされたといふか、そういうふうな財政に変化させるを得ないと思つておられます。大蔵大臣、このような状況を、いろいろ大蔵省でも計算をしておられると思ひますけれども、この中にあって、実際公債というものがどういふふうになつていくのか。昭和五十二年あたりで返すなんというの私は無理だと思ひますし、十年かかって返せばいいという



答弁がきのうも出ておりましたけれども、じゃ十年後までに果たしてきれいに返せるようなめどが立つのかどうか。これは資料もちゃんとお渡ししてありますので、恐らくごらんになっていかると思いますが、将来の財政の展望も含めて、国債がどういふふうなものになっていくのか、どうお考えでいるかお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 五十一年度以降の財政がどのような形のものになるか、それにつきまして、私どもは、大臣からも繰り返し御答弁を申し上げておりますように、経費を極力抑制し、歳入についても充実を図って、現在のような財政体質を改善して、財政基盤と申しますか、健全性の確保を図ってまいりたいというところで考えておりますが、経済の五十一年度、それから五十一年度にも予想されるところの落ち込みというものはかなり大きいわけでございますし、今後の景気回復過程といつてもまだしつかめなれないということでございます。長期の経済見通しにつきましても、経済企画庁で現在検討を進めておられるという段階でございます。したがって、大臣からもお答えをいたしておりますように、財政の体質を直し、基盤を強化するという点の努力につきましても、私どもとして十二分にいたしてまいりたいというところでございますが、計数をもって将来の姿をどうお示しするかという点になりますと、いま直ちにお答えができません状況でございます。

○国務大臣(大平正芳君) 矢追さんが展望されておりますように、五十一年度はことに引き続いて相当高度の公債依存財政にならざるを得ないと私どもも考えておるわけでございます。これは経済の回復が五十一年度の段階において十分期待できない、歳入面で期待できないわけでございますので、そうならざるを得ないと考えておりますけれども、五十一年度におきまして、歳入、歳出面にわたりましたいろいろな検討を十分遂げて、五十一年度以降への準備段階の年をいたしました存じておるわけでございます。五十一年度以降の長期の財政施策の用意をいたさなければならぬ年だと考えておるわけでございます。そして、できるだけ早く公債財政からの脱却、とりわけ特例公債からの脱却を図らなければならぬと考えております。ただ、遺憾ながらそれがいつの段階といたしまして、いまの確にお答えできません状況でございますので、いまの確にお答えできないという状況でございますが、そういう方向への努力をいまじみちに積み重ねておる段階でございます。

○矢追秀彦君 いま大蔵大臣、特例公債からの脱却をした財政ということをおっしゃるわけですが、それと非常な長年月——仮に経済成長というものがかなりのペースで進んでいって、その間にこの試算でいきますと二〇%をやって、そして五十一年度でようやく黒になるということなんですね。これは望めない数ですから、とうていGNPの伸び率が一五%になると五十五年でも十六兆円も赤字が出るようになっていくんです。それから、たとえGNPの伸び率が二〇%にしても歳出の伸び率いかに抑えておられるか、赤字になるというふうな試算をされているわけですから、ここで特例公債からの脱却というものはもちろんやらなければならぬけれども、それを補うためにいまのままでいいか、結局、先ほども出ておりました付加価値税の導入とか、いろいろな増税というものを図ってこれをなくしていくような方向しかないんじゃないか。歳出を抑えることは非常にむずかしいと思いませんか。そうすると、歳入をふやすことしかならない。となると、そういうふうなことになるわけじゃないか。すでに五十一年度から付加価値税の導入までにはおられるわけですか、それなら、その場合、果して今後赤字公債、特例公債からの脱却を言っておられますけれども、具体的には、何を言っておられるのか、結局、増税というものをやらなければならないのか、いかか、そんな気がするんですけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) 先刻野田委員にもお答え申し上げたこと、繰り返すことになるかと思いますが、計数的にはつきりすることがなかなかできませんけれども、いわば一つの予測といたしまして五年間を通じてみて、歳入、歳入の姿をあわせて考えた場合に、歳出の抑制に最大限の努力をする、社会保険料とか、公共料金とかいうものの適正化も図るということをしなごらぬ、なおいまのシステムはほかに新しい負担を求めるといふことについて納税者の皆様の納得を求めざるを得ないかもしれないということをおっしゃるわけでございます。ただ、それがいつの時期にどの程度か、大きなものかということはまだ計量的にわからぬと申しますか、そういうやむを得ざる選択を求めなくちゃいけないとすれば、その前段階として、まず税の立場で五年間にどの程度までの租税負担率の上昇をまねいていただけるとか、やむを得ないと考えるのか。その角度からの検討が税の側としては、まず必要ではないかというふうに考えまして、いま税制調査会に作業をお願いいたしておる。もちろん、税の立場から申せば、歳出はできるだけ縮減してはしいわけでございますが、増税をしないで済めばそれにこしたことはない。しかし、まさしくおっしゃるように、経済全体のバランスの中で歳出の伸びと申すものはある程度ないといけません。全体の絵の中で租税負担率をどう考えていただくか、そういうことをいまお願いしておるわけでございます。

○矢追秀彦君 具体的なお話が出てきませんので次に移りますけれども、償還計画、これも非常に何度か問題になって、結局年別、年賦償還というふうなことは全然期待ができなかったわけですか。また百分の一・六という定率繰り入れについて、問題があるとは私の質問に対しても大臣お答えいただいたんですが、じゃ、具体的にどの辺の率がいいのかということについては、これまで明らかになっておりませんが、また剰余金の繰り入れは、たしか五十一年度の剰余金はゼロになるといふことであります。そういたしますと、後この

償還を實際きちんとやっていると、この補足説明にありますが、第三番目の「国債整理基金特別会計法第二条ノ三の規定に基づく必要に応じて行う予算繰入れを財源として行う予定」と、これをやらぬのか、それとも景気の回復を待って、税収がかなり出てきて、そして剰余金なりがかなりできることをこの十年間で期待をされておられるのか、その辺をどうされようとおっしゃるのか、一つずつお答えをいただきたいんですが、まず、一・六をどのような方向で見直すのか。剰余金はなくなりませんので、それを今後期待をされるのかどうか。そのためにはかなり景気が回復しなきゃいかぬと思っております。三番の予算の繰り入れにしても、これまた大きな問題があるわけですね。その辺はどういうふうな技術的にお考えになっていきますか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 百分の一・六の定率繰り入れは、昭和四十二年の国債整理基金特別会計法の改正の際に、財政制度審議会をお煩わして一年にわたって御審議をいただいたので決まりました。この率と申しますのは、国債の発行対象経費見合いの資産耐用年数というものをいろいろ計費いたしまして、永久資産である土地ないし出資、それと減価償却資産の平均の耐用年数、また国民所得計算上のそういった社会資本の減耗の取り扱いはどういふものを総合的に勘案して六十年というふうな定めておりました。その後毎年見直しをしておりますが、この六十年を変更するということになっておられないわけでございます。したがって、一・六の定率繰り入れというものは総合的な減償制度の基礎として私どもとしては今後とも継続をいたしたいかなければならないというふうな考えをしております。

第二番目の剰余金の二分の一以上の繰り入れでございますが、これは衆議院、参議院の両方の段階を通じて大臣から申し上げておりますように、特例公債の発行期間中は剰余金の全額を繰り入れるということにいたしておりますが、この特例公債法の御審議をお願いしております法案の二

条にもありますように、特例公債の特殊性ということも考えますと、超過発行がないように極力出納整理期間発行という形でそれを調整してまいりたい。したがって、当面大きな剰余金が発生してまいるといふことは余り期待できないわけですし、またこういう経済情勢のもとで期待することは適当でないわけでございます。したがって、この点につきまして今後の経済の推移によつて、それはある程度の剰余金が出る場合もありましようが、これを計画的に事前に償還財源として当て込んでおくといふことは適当でないといふふうに思います。

そうなりますと、三番目の御指摘の予算繰り入れをもつて六十一年に現在お願いいたしてあります二兆二千九百億圓の特例公債を全額償還をするといふことをいたさねば、またそういう措置を考えなければならぬわけでございます。これは特例公債の発行という体制から財政体質を改善いたしまして、脱却をした時に充実をすまいりたい。それによつて六十一年の特例公債の全額償還をいたしたいといふのが繰り返し申し上げております私どもの考え方でございます。

○矢追彦彦君 いま言われていることは、確かにずっと言われておりますけれども、それで果たしてできるのかどうかということが非常に私たちの心配するところです。しかも、先ほど言いましたような計算まで出して、非常に大変な状況だと、そういう中でどうしていかぬのかということを知っておられるわけでして、いまの答弁だけではなかなか納得ができません。

その中で、まず第一番目の一・六の問題について、いまも続けていると言われましたが、大臣は十一月七日の本院予算委員会の私の質問に対して、あれは建設公債に関連しての着想から出てきた率じゃないかと思ひます。六十一年間の消却の試算が見合はると思ひます。したがって、特例公債に当てはめていきませぬといたしましては、仰せのとおり妥当なものとは考えません。とばかり言われ

ておられるわけですから、そこがいま次長はこままいくと言われたんですが、その辺はどうですか。

○政府委員(高橋元君) 外貨債、それから戦前債、それらを含めまして、四條公債、特例公債、総合的な減債基金制度というものを確立することによつて、それによつて公債発行に対する政府の姿勢というものを明らかにするといふのがこの減債制度の趣旨でもあり、機能でもございします。したがって、総合的な減債基金という意味で、その最も大きな部分でありますところの四條公債の対象見合い資産の耐用年数といふことを頭に置いて決めました一・六という割合を維持することは妥当であるといふふうに考へておる次第でございます。

○國務大臣(大平正芳君) 私が本会議で申し上げた趣旨は、百分の一・六という率が出てまいりました遠慮は恐らくいま矢追さんが読み上げられたような趣旨のことであらうと思ひついでござい

それから第二に、それが妥当でないということをお知らせしたのは、六十一年でちょうどその定率繰り入れされた償還財源が満たされて、そして完全に償還ができるようになるに公債が発行されておるわけじゃないかと思ひます。これだけでは妥当ではあるまいかと思ひます。そういう趣旨で申し上げたわけで、したがって、これにつけ加えて、いろいろな場合でも、予算で特別会計に繰り入れる政府は自由を持つておるわけでございします。それからまた借りかへによつて調達するといふようなこともやめておるわけでございますが、今度の場合は借りかへというのはやらなない。したがって、第三のいわゆる必要に応じて予算の繰り入れをやるというところを書いてある趣旨のものは、六十一年までには必ずその方法によりまして繰り入れが行われて償還が行われるといふことを政府が約束をいたしておるわけでございます。大変危ないといふわけではなくて、必ずこれは繰り入れのできるもので、私なりに大変なものでございまして、その点は政府がいま御説明申し

上げておるような趣旨で満額償還に支障がないようにいたしますというところになっておりますので、その点はそういう意味で御理解を賜わりたいと思ひます。

○矢追彦彦君 だからいま、返せるからいいんだと、必ず返しますと、こう大臣がうつと主張し続けられておるわけですね、本会議でも、きのうもですね。心配ないから安心せいと、こうおっしゃいますけれども、心配があるからお聞きしておるわけですね、具体的にその問題まで提示して言っているわけで、じゃ、そう言うなら、私がさっきも言ったように、来年度からいよいよ赤字国債といふものが完全に予算の中に組まれてきてい

る。赤字に抱かれた財政——これやわらかく言つては、赤字公債にのまれた財政と、こう言いたいぐらいいんです。本当は、遠慮して抱かれたと言つています。そういうふうな中で、特にいまの三番なんかできるのかということですよ。何か五十五年あたりになれば相当景気回復でもして税収がふえるならいいけれども、それも非常にこれからの展望としてはむづかしい。そうなるら、先ほどの主税局長のように、結局増税をする。果たして増税をしたからといって、またそれだけ税収がふえるのかどうか。また逆に、税がすくとふえることによつて景気の問題も無関係じゃありませんから、その辺のりかみ合わせどうなっているのか、これもまたわからぬ。この前の四十年のときは幸いその後高度成長といふことがあつて非常にうまく返すことができたわけですから、今度はその簡単にはいかない。それが心配だから伺つておるわけでして、だから、この償還計画表といふものはお話にならないと思ひます。衆議院でも問題になり、また参議院でも予算委員会等でも議論になったのはそこにあるわけですから、こ

の見通しがなければ、これは十年先のことにはわかるかと、来年のことだって鬼が笑うんじゃないかと云われたらそれまでですけれども、もう少し具體的な線といふものを示していただかないと、もうでなくてもこの補足説明だけではわれわれは納得してないんですよ、この償還計画表というのは、その辺をもう少し伺ひたい。

○國務大臣(大平正芳君) 六十一年に満期が来ましてから私ならぬ法律上の責任を持つわけなんですよ。私ならぬといふわけにはいかないんです。これは、私がいふことができないので、政府は、そういうことなんぞいふ問題じゃないんです。これは私ならぬ、私ならぬといふ問題じゃないんです。これは私ならぬ、私ならぬといふ問題じゃないんです。これは私ならぬ、私ならぬといふ問題じゃないんです。これは私ならぬ、私ならぬといふ問題じゃないんです。これは私ならぬ、私ならぬといふ問題じゃないんです。

のでございまして、必ずこれは定率繰り入れしておりますが、つまりこの場合は各費目の軽重、緩急を判断いたしましたして選択する場合におきまして、これは減債基金をいたしましてこれだけは定額の繰り入れを必ずするということになつておるわけでございます。したがって、それに従つて予算編成するわけでございします。それで十年満期でございしますから足らないことは明らかでございます。したがって、剰余金は全額繰り入れましよう、これももしかし特例債を発行中は剰余金をできるだけ出さぬようにいたしますので、それには大きな期待は持てないわけでございします。したがって、第三のアイテムでございします必要に応じて予算上の繰り入れをするということになつておりますが、その条項によりまして政府は六十一年の満期に支払うに必要の予算をちゃんと組んでいかなければならない、それで義務を果たさなければいかなければならない、で、それ

のようになっています。で、それは義務でございますから、もうどんなことがあ

まして政府はそれを組まなければならぬ責任があるわけでございます。矢追さんのおっしゃるの  
は、おまえはそう言うけれども、それは年次別に  
その数は、何年には幾ら何年には幾らと大体償還  
財源の積み立てというものもくるみを示しても  
らわないと安心ができないということ、一応常識  
的に私わかります。わかりますけれども、そうい  
うことをやるには、毎年の予算に、まず第一に、  
その公債償還財源の積み立てというのは、先ほど  
大塚さんがいみじくも指摘されたように、十分の  
一だけはもう頭からとっておけよという非常な手  
がたい思想ですね。だからそれも一つの考え方だ  
と思うのです。それはもうあらかじめ、これは予  
算を編成する場合に、義務費だから、六十年には  
払わにゃいかぬのだからこれだけはまず積み立て  
ておけよと、こういうお気持ちばかりですが、  
財政の立場では、その場合そういう経費の使い方  
をすべきか、それともその金は特例債をより少な  
く、特例債発行しなけりゃならぬ段階ではでき  
るだけ少なくするように配慮するか、それとも、そ  
の年にはより必要度の高い歳出目的があるかもし  
れませんから、そこらあたりの判断は政府にお任  
せをいたして私はいかぬべきじゃないかと思  
うのでございまして、いずれにいたしましても、六  
十年の満期返済までには耳をそろえてちゃんとや  
らなければならぬので、もうやらないというわけ  
にはいかなければなりませんから、そういう予算を  
組んでちゃんと払わなければならぬ立場に政府は  
あるわけでございますので、払えないかもしれな  
いぞというところで決してないということ、これ  
はもう申すまでもないことと思っております。  
御理解をいただきたいと思っております。

○矢追秀彦君　そうなる私、これ大臣お渡しし  
ておりますからごらんになっていかぬかまわかし  
せんけれども、こういうふうには私は私なりに計算し  
てみたんですけれども、それではこの補足説明の  
注の2にありまますように、予算繰り入れは特例公  
債に依存しない財政を実現した後に昭和六十年  
に円滑に現金で返すと書いてありますね。じゃ、

その特例公債に依存しない財政の実現が果たして  
どの辺で可能なのか。このままいきますとちよ  
いと可能じゃないわけですね。まあ私五十五年まで  
しか計算してませんけれど、これまで何かにやる  
わけですか。何かが起こるのかやるのか。いま言っ  
た増税をやるのか、あるいはもうばざっと福祉予  
算なんかを削っちゃうのか、何かやらないとこれ  
できないんです。大臣それは必ず返さなきゃ  
ならぬからと、ようわかるのですが、そのために  
は大体長期展望——じゃ、大蔵省として聞きます  
けれども、こういう試算もされていると思うので  
すよ。成長率はどの辺でどうだ、赤字国債を返  
すためにはこうだという、やっぱりある程度の見  
通しがあつて、それで経企庁と折衝されると思  
うのですけれども、その辺のある程度の青写真とい  
いますか、そういうのを聞かなければ議論が進ま  
ぬわけですよ。ただ返します返します、任しと  
いてくれというわけにはいかぬと、こういうこと  
です。そういう計算はいろいろ試算されていま  
すか、実際に、税収の伸びはどうなるのか、歳出の  
伸びはどうなるのか、これはやっぱりいま私は大  
きな時代の転換期だと思つておるのです。オイル  
ショックが起こつてもう一年以上たつたわけでは  
よ。本当はもうこうしあたりから——だから私は  
予算委員会でも再々言つてきたのは、五十年はど  
うするんですか、五十二年はどうかするんですか、  
いや調整だ調整だ、またこれ五十二年調整な  
んですよ。五十二年はまた五十二年になつた  
ら調整だと言われるような気がしてならぬです  
よ。しかし、長期経済計画を立てると政府は言わ  
れていまして、最近計画じゃありません。展  
望に変わつたんです。計画から展望とい  
うことは後へ下がつていっているわけですよ。それ  
国民の立場から言つて、果たして日本の財政これ  
パンクしてしまふんじゃないかという非常に不安  
が出てくるわけですね。その辺である程度は私、実  
際先のことばかりじゃありません。しかし、こうこう  
で毎年何回返せというふうなことを出さなくても  
いいんです、私は。それだけの税収が伸びるため

にはこうするんだと、あるいは景気はこういうふう  
な形で回復されるような努力、ガイドラインとい  
いますか、出すんだと。歳出はこういふんだと、  
だからこの特例国債に依存しない財政が実現する  
んだと、さもなくば仮に今度はこういうことをや  
めて、もう赤字公債というものはこうやってもう  
恒常化するんだから、むしろ建設国債と赤字国債  
なんか分けないう一歩本化してしまつて、そし  
てもうやむを得ないからこういう赤字財政でもう  
ちよつといくんだというように大転換をされるの  
か、その辺はどうかと聞いておるんです。  
○国務大臣(大平正芳君)　若干の想定を置きまし  
ていままではいろいろ試算をいたしましたもの、先  
ほど辻理事からもお話がございました資料は差し  
上げて御審議いただきたいと思つておるんですが、これは  
あくまでもまだ大ききわめて大きな感じがして掃くよ  
うなデッサンでございまして、そんなことではな  
かなか皆さん御満足をいたさないで、もう少し少  
し歳出面にわたつて長期計画との関連も見な  
がら若干彫りの深い展望ができないもんだらうか  
ということにつきましては、しばらく時間をか  
していただきたいとお願いをいたしたところでござ  
いまして。しかし、矢追さん非常に御性急でござ  
いまして、いまこれは相当日本の経済重体なんでご  
ざいまして、この病人に対して、いつ立つて歩む  
んだということなんでございまして、いまとにか  
くこの病人を回復させまして、これが活力を回復  
いたしましてどなただけの、まあわれわれが頼むと  
ころは、この経済がよくなつてどなただけの歳入と  
確保願えるかということでございますので、とり  
あえずまずこの経済をよくすることにいま全力を  
挙げておるわけでございますから、五十二年は  
本当はもうとつと歳入が欲しいわけでございます  
けれども、もうのどから手が出るほど欲しいん  
でございまして、何としましてこの病人は治  
さないかぬ。でございまして、来年は増税はも  
ういたさないということを決心いたしておるわけ  
でございますが、しかし、あなたがたおっしゃるよ  
うに、こういう公債、特例債に依存するような状

態から早く脱却するためにはそのための用意をし  
てからしないけませんから、ここに病人が寝てお  
るけれども、しかし、いずれ治るだらうというよ  
うなことではないいけないわけなんでしょう、  
来年は、したがって次の歳入を考へる場合の準備  
の地ならしだけはやっておかないいけないというわ  
けで、たびたびお答え申し上げておるようには、  
特別措置を中心にしたしまして、いま洗い直しを  
やつておきますと、それから新たな財源を求め  
るお願い、先ほど主税局長が申しましたように、国  
民にお願いをしなけりゃならぬ時期がくるかもしれ  
ませんが、その場合に、十分検討すべきものは  
検討しておかないいけないというわけで、そういう  
租税負担率等の基本問題はいまのうちに検討をし  
ておこうということ、すでに税調でもお願いし  
て審議を始めていただいておりますのでございま  
す。したがって、歳出の調整、歳入の調整を加え  
ながら一日も早く特例公債から脱却した財政の姿  
にしようとしたしておるわけでございます、た  
だそれが何年度からという約束ができません  
だけなんでございまして、それをどうしてももう  
示せと、こうあなたおっしゃるんですけれども、  
そこはお互いの信頼じゃないかと思つてござ  
いまして、私ども六十年にこれが借るかえなくて払  
うという、満期を一括してお払い申し上げますと  
いう約束をするにつきましては、もう不返転の決  
意をいたして、それを財政運営の基本に置いて、  
歳入歳出に真剣に取り組んでおるわけでございます  
です。だんだんと明らかになつてまいりますに  
従つて御審議をいただかなければならぬと思つて  
ございまして、いまの段階におきまして私どもが申し上  
げられますことは、いままでも御答弁申し上げてお  
るようなラインで毎年必要に応じて予算の繰り入  
れというふうな方法を講じてございまして、  
と、歳入歳出両面にわたつて真剣な検討に  
入つておられますということ、そして経済が一日も  
早くよくなるようになつていまして、  
で、五十二年の思い切つた増税を、本来なら

ば財政の姿だつたらやりたいところでございますけれども、一般的な増税なんというのはやらないと、ただ若干の特別措置等で手直しのものは考へながら、次の新しい財源を求める場合の地ならしをどのようにして模索していくかという用意をいたしましたおるわけでございますので、そのあたりのところは政府の意のあるところをおくみ取りたいと思ひます。

○矢追秀彦君 いまの大臣のお話を伺つてますと、五十一年度予算の編成は、とにかくいまの病人を治すことがまず第一眼目だと。ということは景気刺激ということであらうかと思ひますけれども、そのために増税はしない。ところが、まあいろいろ言われておりますのは、一つは公共料金の問題、増税には直接はならなくても、国民から見れば増税と同じようなものが入つてくる、それで一つはいわゆる歳出を抑えるといひますか、歳入をふやすというふうなことを考へておられると思ひます。で、その場合ですね、果たして今度は景気刺激ということから考へた場合、ただ公共事業費さえふやせばそれでいいような時代が私にはもう余り来ないような気がするんです、いままでと違ひますからね、状況が。その場合、いま病人を治すことを主体に置くと言われたのは何を意味されておられるのか、それをお伺ひしたいんです。といひますのは、「今後の財政運営」という「(参考)」の中に、「新規の政策については原則として既存のものとのスタラップ・アンド・ビルドにより対処する方針のもとに、種力予算規模の圧縮に努めると、こういうふうになつていきますね。それといふ病氣治すことの間ですね、どういふふうな関係なのか、ちよつと矛盾するような気もありませんんですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(大平正芳君) いま、歳出に必要な歳入が上らない経済、財政なんでございます。本来ならば歳入歳出が均衡がとれる状態にあることが健康体なんでございまして、いまのように入に巨額の歳入の落ち込みがあるというところでございまして、その状態を直ちに直すことができない、

体質を改善し、体質を強化していかなければそれは直らぬわけでございますので、私の言う病氣であるという意味は、そういう経済の体質の改善、経済の景気の回復、そういう状態を早く招来しなければならぬと思つております。そのために政府は何をやつておるか申しますと、去年からことしにかけまして、歳出はともかく計画どおり実行いたしておるわけでございまして、またそうしないうと経済が栄養失調に陥るわけでございまして、歳出は計画どおりやると、歳入は大変な落ち込みであるというところで、今度公債論が出てきた、公債政策が出てまいつたわけでございまして、こういうアップ・ノーマルな状態はなるべく早く脱却しなければならぬと思つておるわけでございまして、それで来年度といたしましては、早くそれを直したいわけでございますけれども、来年はまだこの状態を続けなきゃならぬという年であらうと、歳入の増強というように手を染めるべき段階ではないと考へておるわけでございまして、体質の改善強化にもう一年これ努力してみようという年ではなからうかと思つておるわけでございまして、そのためには二つの問題、経常的な経費につきましては、こういうときだからむだがあつて——歳出は予定どおり実行してよろしいということとは必ずしもむだを容認するという意味では決してないわけでございます、行政経費につきましては種力節約削減を図らなければならぬ。それから新規の政策的な要求というふうな点は、もしあればどうぞスタラップ・アンド・ビルドで原則としてお願いしたいということ、歳出の全体の分量をそんなに減らすということには私はできない年ではなからうかと思つておるわけでございまして、しかし、景気の回復を図ることにつきましては、やはり財政に——経済自体の自律的な反転力が弱いわけでございますので、財政がこの際しよつてやらなきゃならぬという意味で、こゝに二年抑えてまいつておりました公共事業費を若干ふやすという措置をこの補正予算からやらしていただいておりますので、来年度の、五

十一年度の予算編成におきましてもこの点は今日の経済の状況にかんがみまして引き続き考へていかなければならぬ課題ではなからうかと思つております。

○矢追秀彦君 まあ五十一年度予算——最後にも一言お伺ひしますが、いまのいゝんな説明だと、結局まあ景気回復ということぐらいいしか目玉がないような気がするんですけど、この間新聞の囲みには、体じゆう目玉だといふ話も出ておりましたです、お読みになつたかどうか知りませんが、私は、来年度予算非常に厳しいので、何も目玉をつくつて国民に宣伝するより、むしろ現在の厳しい状況と、その中において国民はこれぐらいいはしんぼうしてもらいたい、この点についてはこういうふうにしてまいつと、やっぱり理解をきちんと求めなきゃいかぬと思ひますね。そういう意味で来年度予算の最大の国民にきちんと希望を与える、そういうものは何とお考へですか。値上げだけ理解をしてもらうといふんじや私困ると思ひます、その点ちよつと一言伺つておきます。

○国務大臣(大平正芳君) やっぱり国民に希望を持っていただく政治でなければならぬという御趣旨は私もよくわかります。また同時に、それはまじめな意味におきまして事実を踏まえた誠実なやり方でない限りやならぬということも仰せのとおりだと思つております。先ほど申しましたように、今度の資源危機から起こりましたこの世界的な規模の経済危機でございまして、そしてそれは日本が最大の打撃を受けた国であつたわけでございまして、しかし、いち早くこの事態にわが国が対応できて、経済がようやくマイナス成長から脱却して、他の先進諸国に先んじて成長の緩慢でございまして、これも成長過程に踏み込むことができておるといふことは、国民に希望と自信を持つていただけて差し支えないことではないかと思つております。この足取りをもつと着実なものにしなければならぬと思つてまいりました。そのために政府は、いままでやってまいりました諸計画というふうなものは根底を変へることなく

継続してまいりますし、福祉政策にいたしましても、教育その他の政策にいたしましても、われわれは後退することなく前進を図つてまいりますし、総需要抑制策の犠牲を受けてこゝに一兩年大変抑制いたしておりました公共事業の面も相当程度増加いたしまして、景気の回復に寄与することができるといふような状況をつくり出して、国民に自信と希望を持つていただく年にいたしたいものと思ひます、またそれはできることだと私ども考へております。

○矢追秀彦君 次に、先ほど議論が出ておりました、また昨日も本会議で鈴木委員の方から質問もありましたんですが、出納整理期間中の国債発行について、まずこれは財政法の違反にならないのかどうか。というのは、財政法第十一條の年度区分の原則、それから第十二條の年度独立の原則、この辺の否定につながるのではないかと、削除できないのかどうか、もし削除した場合はどういふ弊害が起こると考へておられるか、その点をまとめてお伺ひしたい。

○国務大臣(大平正芳君) やっぱり国民に希望を持っていただく政治でなければならぬという御趣旨は私もよくわかります。また同時に、それはまじめな意味におきまして事実を踏まえた誠実なやり方でない限りやならぬということも仰せのとおりだと思つております。先ほど申しましたように、今度の資源危機から起こりましたこの世界的な規模の経済危機でございまして、そしてそれは日本が最大の打撃を受けた国であつたわけでございまして、しかし、いち早くこの事態にわが国が対応できて、経済がようやくマイナス成長から脱却して、他の先進諸国に先んじて成長の緩慢でございまして、これも成長過程に踏み込むことができておるといふことは、国民に希望と自信を持つていただけて差し支えないことではないかと思つております。この足取りをもつと着実なものにしなければならぬと思つてまいりました。そのために政府は、いままでやってまいりました諸計画というふうなものは根底を変へることなく

○政府委員(高橋元君) お示しの今回の法案の第二条でございますが、この二条を置きまして趣旨は申し上げるまでもございせんが、五十年度の特別公債が予算編成後に生じた税収の減少を補う目的で発行されるものである。そういう非常に特殊な性格を持つておりますので、したがひまして、特別公債を発行しながら剰余金を発生させるといふ事態を避ける必要がある、そのために考へた制度でございます。と申しますのは、三月に通常でありますれば公債の発行を終るわけでございまして、その三月の公債は、二月の末にシンジケート団と契約をいたして発行するわけでございまして、その段階で、これはかなり幅を持っておりまして、その段階で、これはかなり幅を持っておりまして、三月の土地譲渡所得を含むところの申告所得税でございます。そういう税収につきましては二月の段階ではつきり見通しがつきがたい。そこで、今後税収が補正予算で見込まれる税収を上回つてまいりますことがあります場合、その場

合に特例公債が超過発行されるという事態が起り得る。そのために税収の実績を見ながら、これは四月の末ぐらゐまでかかるわけでございますが、出納整理期間内に発行したい、こういう例外をお認めいただきたいというのがこの法律でございます。そこで、これがいまお話しのごときように、財政法の十二条なり十一条に触れることはないかというお話でございます。財政法の十一条では、国の会計年度は御承知のとおり四月一日から三月三十一日までであるというふうに規定されております。ところが、四月から三月までと定められました国の歳入歳出というものは現金主義でございますから、したがって、そういうもの歳入歳出を最終的に処理をいたしますために、決算期というものを、出納完結期限というものを別に設けております。それが会計法的一条で定められておりますところの七月三十一日の会計年度の完結の時期でございます。したがって、七月三十一日までに収納または支出の事務が終わるようになり、すべての歳入歳出の細かい仕事というものを打ち切っていくわけでございます。その範囲で予決令で四、五月の出納整理期間内の歳入歳出を政令で帰属を決めていくというたてまえでございます。先ほど申し上げましたように、特例公債につきましてもこの第二条をいれまして御審議をお願いいたします趣旨は、特例公債を発行しながら剰余金を出すことを極力避けたいという意図でございます。いま申し上げましたように財政法の会計年度の原則というものを乱さない限度でこの規定を置かせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 いまの御答弁で、一つは財政法の第十一条、第十二条に触れない理由として、現金による歳入歳出を言われましたが、それはそれでいいんですか。やっぱり国債も歳入に入らぬのですか、現金でないからいいというふうなお話ですか、その点はどうですか。

○政府委員(高橋元君) 私の御答弁が若干言葉が足りなかつたかと思ひますが、歳入歳出は、財政

法の二条にございますように、すべて現金の収納または支出を言っておるわけでございますから、財政法で歳入歳出と申しますときには、これは現金主義でございます。したがって、いま先生からお話ございましたように、国債の収納は現金でないから四、五月でいいのかという点はそうじゃございません。四、五月に現金で入ってまいります国債のかわり金を前年度の歳入に受け入れるというのをこの法律をもってお決めたこと、そのような処理をさせていただくということ、そのような制度の趣旨から見てもかたがたて、また財政法上大原則の変更ではないということをお説明した次第でございます。

○矢追秀彦君 その原則に反しないと言われますが、先ほど最後の方でも言われましたね、たくさん剰余金が出ないためにこれをやるのだ、もし仮に、それでは税収が見込んでいられるより多い場合、あるいは少ない場合がある、少ない場合は後でふやすということになるのでしょうか。まあ多い場合は減らすわけですが、少ない場合は、それでその幅と申しますか、範囲というものが、本来のこの精神を踏みにじらない程度ならいいという、それは金額なのか、処理の仕方なのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(高橋元君) 先ほど御答弁申し上げましたように、この出納整理期間中発行の規定は、繰り返しになります。国債の超過発行を避けるという趣旨の規定でございます。したがって、二月、三月、その辺になりましたような微調整が必要かということにつきまして現在の段階では見通しができるもので、したがって、いまの段階で国債の四、五月発行というものの価格を確定はいたしておらないわけでございます。

○矢追秀彦君 だから、仮にその三月三十一日までにした場合は、どういふ後の処理に具体的に困るのですか。私はそう困らないように思ふのですけれども、たとえある程度見込みが違つても、その次の年度で処理をすればいいのではないかと思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) その趣旨につきまして、繰り返してございますが、五十年の歳入として仮にこの特例公債を必要額以上に発行してしまつた場合、そういう事態が起こりました場合に、その剰余金は五十二年以降、通常五十二年の国債整理財源に入るといふことになってございまして、五十二年でその分を調整するといふ余地はないわけでございます。そのようなことを避けますために、つまり金利を払いまして特例公債を発行し、しかも、その全体が剰余金になるということを選ばすためにこの規定を置いておるわけでございます。

○矢追秀彦君 時間が来ましたので、次に、あと二、三箇条にお伺いして終わりますけれども、国債の引き受けのシェアが一〇%の原則をまあ証券の場合六%に引き下げが行われたわけですが、これ個人消化一〇%の原則は事実上崩れるということになるわけですが、この辺について、今後ともこういうふうな方向でいかれるのか、やはり一〇%の堅持が大事なのか、その辺はどのようにお考えになるか、またどういふ状況が来ればこの場合そうされるのか、また来年度の予算の中で大規模の国債発行が言われている場合に、非常にもあ証券の方の一〇%維持が困難と言われておりますが、この辺の見通しをお願ひします。

○政府委員(松川道哉君) 証券の持つております一〇%のシェアは主として個人の消化に充てられるものでございます。また一部いわゆる機関投資家と呼ばれるグループがございまして、これは金融機関でない、または制度上債券の引き受けができないといふことでシンジケート団に入つておられないけれども、証券会社から国債を買ふことができる、そういう機関に対しては販売部分を合めての数字でございます。しかしながら、くどいことではございますが、大部分は個人である。そういうことになりまして、この個人の国債の消化能力というのは、ある意味で金額的にジャンプしていくことはなかなかむずかしいという面がございます。たとえは本年度に入りましてからの月

別の証券会社が扱いました金額を申し上げますと、四月、五月は百五十億円でございましたが、六月、七月、八月はこれが百八十億円でございまして、九月、十月は二百二十億円でございまして、十一月は二百六十億円でございまして、そして十二月はすでに手配をいたしております財政法四條のただし書きによる通常の国債の分だけで三百億円、そしてまた御審議をいたしておられます特例法がもし御承認いただけますと、そこでまたプラスアルファのものが証券会社のさばくことができる金額と、こういうことに相なつてまいります。と申しますことは、金額的には逐次累増いたしておりますし、また個人の国債に対する関心がどのように高まってきたかというのを仮にその成長度合いで見ますと相当早いテンポで上がつてきてはおります。ただ遺憾なことに国債の発行額自体がそれを上回つて早いスピードで大きくなつてまいりましたものでございまして、パーセンテージがたゞいま御指摘のように落ちておるといふのが実情でございます。

そういたしますと、これから先どうなるかというところでございますが、私どもは国債が国民の金融資産保有の一つの形態として安全であり、そしてまたほかの預金や貯金と比べれば有利なものであるといふことを国民によく認識していただき、そしてまた国債が出ますときに個人の消化が多ければ多いだけわれわれが憂慮いたしておりますインフレといふものに対する心配も少なくて済む、こういういろいろな事情がございまして、徐々にふやしていくつもりはいたしております。しかし、来年度の国債がどの程度の金額になるか、これにもよりますが、いきなりまた一〇%を個人が消化するというぐあいに頭から押しつけていくことは若干むずかしいのではなからうか、個人の消化を実績でだんだん上げていって、将来は再び過去のラインであつた一〇%の線に持つていきたい、このように考えております。

○矢追秀彦君 それでは、いわゆるシ団の新規加入ですが、これは当然お考えになつておると思

います。たとえば商工中金あるいは農協というふうなものを入れるかどうか、その辺の今後いわゆるシ団加入ですね、考えておられる具体的な機関及びそれに対する加入の可能性、これが一つ。

それから、時間ありませんのであととめて伺いますが、中期国債ですね、この発行が新聞等で言われておるわけですが、これについてまあ反発もかなり出ております。これの実現をどうしてまされるのか、あるいは見合われるのか、その辺の見通しをお伺いしたいと思います。

それから、あとの問題はまた次の機会に譲りたいと思っております。一応本日のところはそれで終わりたいと思っております。

○政府委員(松川道哉君) 御指摘の第一点、シ団シケート団に対して新規加入について検討してあるか、またその見通しいかんということでございます。この点につきましては、ただいま御指示としてお受けになりました商工中金あるいは農協、こういったところは私どもいろいろ制度的な点その他を検討いたしました、なかなかむずかしいようでございます。と申しますのは、商工中金でございますと、シ団シケート団に加入するということについては、国債を引き受けるという行為になるわけでございますが、債券を引き受けることができるような規定が商工中金の根拠法の中に入っております。その意味で引き受けということに直接参加するのはむずかしいのではなからうか、すなわちシ団シケート団に入るのにはむずかしいのではなからうかという解釈をしております。また農協を例示されましたが、これにつきましては協同組合は組合員のためにするという大原則がございます。これも債券の引き受け行為が組合員のための仕事になるかどうか、その点につきまして法律上の疑義がございますのと、また農協のグループはある意味ではそれを代表いたしました農林中金が入っておるといふ現実がございます。その両方の面からこれもなかなかむずかしいのではないかと私も思っております。いろいろシ団シケート団の拡大につきましていろいろ法的な根拠その他

を調べておりますが、現在のところ具体的にこの機関投資家であればシ団の中に正式なメンバーとして入ってもいいんではないかという具体例はまだ見つかっておりません。

第二の御指摘の点でございますが、新聞紙その他で中期債と書いて報道されておる新しい種類の国債についてでございます。この点は先刻も他の委員の御質問に対して御説明申し上げましたが、私も日本の債券市場、金融市場の状況並びに個人の金融資産保有の形態、その志向などを考えますと、現在の方法でもいいのではないかと、いろいろ考えが基本的にはございます。しかしながら、先ほどの質問にもございましたように、個人消化の割合が減ってきておる、額はふえてはおるけれども割合が減ってきておる、こういう事実を踏まえて、さらに大蔵当局としても個人消化のためにいろいろ検討すべきではないかという御意見も他の委員会の席上で承っております。その意味でも私も真剣に何かないかということも検討しております。いまのところ他の種類のものよりは一番ふさわしいものとして頭の中にございます。ただいま御指摘になりました中期債でございます。ただ、これを現実に実施いたしますにはいろいろの関連する問題がございますので、私も正式にこれをやろうと決めた段階ではなくて、いまこれに伴う問題を種々検討しておる段階でございます。

○渡辺武君 私、予算委員会あるいはきのうの本会議などでこの赤字公債の問題についていろいろ伺いましたけれども、政府側の答弁を聞けば聞くほど納得できない点、改めて伺わなければならない点、たくさんふえてきておるといふのが実情であります。で、まず最初に財政法との関係の問題を伺いたしたいと思います。財政法四条、五条、これが戦争中のこの赤字公債乱発による戦費の調達、そしてまたそれが原因となった悪性インフレの爆発というところに対する深刻な反省の上に立って戦後の健全財政主義を基本として据えたい、という意味を

持った規定ではないかというふうに考えておりますが、この点については大蔵大臣の御見解を伺いたいと思っております。特に、大蔵大臣御自身もとりですが、いまの政府がこの健全財政主義の基本を踏まえた財政の運営を今後やっていかれるおつもりがあるかどうか、この点もあわせて伺いたいと思っております。

○国務大臣(大平正芳君) 戦費の調達と公債との関係につきましては、渡辺さん御指摘のような悪夢がわれわれの脳裏を消え去らないわけでございます。したがって、公債政策というものは、私はそれ自体悪だとは思いませんけれども、この運用いかんによりましては非常な害毒を流すことになりかねないと思っております。したがって、今度の公債政策の運営におきましても、その点につきましては十分戒めてからなければならぬと心得ております。ただいま、しかしながら、日本の経済の状況、先ほども説明をいたしましたように、巨額の歳入欠陥に苦しんでおるわけでございます。これを増税で賄うということないしは歳出の大幅な削減において賄うというようなことが適切でない以上は、公債政策によってこの危機を克服しなければならぬ、その方がベターであると考えておるわけでございます。また、インフレとの関係におきましても、デフレギャップが相当大きく現在する以上、公債の発行が直ちにインフレにつながることは私ども考えていないわけでございます。したがって、今日御提案申し上げておるような特別債の発行は、今日の状況のもとにおきまして私どもは新しい選択であると考えております。しかし、公債政策はもろ刃の剣でございます。運用のいかんによりまして非常に害毒を流すおそれがあることは十分戒めて、その運営に慎重を期して、健全財政への復帰をできるだけ早く図らなければならぬことは、当然の責任と考えております。

○渡辺武君 少しくどいようですけれども、四条について幾つかの点を伺いたいと思っております。第一四条は「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入

を以て、その財源としなければならない。」というふうにはっきり言い切っているわけですね。このことは、別の言葉で言えば、公債の発行というのは、これは原則的には認められていないと——原則的にはということをお申します。認められていないというふうな解釈すべきものだと思いますか、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりです。○渡辺武君 もちろん、このただし書きに「但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」と、いわゆる建設公債の規定がただし書きの中に入っているわけですね。私は、このただし書きがあっても、建設公債というものは、これはできるだけ節度を持ってやるべきだというふうな法の全体の趣旨からして解釈すべきものじゃないかというふうに考えます。また同時に、つまり財政法で認めている発行できる公債というのは、建設公債にこのただし書きで特定されているというふうな考えますが、その点どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり心得ております。○渡辺武君 そうしますと、赤字公債の発行というのは財政法では認められていないというふうに理解できると思っておりますが、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 財政法で認められていないからこそ、特別法をお願いいたしておるわけでございます。○渡辺武君 先ほど恐らく言い間違えたんだらうと思っておりますが、大臣じゃないんですけれども、政府委員の方の中で、財政法の例外措置として赤字公債を出すことにしましたと、財政法の例外規定としてという表現で答弁された方がおられます。私は、これは根本から間違っている立場じゃないかというふうな思いますが、どうですか。

○政府委員(高橋元君) 先ほど私が他の委員にお答えをして申し上げたときに、あるいはそういう表現を使ったかと思っておりますが、それは財政法第四

条の公債を発行し得る場合というものが、公共事業費、貸付金、出資金ということに限定されておりますが、今回の特例公債はそのような使途に充てられるものではなくて、歳入の収収の不足を補てんするために発行されるものである。したがって、財政法第四条に規定しておる国債の使途に当たらないと、そういう意味で御答弁いたしたわけでございます。

○渡辺武君 それでは、財政法の例外規定という表現は間違っていますね。財政法には、特例公債出していいというところは一言も書いてない。もし多少でも書いてあれば、例外措置として財政法の例外規定ということになるでしょうが、しかし、財政法には発行できる公債は建設公債だということに特定されている。その点をはっきりさせていたかないと、根本が間違っていると思うんですね。その点、どうですか。

○政府委員(高橋元君) 財政法の例外として法律をもって規定をつくっていただくと、そういう趣旨で申し上げたわけでございます。

○渡辺武君 それでは、大臣にお伺いしますけれども、これは、この私持っているのは財政小六法ですけれども、この四条の前に「公債及び借入金財源による歳出支弁の制限」というふうに書いてあります。いま私伺ったのは、公債または借入金等歳入の問題についての制限の点を伺いましたけれども、その点に制約がある以上、財源的な制約がある以上、歳出についても厳しいやはこの抑制的な措置といえますか、少なくとも放漫財政であつてはいけない、野放図な支出をやつちやいかぬという趣旨がやはりこの中に含まれているんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 当然のことと考えております。

○渡辺武君 それでは、財政法がそういう立場をとつておるのにもかかわらず、特例法で赤字公債を出すということになりますと、おのずからこの健全財政主義の原則を逸脱していく。平たく言えば、四条、五条で健全財政ということをきちっと

基本を定めているのにもかかわらず、そのとめ金を外して、そして放漫財政の方向への道を開く、その口火にはしなないかというふうに思ひますけれども、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) したがって、政府は、財政法に穴をあけるといふようなことを国会にお願いをいたしておるわけではないわけでございます。すなわち、特例公債の発行、赤字公債の発行ということができるようになり、財政法の改正をお願いするところのも一つの手段かもしれない。しかし、そういうことは、あなたがお願いしないうちに、財政法の原則を崩すことに通ずることになりかねませんので、そういうことはお願いしないことにいたしました。別個の法律で、しかも、それを一年限りの法律といたしまして特例法の立法をお願いいたしておるところでございます。五十年程度だけの、しかも、五十年だけに適用される法律として、目的を限って、金額を限ってお願いしておる。非常に厳格に考えておるゆえんのもの、あなたがお願いするに、財政法の原則をむやみに崩すというふうなことがないようにしなうりやならぬと考へておるからでございます。

○渡辺武君 法的には別の法律をもって出したと、しかも、それは一年ごきりのことだと、だから、健全財政主義の原則を崩すことにはならぬという御趣旨の御答弁だつたと思ひますけれども、私は、抽象論を頭に置いて伺つておるんじゃないんです。過去の事実を考へてみますと、昭和四十年に戦後最初の特例法による赤字公債が発行されたところ、その赤字公債が発行された翌年から、大量の建設公債が常習的に発行されるようになってきた。いまここに数字があります、昭和四十年に約二千億円の赤字公債が発行された。四十一年には六千六百五十六億円の建設公債が発行された。その後一貫して公債のとだえた年はない、ずっと出されました。四十五年の景気のいいときに若干金額も三千四百七十二億円に下がりましたが、それを超えて、ことしは五兆五千億、赤字公

債含めてです。莫大な公債の発行が累積されてきている。その公債の累積額も、これも恐らく今年度予定どおりに公債が全額発行されれば、十五兆一千九百四十一億円という莫大な数字に達する見込みになっておるわけですね。しかもですよ、いま大臣は公債は悪だと考へないとおっしゃつた。しかし、私は、この公債の発行が、公債発行対象経費、これとの関係で見ますと、昭和四十五年ごろは三・四％、対象経費に対する建設公債の発行の割合ですよ。三・四％でしたけれども、四十六年が七二・五％、四十七年は八七・五％、四十八年が七二・五％、四十九年度は六八・五％、そして五十年は補正後の数字をとつて見ますと、約九三・八％、ほとんど目いっぱいという状態になってきています。しかも、この四十年ごろから財政規模の膨張というの、景気の悪い年もありましたが、しかし、この間、景気の悪い年もありましたが、しかし、日本経済は高度成長の路線に乗つておつて、国際的に見れば、ずいぶん好景気の国だというふうに見られた状態だつたと思ひます。西ドイツなんかは、これは御承知のように、景気のいいときには、過剰流動性を吸収するために特別な公債を発行した、あるいはまた一定規模以上の大企業や大きな資産家に対して特別な税金を課した、そしてその収入は、景気のいい年には使わないうで留保しておく、そして景気の悪いときにその費用を使うというふうな考慮まで払つておる。しかし、わが国の場合は、そうした例は一回もない。景気がよければいいで、建設公債を組んで、そして財政を膨張させる。そしていまは、大臣おっしゃつておるように、不景気だ、支出を削るのはよろしくないというところで、また建設公債目いっぱい組んだ上に赤字公債まで組んで、そして財政の膨張を支えようとしておる。私はこれは、戦後の財政史の中で、昭和四十年の赤字公債の発行というの、一つの口火になって、日本の放漫財政、膨張財政の路線が大きく切り開かれたのだというふうに見て差し支えないんじゃないかと思ひます。

ま不況を理由にして二兆三千億円の赤字公債を発行しようとしておる。しかしこの赤字公債が、恐らく今後の日本の財政の財政節度を大きく破つていって、とめどもない財政破綻の道に日本経済を引き込むんじゃないかというのを恐れます。この点についてどう思われますか。

○国務大臣(大平正芳君) わが国において財政体質の硬直化が問題になりましたのは、中央、地方を通じて久しくございまして、渡辺さんおっしゃるように、好況のときは歳出を控え、不況のときは財政が自動するという、財政が弾力性を確保しておるといふことは望ましいこととございまして、私も、あなたのおっしゃるように、日本の過去の財政史を回顧して、そういう意味で、弾力性を常に保持する体質を心深く堅持しておるべきであつたと思つております。その点、毎年毎年順調な成長に支えられておりましたので、そういう努力が十分でなかつたということに對しましては、私は私なりに反省すべきものと考えております。

ただ一点、あなたの御所見で、今日こういう特例債の形で巨額の公債をお願いすることが是非かという段になりますと、私はそれにもかかわらず、この段階におきましては、やはりこういう措置を講じて、この経済のむずかしい困難な局面を克服してまいるといふ必要があると思つてございまして、政府がこういうことをお願いしておることは間違つていないと思つております。ただ、今後それでは特例債から脱却して健全な財政への復帰ができた段階におきまして、財政体質の改善ということをお忘れまいかというところ、そうではないのでありまして、その点につきましては、過去の経験にもかみまみして、十分な反省を加えながら、用心深い財政運営を通じて、常に体質の改善を図つてまいるといふことが大切であると思ひます。

○渡辺武君 私が、今後非常に危険な状態になるんじゃないかということをおし上げておる一つの

根本的な理由は、これは率直に言ひまして、自民党が大企業本位の政党だということだ。そして昭和四十年の赤字公債の発行のときにも、政府は、これは臨時緊急の措置だということを盛んに強調されました。今度もこういう不況の際で、歳入欠陥も非常に激しい折であるからやむを得ないんだということを感じに強調しておられる。しかし、この間の予算委員会、一体その臨時緊急の措置というのをだれが判定するんですかというふうに向つたら、それは国会が判定することだという御答弁が総理大臣からありました。しかし、国会が判定すると言つても、私どもは、この赤字公債は反対。賛成してゐるのは自由民主党。つまり政府・自民党が、臨時緊急の措置だと認めさせれば、この赤字公債というのはいつでも発行できるという仕組みに発つてゐる。大企業は、不況対策として赤字公債の発行も、これはあえてやつて公共事業の大幅な拡張を図れというふうな要求がきたときに、やはり政府としてはその要求を基本的に受け入れていくという方向で節約すべき歳出も節減しないで、赤字公債を組んで財源を賅つていくという道を私は当然とらるらうと思ふ。その点はどうでしょう。

○国務大臣(大平正芳君) 自由民主党は、両院を通じて多数の議席を与えられておりますが、だからといって、おごつた気持ちで毛頭持つていないわけでありませぬ。特別債の発行というふうなことにつきましても、先ほど私が申し上げましたように、財政法の改正、財政法に穴をあけるといふようなことはいたしてはいたないのでありまして、戦々恐々としてこの事態に対処いたしておるわけでございます。

それから、あなたはこれを通じて公共事業等をふやして大企業に奉仕するのではないかと、さういふ歌をしょっちゅう私は聞いておるわけでございますけれども、私どもはそんなことは考えていないわけでございます。予算を現にお調べいただきましても、社会保障であれ教育費であれ、さういふ点につきましてもは大胆にふやしてきて

おるわけでございますけれども、公共事業につきましてもさういふ抑制をいたしてきておる。また、公共事業の中身もさういふ改善してまいりまして、生活本位な中身にだんだん改善してきておるわけでございますので、どうも色めがねで、ごらんにならぬように、東をこらぬにいたして、評価すべきところは評価して、共産党さんでもすよ、この点は評価するならば評価するといふように素直にひとつ私は見えていたかと思つておるわけでありませぬ。私どもは、大企業に奉仕するためにあるわけじゃないのでありまして、これは余りに非礼なことじゃないかと私は思つておる。毎日、毎日それを、大企業と親米ですか、結局結論をそこに持つていかぬとも御承知ならぬ。自由な討論はできないんじゃないかと、さういふ感を深くすることは大変に残念に思ひます。

○渡辺武君 私も大臣その他自由民主党の方から同じような歌を何回も伺つておる。具体的に伺ひましよう。十二月十二日の日です。経団連を初めとする経済団体十団体が、来年度予算編成についての経済政策運営に関する緊急意見ですか、というものを発表してあります。私これはまあ新聞でしか見てありませんけれども、その中でですね、当面の経済政策の焦点を、不況からの脱出に集中し、これを強力に推進することであるといふことをまず初めの方で大いに強調しておる。ところで、来年度の予算の編成で、けれども、けさの新聞によりますと、大蔵省は予算の骨格を固めたといふ記事が出てあります。真偽のほどはわかりませぬ。しかしどうでしょう。大蔵省が来年度予算の編成について、景気政策、これを重点として考へておるというふうな新聞などにはよく書かれておるわけでも、その辺どうなふうにお考えですか。

○国務大臣(大平正芳君) 経済をめぐる内外の状況は、低成長と申しますか、さういふ条件のもとにわれわれは入つてきたわけでございますので、さういふ中におきましてわれわれの財政はどうい

う姿であつていいかといふことをまず考へなければならぬと存じまして、予算編成に当たりましては、さういふ環境の変化といふものについて、われわれはまず十分な検討を遂げながら当たつておるわけでございます。

第二に、今日の経済は、たびたび申し上げておりますように、深刻な不況から脱却するに至つておりませぬ。ピーク時の経済活動水準から比較いたしますと、異常な落ち込みでございます。おろしませんが、去年の秋ごろの水準から比較いたしますと、なお依然としてまだ低位に経済活動が抑えられておるわけでございます。したがつて、私どもはいたしましては雇用を維持し、経済活動をノーマルな水準にできるだけ持つていかなければなりません。先ほど申しましたように、経済自体に自律回復力というものが十分でないわけでございますので、財政の役割、これはそんなに財政の力を過大視するものではございませぬけれども、さういふときに財政がどういふ、どれだけ寄与ができるかと、国民の期待は、財界ばかりじゃございませぬ、各方面から非常に強い期待が財政に寄せられておるわけでございますが、私ども財政がしからば果たしてさういふ状況のもとでどれだけさういふ期待にこたえられるかどうかという点は十分考へて、経済をノーマルな状態に回復するために何ができないか、さういふ点をよく見きわめて予算の編成に当たらなければならぬと鋭意いま検討をいたしておるところでございます。

○渡辺武君 私、ここにですね、十一月十一日の衆議院の本会議でこの特別法公債についての速記録を持ってありますが、内閣総理大臣はですね、「経済政策は、インフレと不況を両方とも解決をするということが経済政策である」とおっしゃりながら、「物価も鎮静の傾向に入り、そこで本格的な景気対策に乗り出した」と、さういふふうにおられる。経済企画庁長官も、「二刀流の構え」といふのでした。さうして、いまはインフレも鎮静してきたので右手にその不況退治の刀を

持つて、左手の方はもうこのインフレ退治の刀でいいんだと、さういふことを言つておる。つまり、さき腕で持つておる刀は不況退治だといふことですよ。不況重点、不況対策重点、これが現在の三本内閣の政策だ、経済政策だといふ趣旨のことだと理解できる。来年度予算も不況対策重点の予算、これを編成するおつもりだらうと思ふのですが、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど申しましたように、経済の正常な回復を図りまして、雇用を維持してまいり、経済活動の水準を維持してまいるといふことは当然のことだと思ふのでございます。あなたの言う不況対策と、総理その他のおっしゃつておる不況対策といふのはさういふ私には意味だらうと思ひますし、私どもも当然今日、政府が心得なきやならぬことは、さういふことではなからうかと思つておる。来年度の予算もさういふ意味で経済の回復という点には思ひをいたさなければならぬことは当然の責任であらうと思つておる。

○渡辺武君 そこで、経済団体十団体の要望としては、この後の不況対策重点の予算の規模、前年度当初予算比で一五%近くまで拡大して欲しい、五十一年度予算の規模。

〔委員長退席、理事山崎五郎君着席〕

さういふことを要望しては、一般会計の規模です。どのくらいに大蔵省としては考へておられるか。

○国務大臣(大平正芳君) いろんな点、目下鋭意検討を重ねておるわけでございます。まだ計数的にどれだけのフレームにしてまいりますかといふ点につきましても、まだ歳入歳出とも固まつておりませぬので、お答え申し上げる段階ではございません。

○渡辺武君 けさの新聞によりますと、大蔵省の予算の骨格なるものの記事の中で、五十一年度は本年度当初に比べて一三%台の伸びを考へておるということが書かれてあります。その辺を考へておられるかどうか。



それから、もう一点ついでに伺いますけれども、その経済団体十団体の要望では、公共事業関係費を本年度補正予算比二〇%近く増額するということを要望しているようです。これは、当初予算に比べると約三七%の増加になるだろうというふうな言われている。ところが、この大蔵省の予算骨格という記事の中には、「公共事業関係費を今年度当初比二〇%強の三兆五千億円弱とする」というふうに記事が書かれております。こんなところを考えておられるのではないかと思いますけれども、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど申しましたように、まだ検討中でございます。そういうふうな数字が固まっておるわけではございませんので、いろんな観測記事が流れておるようでございまして、一々それについて答えることはできません。

○渡辺武君 公共事業費が予算の総額の伸びを越えるということは考えておられますか。

○国務大臣(大平正芳君) 総額……

○渡辺武君 仮に予算の規模が一三%ふえる。しかし、公共事業費はそれよりもっと伸び率が高いというふうな考えておられるんじゃないですか。かなり公共事業費は伸びそうというお考えになつておられるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほどお答え申し上げておるとおり、まだ決まっていない、検討中なんです。ございまして、いま各費目につきまして数字をもつてお答えするということは差し控えてさせていただきます。と思います。

上げられる段階ではございません。

○渡辺武君 それから、来年度も赤字公債を含んで、かなり多額の公債を発行しなければならぬというふうな趣旨のことを言われましたが、その辺の規模はどのくらいに考えておられますか。

○国務大臣(大平正芳君) まだ歳入歳出とも検討中でございます。フレームらしいものもまだできておりませんので、ここで大体こういう見当になるだろうというふうなことを申し上げられる段階ではございません。ただ、先ほど主税局長も申し上げましたように、歳入がことしの当初予算で私どもが見込みました税収のように多く期待できないだろうということは言えるのではなからうかというところは、先ほど申し上げたとおりでございます。先ほど申し上げたこと、企画庁の方の経済見通し作業の方もまだ詰まっておりますので、いろんなデータがそろいまして歳入を固めてまいらなければならぬわけでございます。そういうふうなこともまだできていない段階で、この見当になりますというふうなことを申し上げるのは、いささか軽率のそしりを免れないと思っております。御勘弁をいただきます。

○渡辺武君 関連して、もう一つだけ伺いますけれども、この経済十団体の緊急意見書ですね、これ、もうお読みになったと思えますけれども、大体これについてはどういふふうな御意見でしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 経済団体ばかりではございません。地方からも、各種の、福祉団体からも、労働団体からも、いろんな団体からもたくさん御要求がございます。御要求されることは自由でございます。したがって、そういう点は私もといたしまして、いろいろ参考にいたしました。いま歳出の査定にかかっておるわけでございます。一つ一つの団体の御希望につきまして、またお答えができる答えがまた固まっていないわけでございますので、その点は御勘弁をいただきます。

○渡辺武君 大臣自身経団連の土光会長に会われ

て、この意見書についての見解を述べられたんじゃないですか。どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 見解、私は一般的な考

え方を述べたわけでございます。意見書に対してのお答えを申し上げたわけでは決まっております。

○渡辺武君 時間がないからそのくらいにしておきますけれども、私が申し上げたいのは、五十一年度の当初予算を組む段階から、五十年年度を上回る公債の発行規模になるだろう、赤字公債も出さざるを得ないんだということをおっしゃっている。そのところなんですよ。しかも、その理由は景気対策をやらなきゃならぬのだということですね。あの昭和四十年の赤字公債を出したときも、当初予算を編成した後で歳入欠陥の問題が出てきて、そうして補正予算で特別公債を出した。ことしもそうですよ。ことし特別公債を出すに当たって政府が何を強調しているか。もう当初予算は組まれました、歳出を余り削るわけにはいきません、だから足りない分は公債発行で賄わさしてくれ、こう言っておるわけですよ。ところが、今回は違うのですよ。歳出を抑制しようと思えば抑制できる。それにもかかわらず、当初から景気対策を名目に恐らく公共事業費もすいぶん伸ばすだろうと思う。かなり膨張した予算を組もう、そのための財源として赤字公債の発行というのを考えておられる。ここには赤字公債の発行が財政節度を失わしつとあるという最も有力な証拠があるんじゃないかと思う。この点どう思われますか。

○国務大臣(大平正芳君) 今日の経済の状況は、たびたび申し上げておりますように、一般的な増税がお願いできるような状態でもない、というて財政の事情は減税するような余裕はないということでございます。歳出の方につきましては、こういう財政事情でございますので、できるだけ節減を図らなければならぬわけでございますけれども、経済の状況がこういう状況でございますので、政策的な経費につきましても、思い切った削減を考えられるというふうな状況ではないという判断を

持つておるわけでございます。したがって、この際といたしましては、やむなく特別公債の発行をお認めいただくという異例の措置をお願いいたしておるわけでございます。しかし、これはあくまでも異例の措置でございます。経済の回復等を通じまして、こういう状況からなるべく早く脱却する方途を探求して健全財政への道に復帰しなければならぬと政府はせつかく考えております。

○渡辺武君 最後に一言だけ伺いますが、ここに私持っておりますのは十月三日の読売新聞。ここには「赤字公債の条件」ということでシンポジウムが行われた記録が書かれております。ここに財政制度審議会の会長の桜田さんが出席しておられる。そうしてこういうことを言っておられる。「中間報告は大甘だ。」——「中間報告」というのは財政制度審議会の中間報告。大臣も御承知のように、昭和五十五年年度には、五十年年度の歳入欠陥が三兆円の場合に恐らく公債の累積残高が六十兆円を超えるだろうというふうなショッキングな推計をしたその中間報告、これは大甘だというんです。そうして、しばらく言われた後で、「国債が今年度は六兆円、地方債が二兆円で、来年度はもっと多くなるだろう。十兆円でもかまわない。それより五十一、二年でカタをつけて、貿易依存度の高い日本が世界的な低成長時代に見合う財政運営を早く確立する必要がある。このためには、国債残高が三十一兆円になることを恐れる必要はない。高度成長による税の大幅な自然増収が望めないとすれば、今後の財政は国債に依存しなければいけない。」、こういうことを言っているんですよ。大臣は、できるだけ早く健全財政に戻りたいと言っている。しかし、財政制度審議会の会長さんが、来年度はもっと多くなるだろう、十兆円でも構わない、公債がなきゃやっていけないんだ、こういうことをシンポジウムの席で言い放っている。一体、こういう人を財政制度審議会の会長さんなどに据えておいて健全財政なるものに復帰できますか。その点どう思われます。

○国務大臣(大平正芳君) 桜田会長は私ども尊敬

する先聲でございます。人を批判する場合は、その言われたことを正確に調べました上でやらなければならぬわけでございますが、恐らく、言われた趣旨は、ことしとか来年というような年は公債に依存せざるを得ないであろうという御趣旨のことだと思っております。また、なるべく早く特例公債から脱却せねばならぬということも健全財政の鉄則でございます。私といたしましては、その鉄則には忠実に施策をしていきたいと考えております。

○渡辺武君 桜田さんは日経連の会長ですね、財界の大御所といわれる方です。こういう方が政府の重要な財政制度審議会の会長さんをやっておられる。そうしてまあ大臣がいまちょっと言われましたが、五十一、二年で片をつける、そのためには来年度は十兆円の公債出したって構わないのだと、こういうことですね。国債残高が三十一、四十兆になることを恐れる必要はない、むしろだと思っております。まさにそれを恐れないで、むしろそれを恐れるがゆえに健全財政を真剣に考えてえなげなればという、その時期にこういうことを言っておられる。私は、これは財界の要望を代表した意見だろというふうに思いますが、こういう方を財政制度審議会の会長さんに据えておくと、当然そこから打ち出される答申なるものは、財界の意見をよく反映したものになるんじゃないか、そう思いますけれども、その点どう思われますか。

○政府委員(松川道哉君) いまお示しになりましたものは、実は私もメンバーとして参加しておいたシンポジウムだろと思っております。そこで、私も大分古いことになりましたので記憶が定かではございませんが、桜田さんが強調なさっておられたのは、そこで、こういうことになっては大変だから、たとえばGNPの何%とか、そういう国債発行の限度の歯どめを検討すべきではないかということの枕でおっしゃったんじゃないかと私は記憶しておるんですが、そこで、私は私なりの意見を申し上げますが、結局それは模範生の答

弁だなどいふことで笑われたというくだけた感があります。あるいは編集でその辺が前後しておるかも知れません。したがって、私、ただいまの渡辺先生の御指摘をわきまを伺っておきまして、桜田さんの御意見が必ずしもその部分だけとれば真意のとおり伝わっていないのではないかと感じました。席におった一人として、若干記憶なのであやふやな点もございりますが一言申し上げさせていただきます。

○渡辺武君 あなたが模範生だと言っているのは、あれのかひやかされたのか、記事で読みましたよ。しかし、この記事に関する限りは、桜田会長は国債に依存しなければいけないのだ今後、ということも言っている。別に、国債を全然出すべきでないという立場は私どもと異なりません。とりませんけれども、少なくともいま国債の発行が大きな問題になっているときに、こういうような、放言とまああえて言いますけれども、事、責任のある立場にある人が言う、これは私は考えなければならぬ問題だと思えます。こういう方を大臣どうですか、こうした重要な審議会の会長に据えるということは適切じゃないのじゃないですか。

○國務大臣(大平正芳君) 大変高邁な御見識を持って、非常に熱心に財政制度審議会の運営をやっていたら御座いますので、大変私は感謝いたしておるわけでございます。

○栗林卓司君 現在が大変異常な状況にあることはいまさら申し上げるまでもないわけでございます。この状況が長く続きますと、日本の財政も経済も崩壊の危機にさらされると思えます。これを今後どうやっていくかが至急課題であるかと思えます。ただそれをお伺いする前に、当面、目先、十二月を考慮してみると、一体どうなのだろうかと、そこまでの心配をしなればいけない状況だという話も伺っております。これは大蔵省がお出しになった資料だと思えますけれども、「特例法の早期成立を必要とする理由」

という一枚紙の最後に、「十二月に特例公債を発行することが不可能となれば、月末には国庫の資金繰りに支障を生ずる恐れもある」という記事もあるわけでありまして、この間の事情について御説明をいただきたいと思えます。

○政府委員(松川道哉君) ただいま御指摘になりました資料のそのくだけたところは、私も心が配しておることを率直に文字にいたしましたのでございませう。実は、国庫の資金繰りは財政資金の効率的な運用ということで私どもが一本で取りまとめたその運営に当たっております。そしてこの対民間の収支であるとか国庫の中の資金繰りであるとか、こういったことは常時できるだけ正確な数字を把握しながら、そしてあるいは金融政策の資料にいたしまして、あるいはまた国庫の中の資金のやりくりの判断の資料にいたしておるわけでございます。しかしながら、項目が数方にわたりますので、現実の問題といたしましては、ごく直近のことは各機関なり各特別会計から聴取して実施いたしますが、通常ある月の見通しということになりまして、過去の経験率を使いまして、そしてマクロで計算をいたしまして、ある月にはどうなるかということを検討してその対策を考えておる次第でございます。

で、これは衆議院の大蔵委員会でも御質問ございましたので、当時の時点、すなわち今月の初めに見込みました数字を率直に御説明申し上げて、私どもがなぜここで資金繰りに支障を生ずるおそれがあるという心配をしているのかということも御説明いたしました。現在でもその気持ちに変わりはないと思えます。これを少し具体的に申し上げますと、ただいまマクロのときには過去の経験率と申し上げましたが、その中で歳出におきましては季節的な支出であり、しかも、ある程度その金額が把握できる食費会計を除きましたほかの全部につき、また歳入におきましては、三月に出ています個人申告所得税、これが特別な動きをするものでございますから、これを除く。この二つの要素を除きまして一般会計の支出、取

入、この両方をめどをつけますと、歳出において約二兆八千億であり、歳入において約一兆六千億、差し引き一般会計としては十二月中に一兆二千億足りなくなるのではないかと。それからまた、数多くございまして特別会計につきましても、合計いたしまして約七千億足りなくなるのではないかと。そういうことで国庫の資金繰りを見ますと一兆九千億足りなくなるわけでございますが、その中で財政法四條の国債の枠の残りがございましたので、これを全部十二月に出すということにいたしました。十二月中には資金不足が一兆六千四百億になるのではないかと、このような見積もりを立てた次第でございます。で、これを十一月の末、すなわち十二月初めの大蔵省証券の発行高約六千八百九十億円でございまして、これを足しますと、合計いたしまして、大蔵省証券を発行して賄わなければいけない資金の不足額が二兆三千二百九十億円になるというところで、これでは限度額を補正予算でせつかく二兆二千億円で上げていただきましたが、そこを突破するのではないかと。その意味でこの資金繰りに支障を生ずるおそれがある。したがって、十二月中にできるだけ早い機会に特例国債によってできるだけのことはしたい、すなわち、市中の金融その他から考えまして無理のない程度のもので、約二千四百億程度を発行させていただきます。こういうことを考えておったのでございませう。それからただいままで約二週間ほどの日時がたつてきております。その間の推移を見ますと、若干支出の方が遅いという感じがいたしております。その意味で、十二月の初めに心配しておったときとしましては、ほんの心持ち気持ちは違ってきておりますが、しかしながら、十二月というのは、人件費であるとか、各種の補助金であるとか、あるいは各種の公共事業費の支払いであるとか、これが年末にかけて殺到をいたします。その意味で、例年のことと比べても、十二月は、初めに租税収入がわりあい入ってまいります。これは、御案内のとおり、九月決算の法人がわりあ

多いものでございますから、それに関係する法人税が入ってくる。そこで若干中が落ちまして、月末へかけて支出が急上昇するというパターンをとっておりますので、現在でも多少緩和したかなという印象は持っておりますが、下手をすれば十二月の末に資金繰りに支障を生ずるおそれというのはまだあるという心配をいたしております。

○栗林卓司君　そうしますと、話を簡単に縮めていくと、十二月の当初お出しになった見込みでは、特別公債を仮に発行しないと十二月に千二百九十億円足らなくなるかもしれない。以降の推移で若干ちょっとうまくいくかなという感じはあるものの不安感は今と同じである、こう理解してよろしいですか。

○政府委員(松川道哉君)　御指摘のとおりでございます。

○栗林卓司君　そこでお伺いしたいんですが、お示しの数字をもとにして考えたとしまして、この千二百九十億円足らなくなるというのは、これももし本当に足らなくなったら、どういう対応の仕方があるわけですか。

○政府委員(松川道哉君)　ただいまの御質問は非常にむずかしい条件を付して仮定の問題でございますので、私どもとしてもお答えがしにくいのでございますが、その辺は、私どももいたしまして、できるだけ万が一の場合でも支障を生ずることのないよう、歳出に当たっておりますものの中に今月から来月へ繰り延ばしてもいいものがあるのかどうか、その辺を今月の初めに心がけて注意しておくように内々の指示をいたしておるところでございます。

○栗林卓司君　財政資金の支出を見る場合に、こういう整理が普通かどうかかわりませんけれども、対民間収支と対日銀収支に分けて、合わせたものが政府預金収支である、こういう見方をされるようでありまして、で、いまお示しの千二百九十億円というものが、対民間収支とか対日銀収支とかというばらばらのものではなくて、いわば政府預金収支としてそれだけの赤が出るのだ。もし仮にそ

ういことになりますと、いろいろやりくり算段はしたとしても相当容易ならざる赤字であるということになると思いますが、そういう性格の赤字でございますか。

○政府委員(松川道哉君)　民間との取引関係ないしは金融事情を見ますときの対民間収支と国庫の資金繰りで一番大きい違いは、運用部資金でございます。郵便貯金がなされますと郵便局から郵便特会を通じて運用部資金に入っておりますが、これは通常の国庫の資金繰りからは外れて、別のものとして扱われております。したがって、別国庫対民間の収支で相当金が上がってきておるじゃないかという場合でも、税金が上がってまいります場合と郵便貯金が上がってまいります場合は違っていて、ここに郵便貯金があるから一般会計の支出に充てるというぐあいにはまいらぬい。そこが一番大きい違いでございます。

○栗林卓司君　重ねてお尋ねしますと、対民間収支、対日銀収支ということになると資金運用部等も入ってくると思いますが、その線でいけば、対民間収支という面で国庫の収支を見ていくと、先ほどの赤字が想定される、大まかにそう理解してよろしいですか。

○政府委員(松川道哉君)　御指摘のとおりでございます。

○栗林卓司君　それで、立ち入ってお伺いしたいわけですが、一般会計として十二月に二兆八千億円出るのである。これはなかなか積み上げてみるという事はむずかしいから、過去の経験則から想定されているんだというお話でございますけれども、こういう問題についてどう考えたいらいたろうかという事でお伺いをするわけですが、その通常の経験則から予測を超えるような事態が仮にあった場合、ないとは絶対に言えないと思えます、で、特例法案の成り行きかんによってはやりくり算段の一つもして、千二百九十億円の赤字をどうしようかという事ば詰まったものを見る場合に、従来の経験則から十二月は二兆八千億だけでございますという事で

済むんだらうか、げたとして相当のいわば異常値に対する準備と、うものを考えておかないといけないんじゃないか、この点はいかがでございますか。

○政府委員(松川道哉君)　その点は御指摘のとおりでございます。私どもも、げたと申しますか、アローアンスと申しますか、そういったものはどうしても必要でございます。国庫全体としては数兆円に上がる金額のものを、しかも、数多い支出官または資金前渡官吏、そういったところを通じて歳入歳出の仕事をいたしておりますので、その意味で、または特別会計は特別会計なりに支払いの元請高を自分のところへ置いておかなければいけないという事情もございまして、そういったことを勘案いたしますと、御指摘のように、ある程度金額はキャッシュとして手元に置いておかなければいけないものが必要でございます。

○栗林卓司君　そのキャッシュとして置いておく金額というのは、法律に従って財政の運用をされるわけでありまして、郵便貯金で上がったから、あれを横目ににらんでというわけにもいかないんだらうと思えます。そこで、先ほどの対民間収支の面では、十二月は一兆千二百九十億円の赤字であるというお話がありました、不可測の事態も含めて考えると、本当はそれだけではなくて、よほどのものを持っていないと、額はわかりませんが、政府として、財政当局者としては大変心配なんだという事はありませんか。

○政府委員(松川道哉君)　ただいま御指摘のようなアローアンスは、これは資金の動きの激しいときには必要な量がよけいになります。資金の動きが少ないときは比較的少なくて済むと、そういう性格を持っております。その意味でも、十二月の特に末というのは資金の動きが激しいときでございますので、私どもとしても通常のときよりは少しよけい目の手元のゆとりを持ってなければいけないので、このように考えております。

○栗林卓司君　そのアローアンスの問題なんです、いろいろな見方も過程の中でもそれを見ていくという部分があるからでございます。これもいよいよその辺のところがかつちりと見通せるぐらなら、余り苦勞がないわけでありまして、なかなかそうはいかない。万が一を考えながら、そのときに支障がないようにとすると、先ほどのある前提を持った数字とはいいいながら、千二百九十億円だけ足をはみ出してしまふ。まかり間違つてこの特例法がどうかになった日にはえらいことだとなるわけなんです。そのときに、じゃ、どういうやりくりがあるかという、私の理解が間違つておればお直しいただきたいんですが、とにかく赤字が出ちゃったと、何とか財源対策をしると言われても、財政法の五条で、これはまことに希有なことですが、日銀引き受けの公債、借入金が決めておりますが、これは国会の議決が要る。第七条で、大蔵省証券、一時借入金の規定がありますが、これも国会の議決が要ります。第九条、国の財産を処分するかどうかということも、また法律に基づく場合

を除くほかこれを支払い手段として使用してはならない。がんじがらめが現行の財政法だと思ふんです。その意味で、将来非常に不可測の部分が多いんだということを考えると、恐らく内心はそうだと思いますが、よほど心配にならないければおかしいではあるまいか。そこでもちろん心配なんだとおっしゃるかもしれませんが、その辺のところ、この年の瀬の大詰めになって審議をしていくわけですけれども、不可測の場合にどういふ準備を政府として持っていたらいいかということも含めて本日はもっと明確にお示しいただいた方が審議をしているわれわれとしても大変楽なんだと思います。重ねての質問になりますが、いかがでしょう。

○政府委員(松川道哉君) たいま栗林委員が、こういう方法も法律で定められておる、こういう方法も定められておると、いろいろ例示がございました。私もどなたもいたして、何らかの方法で、ただいまお示しのような方法あるはこれに似たものが許されておるのであれば、その辺の心配を私としてもしなくて済むわけでございます。それからまた、私は責任者でございますから、先ほど申し上げましたとおり、若干のアローアンスを見込みながら運営していかねければいけないと思っております。その意味で、この法案が万一事になったときにどうするかと言われましても、私としてはそういう事態が起こらないように私なりの努力をし、そしてまたこの国会の御審議がスムーズに行くように、私どもの方でできることがあれば資料でも何でも御提出したいという態度で本日まで推移しておる次第でございます。

はそういう方が一ではなくて、私はもっと大蔵省がこういう問題に対して説得力を持たなければいけないんじゃないかと思つておる。先ほどの繰り延べどころというところも、不況対策との見合いでどんな位置づけになつておるのか、念のため伺つておきます。

○政府委員(松川道哉君) 不況対策との関係で申し上げますれば、先刻も他の委員に御説明いたしましたように、この特例法に基づいて発行の権限を付与される国債の金額が非常に多額でございます。それを短期間に市中で消化するということになりますと、思わざるところに思わぬトラブルが起る可能性もなしとしない。私もはその点も非常に心配いたしておりまして、先ほど御指摘のございました、私もが簡単に取りますと、特例法の早期成立を必要とする理由の第三番目のパラグラフにも、もしこういふものがおくれまして、金融市場の動向にかかりなく短期間に国債を発行するということになりまして、民間の金融、特に中小企業金融にも支障を生ずるおそれもあるのではないかと。その点からも非常に心配をいたしておる次第でございます。繰り返すには、市中で円滑に消化をいたしますために、特に末端の金融機関の窓口の職員に至るまで、これはこういうことで動いてきておるといふことをよく理解していただきまして、この窓口におけるトラブルなり何なりを少なくしなければいけない。できるだけの平準化された形でのこの国債の消化というものが、他の企業金融であるとか、あるいは社債の発行であるとか、そういった面に対するインパクトもなだらかなものにする。その意味で十二月にもこの特例法による国債が発行されるということが望ましいというところを感じております。そしてまたこれは御案内のことと思つて、役所の仕事は十二月二十八日が御用納めの日でございます。いままで、そこででき得べくんばそれまで入金が入つておつて、そのいろいろな支払いの原資として動くことが好ましいわけでございます。そういったしますと、いまから月末まで何日あるかとい

ことよりも、二十八日の日まで何日あるかということも頭を置きながら仕事を進めていかなければいけない。しかも、これは幸か不幸か、たまたまことは十二月二十八日が日曜でございます。十二月二十七日までいろいろなことをしなければいけない。そういうことになれば、本日から数えてあと指を折るほどの日にちしかないもんでございます。それから、その市中消化の期間が一日でも長ければそれだけ末端でのトラブルも少ない、円滑な国債消化ができる。そういう意味で一日も早くこの法律が御承認をいただければということをお私切望しておる次第でございます。

○栗林卓司君 市中金融も十二月、年の暮れは大変な繁忙期だと思つておる。で、特例公債を十二月に幾ら出すかというの、おおむね五千億前後というお答えが先ほどありましたから、従来の四公債の残り二千六百億を除いた二千四百億前後を出していただきたい、こういうことだと思つておる。二十八日が日曜日だから二十八日で指折り数えておつたつもりですが、一日でも多ければいいというほど柔な市中金融なんだ。常識的に考え、どの程度の期間が本来はあるべきなのか、この点はいかがですか。

○政府委員(松川道哉君) たびたびこの委員会で問題になっておられます個人消化ということをお考えすれば、常識的なスケジュールは三週間でございます。財政法四條ただし書に基づく国債も実は先月の末に契約をいたしまして、一日から募集を開始してこの二十日に入金いたします。しかしながら、今回のようなこういう事情のもとではそういうノーマルな手続がなかなかとりにくく、そういうなりまして、個人消化の割合はどうしても減つてくるだろうと思つておる。それならば一日でもいじやないかという極端な場合にはそういう御意見を聞き受ける金融機関をいたしましては、何日にどうするということを頭に置きまして、何日に金繰りを立てておられます。年末に資金を必要とする企業の中にも、あるいは何日から何日までとい

う企業もございましょうし、そういう観点から見れば、できるだけ早くこのスケジュールをみんなにお示しして、そして円滑な引き受けをしていただきたいというのが私どもの希望でございます。

○栗林卓司君 もともと十二月に公債を多額に発行すること自体が、民間に対してずいぶん御迷惑なことではなかつたか。

○政府委員(松川道哉君) その点は経済は生きておりますので非常にむずかしい要素がございまして、と申しますのは、一つは、対民間収支で見ますと、十一月は払い超になる時期でございます。しかも、御案内のとおり日銀券の発行高は非常に高くなる月でございます。ということは、財政では払い超が大きくなりながら、資金需給はどちらかというと締まる月でございます。そういうことで十二月は従来であれば、どちらかというところ、いわば金額を少なくする、そのような配慮をしてきておられます。ただいまの特例債にいたしまして、一月以降残ります金額が、仮に十二月にたいた御指摘の金額を発行いたしますとしても、月平均約六千億円になります。これは十二月より多い金額でございます。その意味でも、十二月から年度末へかけての全体の資金の動きを見ながら、私どもは、シロと相談してでき得べくんば合計五千億という金額で十二月を処理したいと考えております。

○栗林卓司君 とにかく十二月に、大変資金が詰まるときに、あえて五千億という四公債、特例公債合わせて出さなければいけないというの、一月以降三カ月で出していく額を考えると、どうしても十二月にそれだけ出さざるを得ないという経過もあつたんだらうと思つておる。それぞれ市中金融機関といえども金融機関であるわけですから、その市中金融の向こう側にはたくさんの中企業があるということを考えますと、まことに考えさせられる点が多々あると言わざるを得ないと思つておる。まあこれはこれで一応問題をおきまして、その先の一、二、三はまあよろしいとして、四

月、五月の問題について一点だけお伺いをしておきたいと思うんですが、先ほどたしか一月から三月発行した公債に対して超過的に発行する場合、正確なことは覚えておりませんが、四月、五月にそれを超過して公債を発行する場合があります。四月、五月まで発行期間を延ばしたんだという御説明だったと思いますが、この間についても少し御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 四、五月発行、出納整理期間発行の規定でございますが、これは二月に最終的に三分の公債発行額を決めるわけでございまして、シ団との契約をいたします際に、不確定な税収の要因でかなり大きな問題が二つございまして、それは、三月の土地の譲渡所得を含む確定申告の下落、それからもう一つは、十二月以降の決算の法人税収、こういうことになると思ひます。それはかなり大きなロットであるかと思ひますので、税収の見積もり等かなり正確になさるればおるわけでございまして、現実にはこれからは経済が推移してまいります際に、それが二月末時点では正確に見通し得ないということが起こり得る、その場合に、税収の減少を埋めるために発行をいたす今回の特例公債でございまして、特例公債が税収の減少分を超えて発行されるという形になりますと、特例公債を発行しながら剰余金をつくってしまふということになりますので、それを避けるために四、五月にその出納整理期間発行の規定を設けていたで、それによって運用操作よろしきを得たいという趣旨で申し上げたわけでございまして。

○栗林卓司君 これは二通り見ようと思ひます。見えてるわけですけれども、二兆二千九百億を三月まで目いっぱい発行いたしますと、三月決算を含めてふたをあけてみたら、いや、なかなかのものでございまして、赤字決算を現在財政法許しておりませんから、したがって、調整を四月、五月、の公債発行にゆだねたい、こうなりますと、そこで第二次補正をするかしないかということと結びついてくると思ひます。ですから、実は

そこを聞きたいんですが、二兆二千九百億という枠は、それを上回ることばまあ万々ない、こういう御判断だということでございますか。

○政府委員(大倉眞隆君) 二兆二千九百億と申しますか、五兆四千八百億と申しますか、それを上回ることば万々ないというためには税収が補正後の税収をほぼ確保できるということが金額的に一番大きいわけでございまして。十月末までの累計で見ますと、御承知のとおり前年比で九三・七%の税収でございます。補正のベースは九二・二%でございますから、十月末では若干のアンロスが残っておりますが、十一月末がまだあと十日ぐらいたちませんが正確にはわかりません。わかりませんが、私どもが日報などからできる限りの推計をいたしてみますと、恐らく十一月末では九三%、若干下へ落ちまして九二・八%とか、そのまわりの累計になるんではないかと。なお若干のアンロスが九二・二%に對してありますという意味は、補正を組みました後で九月決算までの姿はほぼ補正で見込んだような姿で推移しておる。補正を見込みましたときに非常に予測がむずかしくて、私が心配しております。三つございまして。

一つは九月決算、一つは年末のボーナス、もう一つは三月の申告所得税でございます。その三つの非常にオーダーの大きい心配の中で、最初の一つは、何とかまあ補正の見込み程度でとまっていたら、何とかまます、落ち方が、で、年末ボーナスはどうも新聞によりまして余り強気に見られない。したがって、残るべきは三月の申告所得税でございますが、その意味で心配は決して消えておりません。消えておりませんが、十一月末までの姿で今後推移してくれれば、税収の面から見ますと二次補正を組むところまで追いつかないで何とか五十年度はできると、いまなら申し上げられるのではないかと。ただ、やはり今後の金額のオーダーが非常に大きゅうございまして、たまたまは年末ボーナスが響く一月の源泉所得税というのは約八千億ベースであるとか、あるいは

は一月決算が入る三月末の金額というのは、失礼いたしました。十二月決算が入る二月末の金額は一兆を超えておるとか、三月は今年度で申しますれば一兆三千というオーダーの月が後ろに控えておりますので、いま確定的にもう絶対大丈夫ということはとうてい申し上げられない。ただ、心配の一つは消えたというようにお聞き取りいただきたいと思ひます。

○栗林卓司君 とにかくいまの財政法が赤字決算を全く許していないわけだから、その意味で出たとこ勝負で第二次補正の可能性もまたあると言えらると思ひますけれども、その点について別に深入りはしません。

ただ最後に一つだけ、いま補正時点で見込んだ想定と比べて実態との見合いが大変むずかしいんだというお話に對して一つだけお伺いしたいのは、当初予算と補正予算を比べて大幅に落ち込んだわけですね。所得税、法人税の落ち込みが一番大きかったです。それを念頭に置きながら、これだけの赤字公債をどうやってこれから消化していくのかという不安感がわれわれの側に起こるわけです。実は補正予算で見込んだあの大幅な落ち込みそのものが余りに異常値だったんじゃないか、あそこから上に回復することは本当は案外早いので、それを含めながら五十二年の財政展望もできるんではあるまいかという気も実はしないではない。で、これから来年度の予算編成作業に当然取りかかっていると思ひますけれども、当初予算で法人税の場合、当初所得率を九五%というところで計算をされました。これが大幅な赤字発生というところで七五に落とされた、それがいま御説明のように大方大体そんなところで実態は歩いていられないという御説明だったと思うのですが、来年度を展望する場合に、この七五というのはいくらぐらいになっていくのか、またどれぐらいになっていくかという見通しがいつごろわれわれには知ることができんか、この点を最後に御伺いしたいと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいまのお話は非常に一番予測のむずかしいところなんでございまして。ただ抽象的にいま申し上げられますのは、所得率の概念は対前年比の概念でございまして、五十年年度に對して五十一年度の所得率が下がるかどうか上がるかという意味で申し上げますと、私は上がるかという思ひます。所得率は、ただどの程度上がるかというのには、やはりけさは野田委員に申し上げましたように、生産をどの程度の伸びで見ているかに非常に大きく依存いたします。物価よりもむしろ生産の方に依存するというのがどうも経験的な私どもの感じでございます。生産がある程度伸びると見込まれる状態のもとは、もちろん経済見通しと法人税収の見通しはかなりのタイムラグがございまして、したがって、ある意味では半分近くも勝負がついておられますけれども、今後の予想の生産がある程度上がりましては、所得率という表現では五〇対五二は一〇〇を上回ってもおかしくないだろうと思ひます。

ただ、もう一つむずかしい問題は、そういうものはいわば経常利益ベースと申しますか、そういう計算になるわけでございまして。したがって、九月決算が新聞紙上に言われた経常利益の落ち込みであれば、とうていいま申し上げたような十一月税収にはならない。それが十一月税収は補正で見込んだ程度に落ち方がとまっておるといふのは、いわば経常で落ちちゃったのを、たとえば株を売ったり、土地を売ったりしてぎりぎり配当をするといふことで、そっちが申告に移ってくるわけなんです。したがって、今度は水面下から戻ります。ときには、経常の所得率がある程度上がってきまして、いわば株を売らずに済んだというところとまってしまうかもしれないんで、その両方を含み合せて考えないといけないというところで、いづれにしても、しかし、そう言っておりますけれども、間に合うように積算しなくちゃいけないわけでございますから、最後の決め手は、どうも生産をどの程度に見て、そのときに私どもが従来の経験から、いま申し上げました二つの要素をどうか



酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 和歌山市西高松二ノ一ノ四三

竹中良平外千百名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二四三六号 昭和五十年十一月八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 和歌山県新宮市大浜 一本杉作平

外八十六名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二四三七号 昭和五十年十一月八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田

神田延次外九百四十七名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二四四二号 昭和五十年十一月八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 和歌山県新宮市大浜五、一五二

弓場正紀外千八十五名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二四五一号 昭和五十年十一月八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 和歌山県新宮市佐野二、〇九〇

洞地郁哉外千八十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二四五二号 昭和五十年十一月八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市黒江八九五 笠井

弘一外千四百四十二名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二四五八号 昭和五十年十一月八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡小国町大字原甲二五

六上小国農業協同組合従業員組合

内 宮川誠一外百六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二四六二号 昭和五十年十一月十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県小千谷市真人町山新田 渡

部トキ子外八十七名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二四六七号 昭和五十年十一月十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 東京都文京区白山一ノ二ノ五

山本操子外五十一名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二五三七号 昭和五十年十一月十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(四通)

請願者 和歌山県那賀郡貴志川町神戸 吉

田すみ子外千七百七十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二五四三号 昭和五十年十一月十日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県八潮市大瀬 内田ひろみ外

三十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二五六〇号 昭和五十年十一月十一日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 和歌山市井ノ口一六四ノ三 中西

勝平外四十二名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二五六一号 昭和五十年十一月十一日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 和歌山県新宮市田鶴原町五、八三

五ノ二 和田美乃里外百二十八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二五六八号 昭和五十年十一月十一日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 和歌山県那賀郡貴志川町井ノ口

山田宮子外千三百二十二名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二五九九号 昭和五十年十一月十一日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 和歌山市小雑賀四二五 今中正雄

外千二百四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二六六三号 昭和五十年十一月十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県上田市緑ヶ丘一ノ一四ノ一

六 石川松雄外六十名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二六六四号 昭和五十年十一月十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺三、三九〇

松橋昌美外四十七名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二六六五号 昭和五十年十一月十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県南佐久郡小海町豊里八五〇

名取陽外四十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二六六六号 昭和五十年十一月十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県佐久市大字取出六四二 菓

山杉彦外四十名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七三六号 昭和五十年十一月十二日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県佐久市桜井九二ノ二 原順

一外三十九名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七三七号 昭和五十年十一月十二日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県佐久市桜井二七六 高橋清  
之助外三十九名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七三八号 昭和五十年十一月十二日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県佐久市野沢二二三 細川哲  
外四十一名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七三九号 昭和五十年十一月十二日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県松本市笹賀二、五九一 増  
田俊夫外四十一名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七四三号 昭和五十年十一月十二日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県小諸市平原 小林澄人外四  
十二名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七五九号 昭和五十年十一月十二日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 和歌山市鳴神六五三 小堀千鶴外

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七六〇号 昭和五十年十一月十二日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県須坂市春木町四五三 牧信  
子外四十名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七八四号 昭和五十年十一月十二日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県松本市島立二、二三七 上  
出幸男外四十名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七九六号 昭和五十年十一月十三日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県塩尻市広丘吉田一、〇五五  
ノ一八 四方荘一外三十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二七九七号 昭和五十年十一月十三日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県松本市元町三ノ八ノ一一  
小柴善一郎外四十八名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二八一四号 昭和五十年十一月十三日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県南佐久郡白田町美里一、六  
三三 小出一美外三十八名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二八二三号 昭和五十年十一月十三日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県松本市城ヶ崎一ノ一ノ四七  
野口直己外三十一名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二八二四号 昭和五十年十一月十三日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 和歌山県海南市島居二五四 浜田  
修造外四百九名

紹介議員 下村 泰君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二八二五号 昭和五十年十一月十三日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市下津井田之浦二ノ五  
ノ一七 山口利夫外八十四名

紹介議員 寺田 熊雄君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二八二六号 昭和五十年十一月十三日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 奈良県桜井市初瀬二、三六七 芝  
口勝外八十四名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 兵庫伊丹市南本町六ノ三〇日本  
庄延労働組合内 本田昭治外百四  
名

紹介議員 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二九二七号 昭和五十年十一月十三日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 鹿児島市和田町一、一一三ノ二  
四元金次郎外四百九十九名

紹介議員 久保 亘君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二九三九号 昭和五十年十一月十四日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福島県相馬郡鹿島町横手字西原田  
一八一 広畑見祐外二千六百五十  
五名

紹介議員 鈴木 一弘君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二九四〇号 昭和五十年十一月十四日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福島県田村郡船引町美谷久保九八  
助川富美子外二十五名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三〇五〇号 昭和五十年十一月十四日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 富山県水見市朝日本町職安内全日  
自労水見分会内 北山政治外九百  
四十名

紹介議員 和田 静夫君



この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三〇五一号 昭和五十年十一月十四日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 香川県観音寺市池ノ尻町一、〇七

一 大西キヨノ外二十九名

紹介議員 前川 亘君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三〇五二号 昭和五十年十一月十四日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町藤七本 高永

芳記外五百七十五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三〇五三号 昭和五十年十一月十四日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 岩手県水沢市佐倉河佐野原六三

岩瀨治三郎外九十五名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三〇五四号 昭和五十年十一月十四日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市甲子園口六ノ一ノ

四 島邑つる外二百二十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三〇九六号 昭和五十年十一月十五日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 岡山県久米郡瀬原町安井 山下登

喜子外二百五十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二二一号 昭和五十年十一月十五日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市片瀬二ノ一ノ二

椎橋和一外二百五十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二二八号 昭和五十年十一月十五日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 広島県因島市土生町一、七七三ノ

四 井上真道外百三十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二二九号 昭和五十年十一月十五日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 長野県南佐久郡小海町豊里 小池

権衛外七十二名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十年十一月十五日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 富山県婦負郡八尾町野飼 金松源

二外七百二十五名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二三八号 昭和五十年十一月十五日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 愛媛県宇和島市伊吹町北通一区

氏原敏男外八百十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二五一号 昭和五十年十一月十七日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市越水町八ノ一二 藤

田伍市外四百九十六名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二五二号 昭和五十年十一月十七日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県尼崎市神崎字近道三五ノ

二、二四一 水口百合子外四百二十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二七三号 昭和五十年十一月十七日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡市中央区今川二ノ一ノ四六

松本マサ外二百四十三名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三二八四号 昭和五十年十一月十七日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 鳥根県浜田市相生町一、三九六ノ

一 園田哲三郎外千九百六十五名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三六八号 昭和五十年十一月十七日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 鹿児島市皆志町河頭一、八三〇

米盛剛外五百名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三六九号 昭和五十年十一月十七日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 宮城県岩沼市字山桜一七七ノ一ノ

六 増田哲典外百四十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三七〇号 昭和五十年十一月十七日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福島県双葉郡榑葉町山田岡 松本

俊夫外十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三八二号 昭和五十年十一月十八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福島県双葉郡榑葉町下小崎字町一

〇九 松本勝義外十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三八三号 昭和五十年十一月十八日受理

酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市高木三三五 関はる

外二百二十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三八四号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県藤沢市辻堂七、〇六三  
曾我好行外七百四十九名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三八五号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市八千代町二ノ一五  
栖宗重雄外二百三名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三八六号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市不動前三ノ一ノ一  
八 金子磐外三百二名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三八七号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福島県双葉郡楡葉町上小橋馬場前  
二、三 渡辺久子外十四名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三八八号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市新宿町 大橋静  
枝外百三十二名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三三八九号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市八千代二ノ一五ノ  
一 設案定雄外四十九名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三四一九号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 宮城県北諸郡高城町大字穂満坊  
三、二一九 楠元マサ外百八名

紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三四二〇号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 宮城県日向市平岩 川野アグリ外  
百十九名

紹介議員 栗林 卓司君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三四二二号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 宮城県北諸郡高城町大字穂満坊  
二、八一七 森徳太郎外百十四名

紹介議員 柄谷 道一君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三四二二号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 宮城県北諸郡高城町有水五、八  
四一ノ二 関才次外百九名

紹介議員 中沢伊登子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五七四号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県田川市東区松原三区二ノ一  
〇 阿部ヨシ外四十九名

紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五七五号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県田川市東区古賀町 加来彦  
太郎外百九十九名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五七六号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県田川市伊田坑 吉松初夫外  
四十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五七七号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県田川市平松町八ノ七 松木  
徳太郎外四十九名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五七八号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県田川市西區平岡五組 中村  
フユノ外四十九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五七九号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県田川市東区夏吉泉ヶ丘 上  
原一文外九十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五八〇号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県田川市宮尾七ノ四七 鬼丸  
コト外四十九名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五八一号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(三通)

請願者 福島県白河市蛇石一七 宮城吉次  
郎外百十七名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三五八二号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 茨城県水戸市泉町四ノ五 藤本あ  
き外二百三名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六一九号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 栃木県小山市乙女上町一、二九八  
伊東延仍外百二十二名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六二〇号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)  
請願者 千葉県市川市若宮三ノ三四ノ二  
村上今朝一外六百十八名  
紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六二二号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(二通)  
請願者 福島県いわき市川部町北の内八七  
ノ一 蛭田吉郎外九百五十四名  
紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六八五号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市一番町一ノ一四ノ  
一六 久保田昌志外二十四名  
紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六八六号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県西条市飯岡辰川三、九二八  
ノ二六 荒木朱美外十九名  
紹介議員 青木 薪次君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六八七号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市瀬戸町六 原ナオ  
子外十九名  
紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六八八号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市桜木町二ノ二一  
藤田明美外十九名  
紹介議員 茜ヶ久保重光君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六八九号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市郷一六五 藤田秀  
久外十九名  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九〇号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市萩生二、六六〇  
福本保外十九名  
紹介議員 案納 勝君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九一号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市菊本町一ノ四ノ一  
六 高橋雪恵外十九名  
紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九二号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市新須賀町二ノ一〇  
ノ四〇 矢野明男外十九名  
紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九三号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市八雲町三ノ一 高  
橋ヒデ子外二十四名  
紹介議員 大塚 喬君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九四号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市港町七 荒木寿美  
外二十四名  
紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九五号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市新須賀町四ノ一〇  
馬木シゲ子外二十四名  
紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九六号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市西町一ノ二六 村  
尾要外二十四名  
紹介議員 片岡 勝治君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九七号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市沢津町二ノ二一ノ  
一〇 藤岡正一外二十四名  
紹介議員 片山 甚市君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九八号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市東雲町七七 福一  
二三外二十四名  
紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三六九九号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市松原町四、八二〇  
宇野正彦外二十四名  
紹介議員 神沢 浄君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七〇〇号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市瀬戸町四ノ一八  
古川寿外二十四名  
紹介議員 久保 亘君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七〇一号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市新須賀町一ノ五  
平田寛外二十四名  
紹介議員 工藤 良平君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七〇二号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市庄内町三ノ四ノ三  
七 合田文子外二十四名  
紹介議員 栗原 俊夫君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七〇三号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市庄内町三ノ四ノ三  
七 岡田ナカ外二十四名

紹介議員 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七〇四号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市多喜浜町白浜 横  
井久雄外二十四名

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七〇五号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市庄内町三ノ一一ノ  
三二 井上光昭外二十四名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七〇六号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市庄内町六ノ四ノ二  
岡伊左夫外二十四名

紹介議員 佐々木静子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七〇七号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市新須賀町二ノ五二  
八 越智テル外二十三名

紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三七五七号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福島県田村郡小野町南田原井字梨  
ノ木平四七 遠藤翼外千四十名

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八二二号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市笹原町一ノ一〇  
上田豊喜外七十九名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八二三号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市小浜町一三 石貫  
ユリ子外九十四名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八二四号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(七通)  
請願者 和歌山市田野三六九 静木香外千  
五十八名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八二五号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市上白川町一ノ三二  
二 笹木立外百十名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八二六号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市新地町三三 徳永  
清子外七十九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八二七号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市長溝町一六ノ二  
宮地永造外五十二名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八二八号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市竜瀬町一 樋口  
サダ子外五十四名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八二九号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市久福木県住 中垣  
辰雄外七十八名

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三〇号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市平原町三ノ一五  
酒井ヨシ子外五十四名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三一号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市本浜田町三 田上  
キクヨ外七十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三二号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市秋尾町二丁目 山  
坂輝市外五十四名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三三号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市大字今山一、二〇  
八ノ三 平尾渾太外五十九名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三四号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市桜町一六九 中山  
貞子外七十四名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三五号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願(三通)  
請願者 群馬県前橋市本町三ノ一六ノ八  
福島光外四百五十四名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三六号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市今山一、二〇八ノ  
三 田中政吉外五十四名  
紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三七号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市中白川一ノ一四〇  
副島たみ外五十四名  
紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三八号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市平原町一六二  
中 田政吉外四十九名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第三八三九号 昭和五十年十一月十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 茨城県結城市小田林二、六一七  
稲葉進外千二百四十八名  
紹介議員 矢田部 理君  
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第二三三六号 昭和五十年十一月七日受理  
土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 長崎市辻町五三三 田中金太外二  
千三百七十二名  
紹介議員 初村滝一郎君  
この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第二三三七号 昭和五十年十一月七日受理  
土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 沖縄県那覇市宇安里四六八 又木  
久正外六万五千二百二名  
紹介議員 山内 一郎君  
この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第三三九八号 昭和五十年十一月十八日受理  
土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 名古屋守山区大宇小幡字栗ノ木  
一 酒井清治  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第二五五九号 昭和五十年十一月十一日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 宮城県石巻市穀町五ノ二四 矢崎  
春彦  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六五八号 昭和五十年十一月十一日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区永犬丸三ヶ森電  
停前 佐藤八郎外百三十四名  
紹介議員 桑名 義治君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八三八号 昭和五十年十一月十三日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 名古屋瑞穂区豊岡通三ノ四八  
木村仁彦外五十四名  
紹介議員 柄谷 道一君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九二六号 昭和五十年十一月十三日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 京都府船井郡八木町八木中沢齒科  
診療所内 中沢武雄外五十五名  
紹介議員 小川 半次君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇七四号 昭和五十年十一月十四日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(百  
五十二通)

請願者 福島市飯坂町中野字月崎一八 大  
平ツヤノ外百五十一名  
紹介議員 鈴木 省吾君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五五九号 昭和五十年十一月十八日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(二  
通)

請願者 川崎市中原区小杉町二ノ一九九  
紋谷正人外千二百四十二名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七四七号 昭和五十年十一月十九日受理  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区清水三ノ七ノ五  
池田勝広外五十一名  
紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七六六号 昭和五十年十一月十二日受理  
私設看護婦養成施設建設資金に対する寄付の免税  
に関する請願

請願者 京都市上京区御前通今小路下ル馬  
喰町医療法人相馬外科病院内 相

馬秀臣  
紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二八三四号 昭和五十年十一月十三日受理  
私設看護婦養成施設建設資金に対する寄付の免税  
に関する請願(三通)

請願者 京都市下京区東堀川通四条下ル四  
条堀川町四条外科病院内 中野進  
外二名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第三〇五六号 昭和五十年十一月十四日受理  
私設看護婦養成施設建設資金に対する寄付の免税  
に関する請願(二通)

請願者 京都市上京区七本松通五辻上ル西  
陣病院内 中橋弥光外一名  
紹介議員 辻 一彦君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第三三六一号 昭和五十年十一月十七日受理  
私設看護婦養成施設建設資金に対する寄付の免税  
に関する請願(二通)

請願者 京都市伏見区深草正覚寺町二七医  
療法人大羽病院内 大羽喜雄外一  
名  
紹介議員 小川 半次君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第三二〇〇号 昭和五十年十一月十五日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町西小磯二二八  
渡辺一則外二十四名  
紹介議員 山中 郁子君

国民生活を一層苦しめ、物価値上げに拍車をかける政府の不当なたばこ値上げに強く反対する。

理由

政府は、昭和四十八年度純利益三千七百四十八億円にもぼる黒字のたばこを、更に平均四十八パーセントも大幅値上げをしようとしている。政府の値上げ理由の一つに、原料費の値上げをあげているが、専売公社の「たばこ販売原価の推移」によれば、葉たばこ耕作農民にたいして低い取納価格を押しつけているので原料費はこの十年間で二・三倍にとどまっていたが、一方原価償却費は同時期で四・三倍と急増している。これは専売公社の原価償却方法を定額法から定率法に切りかえ、償却費の増大につとめていっているからである。このようなやり方で「原料費の値上げ」を作り出し、国民にその負担を押しつけることは全く不当なことである。

第三五三三号 昭和五十年十一月十八日受理  
付加価値税創設反対に関する請願

請願者 広島県比婆郡西城町西城二二七  
藤田孝吉外百三十八名

紹介議員 浜本 万三君

付加価値税創設に絶対反対するとともに、その導入準備を取りやめさせるため、直ちに実効ある措置をとるよう強く要望する。

理由

「付加価値税」が導入されると、勤労国民の生活は確実な物価の上昇で一層苦しくなる。また、小・零細企業者には複雑な納税実務のおしつけや、資金繰りの悪化が起こつてくることは明らかである。そしてなによりも「付加価値税」が間接税であることから低所得者層ほど税負担率は増大し、大資本優遇を招く結果、社会的公正を更に増大させる。

第三五八七号 昭和五十年十一月十九日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 大阪府住之江区北加賀屋一ノ一  
ノ五 沢田和子外百七十名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三五三三五号と同じである。

第三五八八号 昭和五十年十一月十九日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 大阪府東大正区南恩加島町三一  
大 林直義外百七十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三五三三五号と同じである。

第三五八九号 昭和五十年十一月十九日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市西堤桶町三ノ一  
六 杉本英二外四十三名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三五三三五号と同じである。

第三五九〇号 昭和五十年十一月十九日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 大阪府平野区長吉長原東二ノ一〇  
ノ一七 諏訪正外百九十八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三五三三五号と同じである。

第三五九一号 昭和五十年十一月十九日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市東本町五ノ二ノ一〇  
赤松亮一外二百八十名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三五三三五号と同じである。

第三五九二号 昭和五十年十一月十九日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 大阪府平野区瓜破西一ノ一三 木  
下善明外六十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三五三三五号と同じである。

第三七八九号 昭和五十年十一月十九日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市西堤桶町三ノ一  
六 杉本英二外三十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三五三三五号と同じである。

第三五三六号 昭和五十年十一月十八日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都品川区西品川一ノ三〇ノ一  
一 小林忠信外九名

紹介議員 岩間 正男君

今国会に上程されている「酒税値上げ法案」に反対する。

理由

一、今回の酒税値上げは約二十二パーセントの大幅値上げとなっており、清酒特級は一升(一・八リットル)現在の酒税五百四十四円を六百二十三元に、一級は三百四十四円を三百六十一円に、ウイスキーは七百二十ミリリットル入り特級、現在の酒税六百六十九円を八百十九円に、一級は三百九十九円を三百七十八円に、ビールは六十八円を八十二円に引き上げるもので、ビール一本百八十円とすると、四十五パーセント強が税金を飲まざれていることとなる。  
二、こうした従量税とともに特級以上の酒には従価税をとっているが、これは付加価値税、売上税にもつながる。  
三、酒税の値上げによつて、酒・ビール・ウイスキーの値上げは必至となる。

第三五三七号 昭和五十年十一月十八日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北一ノ一八 石  
垣一外十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五三八号 昭和五十年十一月十八日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都北区赤羽三ノ一三ノ一六  
神田久雄外十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五三九号 昭和五十年十一月十八日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜新町一ノ一二ノ  
一五 田村弓外十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四〇号 昭和五十年十一月十八日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都目黒区中町一ノ一七ノ七 栗  
田方 新田十志外十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四一号 昭和五十年十一月十八日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島上町四六ノ三ノ  
五一六 平井利明外十二名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四二号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 埼玉県大宮市大成町三ノ二五四ノ  
Bノ四〇四 山田勉外十九名  
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四三号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都練馬区桜台三ノ三三三 小池  
俊昭外十九名  
紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四四号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都葛飾区奥戸一九ノ九 松戸  
広外十九名  
紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四五号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都品川区戸越六ノ一ノ三 辻  
昇外十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四六号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 埼玉県川口市芝六、九九〇ノ四  
豊田喜太郎外十名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四七号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都板橋区坂下二ノ二六ノ一九  
河野正行外十九名  
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四八号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区用賀三ノ二二ノ一  
七 浅井伸之外十九名  
紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五四九号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都中野区弥生町一ノ二二ノ一  
五 田中英外十九名  
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五五〇号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都港区新橋四ノ四ノ三 溝口  
猛外七十一名  
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五五一号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都目黒区洗足一ノ二八ノ二〇

紹介議員 山本猛巴外十九名  
橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五五二号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都中央区佃三ノ九ノ一〇 谷  
口正子外十九名  
紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五五三号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 埼玉県上福岡市霞ヶ丘三ノ五・八  
六ノ二 菊間健外十九名  
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五五四号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都江戸川区東小岩五ノ一一ノ  
二 生井沢英夫外十九名  
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五五五号 昭和五十年十一月十八日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願  
請願者 東京都大田区大森中二ノ一九ノ一  
一 橋本寅吉外十九名  
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第三五六四号 昭和五十年十一月十八日受理  
自動車関係諸税の引上げ回避に関する請願(四通)

請願者 長野市栗田四一六 石丸清市外七  
千六百十九名  
紹介議員 夏目 忠雄君

一、自動車関係諸税については、その増徴を回避  
すること。  
二、四十九年度税制改正で、二年間の暫定措置と  
して引き上げられた自動車重量税及び揮発油税  
については、暫定期限の切れる五十一年度から  
当初の税率にもどすこと。  
三、自動車排出ガス規制と関連して、既製の規制  
適合車に罰則的ペナルティ税を課すことについ  
ては、これを回避すること。

理由  
自動車ユーザーの税負担額は、度重なる新設・増  
徴により、すでに負担限度を超えるほど苛酷であ  
り、これ以上税負担が増加すると、自動車を不可  
欠としている中小企業や農業の経営を過度に圧迫  
することになる。

十二月五日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、酒、たばこ値上げ反対に関する請願(第三  
八五九号)(第三八九〇号)

第三八五九号 昭和五十年十一月二十五日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 京都市北区衣笠鏡石町九ノ一一  
藤井優三外四百五十三名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三五五九号と同じである。

第三八九〇号 昭和五十年十一月二十六日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願  
請願者 京都府与謝郡岩滝町字岩滝 大永  
美保子外八百二十七名  
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三五五九号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五五九号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五五九号と同じである。

十二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、付加価値税割設反対に関する請願（第三九  
九一号）

一、酒、たばこ値上げ反対に関する請願（第四  
〇〇一号）（第四〇九五号）（第四一一九号）  
（第四二二三号）（第四一五七号）（第四一六  
二号）（第四二六三号）（第四二六九号）（第四  
六九一号）

一、大規模な赤字公債の発行反対等に関する請  
願（第四〇九七号）

一、土地重課制度の廃止に関する請願（第四一  
六七号）

一、たばこの値上げ反対に関する請願（第四六一  
五号）（第四六一六号）（第四六一七号）（第四  
六一八号）（第四六一九号）（第四六二〇号）  
（第四六二二号）（第四六二二二号）（第四六二  
三号）（第四六二四号）（第四六二五号）（第四  
六二六号）（第四六二七号）（第四六二八号）  
（第四六二九号）（第四六三〇号）（第四六三  
一号）（第四六三二号）（第四六三三三号）（第四  
六三三三三号）

一、酒税値上げ法案反対に関する請願（第四六  
三五号）（第四六三六号）（第四六三七号）（第  
四六三八号）（第四六三九号）（第四六四〇号）  
（第四六四二号）（第四六四二二号）（第四六四  
三号）（第四六四四号）（第四六四五号）（第四  
六四六号）（第四六四七号）（第四六四八号）  
（第四六四九号）（第四六五〇号）（第四六五  
一号）（第四六五二二号）（第四六五三三号）（第四  
六五四四号）

第三九九一号 昭和五十年十一月二十七日受理  
付加価値税割設反対に関する請願

請願者 大阪市大正区南恵加島町三一 大  
林直義外六十名  
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三五三三号と同じである。

第四〇〇一号 昭和五十年十一月二十七日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草墨染町一一ノ二  
二 西本正二外百十五名  
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四〇九五号 昭和五十年十一月二十七日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願（三通）

請願者 茨城県結城市大字結城一一、八四  
〇 結城化工労働組合内 内藤利男  
外千二百三十三名  
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四一九号 昭和五十年十一月二十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市大井町土田東嶋六八  
清水守外二千二百五十五名  
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四一二三三三号 昭和五十年十一月二十八日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 京都府与謝郡野田川町岩屋五一二  
ノ三 宮崎竹治外四百四名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四一五七号 昭和五十年十一月二十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願（二通）

請願者 北九州市八幡西区香月上園 渡辺

朝男外千名  
紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四一六二二号 昭和五十年十一月二十九日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 京都市下京区中堂寺鐘田町九遠  
藤花子外百三十八名  
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四二六三三三号 昭和五十年十二月一日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市高森一、六九〇  
松野弘外二千二百二十名  
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四二六九九号 昭和五十年十二月二日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 長野県上高井郡小布施町山五島  
唐沢色治外四十名  
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四六九二二号 昭和五十年十二月四日受理  
酒、たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 兵庫県姫路市東遠山一、三三二  
牧野盛夫外百四十二名  
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第四〇九七号 昭和五十年十一月二十七日受理  
大規模な赤字公債の発行反対等に関する請願

請願者 青森県弘前市緑ヶ丘一ノ八ノ三  
小嶋誠剛外四名  
紹介議員 渡辺 武君

深刻な生活危機を打開するために、インフレを促  
進する大規模な赤字公債の発行をやめ、大企業、  
大資本家に対する租税特別措置など特権的減免税  
を洗い直し、国民の生活を守るための新財源を確  
保されたい。

第四一六七号 昭和五十年十一月二十九日受理  
土地重課制度の廃止に関する請願

請願者 福島県郡山市麓山一ノ七ノ一四  
熊久保勲夫  
紹介議員 鈴木 吾吾君

この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第四六一五号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 東京都江戸市和泉一五〇 坂口作  
一外十四名  
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三二〇〇号と同じである。

第四六一六号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大利根町砂原一ノ  
四三一 鹿兒島富造外九名  
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三二〇〇号と同じである。

第四六一七号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 茨城県取手市井野団地四ノ一八ノ  
四四 長田茂男外十一名  
紹介議員 小笠原貞子君



この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六一八号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市風渡野一九九ノ二  
磯野将外十名  
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六一九号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市中福岡五八 金子  
正雄外九名  
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大和根町五八三ノ  
二 杉田松三外六名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二二号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 東京都墨田区八広町四ノ四ノ五  
兼子寛外九名  
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二二二号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市豊田本一、二四七  
大畑実外九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二三号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 東京都北区滝野川三ノ七五ノ一五  
ノ二二二 坂元護外十四名  
紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二四号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 東京都町田市森野四ノ二ノ二八  
高橋寛外九名  
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二五号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市清生旭町九ノ一九  
清水保雄外九名  
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二六号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市元町二ノ一ノ一三  
小島豊助外八名  
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二七号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 東京都立川市栄町三ノ五八ノ八

加藤恵治外十四名

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二八号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台南一ノ二  
八ノ六 勝俣宗義外十四名  
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六二九号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 群馬県館林市大平町三ノ五 関口  
雄幸外九名  
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六三〇号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大和根町砂原一、  
九三四ノ一 羽鳥峯司外十四名  
紹介議員 橋本 教君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六三一号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県東松山市大字正代九四七  
雨宮孝平外六名  
紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六三二号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 茨城県石岡市若松町三三二 小野

紹介議員 瀬茂外九名

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六三三三号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡明和村矢島一、四四  
六角田正俊外九名  
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六三四号 昭和五十年十二月四日受理  
たばこ値上げ反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大和根町琴寄八九  
四 山崎源司外十四名  
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三一〇〇号と同じである。

第四六三五号 昭和五十年十二月四日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都狛江市和泉一五〇 坂口作  
一外十四名  
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六三六号 昭和五十年十二月四日受理  
酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大和根町砂原一、  
四三一 鹿尾島富造外九名  
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六三七号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 茨城県取手市井野団地四ノ一八ノ

四四 長田茂男外十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六三八号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市風渡野一九九ノ二

磯野将外十一名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六三九号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市中福岡五八 金子

正雄外九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四〇号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大利根町五八三ノ

二 杉田松三外六名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四一号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都墨田区八広町四ノ四五 兼

子実外九名

紹介議員 河田 賢次君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四二号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県越市豊田本三四七 大畑

実外九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四三号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都北区滝野川三ノ七五ノ一五

ノ二二二 坂元護外十四名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四四号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都町田市森野四ノ二二ノ二八

高橋寛外九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四五号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県越谷市蒲生旭町九ノ一九

清水保雄外九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四六号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市元町二ノ一ノ一三

小島豊助外八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四七号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 東京都立川市栄町三ノ五八ノ八

加藤恵治外十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四八号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台南一ノ二

八ノ二八 勝俣宗義外十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六四九号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 群馬県館林市大手町六ノ五 関口

雄幸外九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六五〇号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大利根町砂原一、

九三四ノ一 羽島峯司外十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六五一号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県東松山市大字正代九四七

雨宮孝平外六名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六五二号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 茨城県石岡市若松町三三二 小野

瀬茂外九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六五三号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡明和村矢島一、四四

六 角田正俊外九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

第四六五四号 昭和五十年十二月四日受理

酒税値上げ法案反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大利根町琴寄八九

四 山崎源司外十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三五三六号と同じである。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第二条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十一年五月三十一日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和五十年年度所屬の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第三条 政府は、第一条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条の規定により発行されるもの」の下に「並びに昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十年法律第 号)第一条の規定により発行されるもの」を加える。

第三号中正誤

一 段 行 誤 正

二 三 六 七 なかった なった

第四号中正誤

一 段 行 誤 正

二 三 六 七 上から 上げて

三 銀行 銀行法

昭和五十一年一月八日印刷

昭和五十一年一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W